



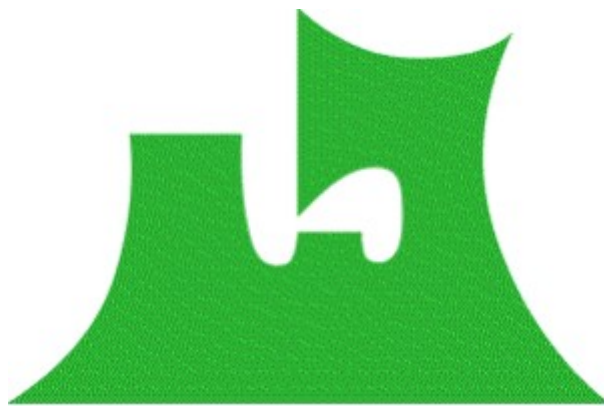
青森県基本計画

「選ばれる青森」への挑戦

支え合い、共に生きる

令和3年度

青森県税務統計



青森県総務部税務課

目 次

第一 財 政

1	税務行政の所管区域	1
2	令和3年度一般会計決算額	2
3	一般会計の歳入総額に占める県税収入の割合及び前年対比（平成24年度～令和3年度）	3
4	令和3年度一般会計歳入歳出予算及び決算	4
5	一般会計歳入歳出決算の累年比較	4

第二 税 収 入

1	令和3年度県税部別県税決算額	5
2	県税収入歩合推移	6
3	令和3年度県税決算額（総括）	7
4	令和3年度県税税目別県税部別調定収入等の実績	11
5	令和3年度県税に伴う税外の県税部別調定収入実績	12
6	県税部別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）	13
7	平成24年度～令和3年度調定額の前年対比	14
8	平成24年度～令和3年度収入額の前年対比	15
9	税目別収入歩合年度別調	16
10	令和3年度県税欠損処分年度別調	17
11	県税欠損処分県税部別調	19
12	県税欠損処分の内訳	20
13	県税の減免等の内訳	21
14	令和3年度県税滞納繰越額年度別調	22
15	県税滞納繰越額県税部別調	24
16	県税証明等手数料内訳	24
17	令和3年度延滞金税目別収入済額調	25
18	令和3年度延滞金未納額調	26
19	令和3年度県税部別、税目別納税者及び特別徴収義務者数調（現年課税分）	27
20	令和3年度県税関係予算計上の状況	28

第三 課 税 状 況

1	法人県民税等に関する調	29
(1)	法人県民税額等	29
(2)	業種別及び分割基準別	30
(3)	資本金別法人税割額等（普通法人分）	31
(4)	資本金別法人税割額等（全法人対象分）	32
(5)	利子割額	33
(6)	利子割の特別徴収義務者等	34
(7)	配当割	35
(8)	株式等譲渡所得割	35
2	個人事業税に関する調	36
(1)	第一種事業	36

(2) 第二種事業	36
(3) 第三種事業	37
(4) 分割個人の所得金額	38
(5) 事業専従者	38
(6) 所得階層別	39
(7) 個人事業税の減免	41
3 法人事業税に関する調	42
(1) 事業税額等	42
(2) 事業税額等（外形対象法人分）	43
(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）	44
(4) 所得階層別	45
(5) 業種別及び分割基準別	46
(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）	47
(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）	48
(8) 資本金別法人数	49
(9) 資本金及び所得階層別	50
(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）	51
(11) 付加価値割	52
(12) 付加価値割の内訳	52
(13) 雇用安定控除	53
(14) 資本割	54
(15) 資本割に係る持株特例	54
(16) 資本割の圧縮措置	55
(17) 徴収猶予	56
(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調	57
(19) 非課税事業	57
4 地方消費税に関する調	58
(1) 調定額	58
(2) 清算金収入額、清算金支出額等	58
5 不動産取得税に関する調	59
(1) 家屋	59
(2) 家屋の価格段階別	60
(3) 土地	61
(4) 土地の価格段階別	62
(5) 課税標準の特例の適用状況	63
(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況	65
6 ゴルフ場利用税に関する調	66
7 自動車税に関する調	67
(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調	67
ア 新車	67
イ 中古車	69
ウ 新車・中古車	71
エ 取得価額段階別（新車）	73
オ 取得価額段階別（中古車）	74
(2) 自動車税種別割に関する調	76

8	鉦区税に関する調	80
9	狩猟税に関する調	81
10	軽油引取税に関する調	82
	(1) 軽油の引取数量等	82
	(2) 課税免除措置の対象となる軽油	82
11	徴収状況に関する調	83
12	整理未済額の内訳	84
13	産業振興等に係る地方税の減免額に関する調	84
14	地方税に関する争訟に関する調	85
	(1) 不服申立て	85
	(2) 訴訟	85
15	犯則事件に関する調	86
16	延滞金等に関する調	87
	(1) 延滞金等	87
	(2) 過少申告加算金等	87
17	徴税費に関する調（累年比較）	88
18	税務機構に関する調	89

第四 調定収入状況

1	住民税	90
	(1) 調定収入状況	90
	ア 県税部別の状況	90
	イ 市町村別の状況	91
	(2) 県税部別個人県民税定期賦課の状況	93
	(3) 市町村別収入歩合年度別調	94
2	県民税利子割	96
3	法人県民税・事業税	97
	(1) 県税部別調定状況（現年課税分）	97
	(2) 業種別調定状況（現年課税分）	99
	(3) 法人県民税超過課税の状況	100
	(4) 法人県民税超過課税対象法人等の状況	101
	(5) 法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況	102
4	個人事業税	104
	(1) 調定状況（現年課税分）	104
	(2) 定期賦課の状況	105
5	不動産取得税	107
6	たばこ税	107
7	ゴルフ場利用税	108
8	自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割	109
9	自動車税種別割	110
	(1) 調定状況（現年課税分）	110
	(2) 定期賦課の状況	110
	(3) 自動車保有車両数の推移	111
10	軽油引取税	112

11 徴収状況	113
(1) 収入未済額の内訳	113
(2) 差押処分・換価処分の状況	113
12 納税証明書等交付件数調	114
13 更正・決定の状況（間税関係）	114

第五 税率等

令和3年度県税の税率等	115
-------------	-----

第六 参考計数等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較	126
2 県民の租税負担に関する調	127
(1) 全国	127
(2) 青森県	127
3 令和2年度国税徴収表	128
(1) 青森県分	128
(2) 税務署別実績調	128
4 令和3年度都道府県税決算見込額調	129
5 令和3年度東北六県県税税目別調定収入状況調	130
6 令和3年度市町村税の決算状況調	131
(1) 県計	131
(2) 市計	132
(3) 町村計	133
7 徴収取扱費及び県交付金市町村別交付状況	134
8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調	136

第七 税務機構

1 税務機構	137
2 県税調定件数・税務職員数年度別推移	138
3 税務職員数調	139
(1) 職種別	139
(2) グループ（課）別	139
4 税務職員年齢別調	140
5 税務課及び県税部所在地並びに管轄区域	141

利用上の注意

数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、計において必ずしも一致しない場合がある。

第一 財 政

1 税務行政の所管区域

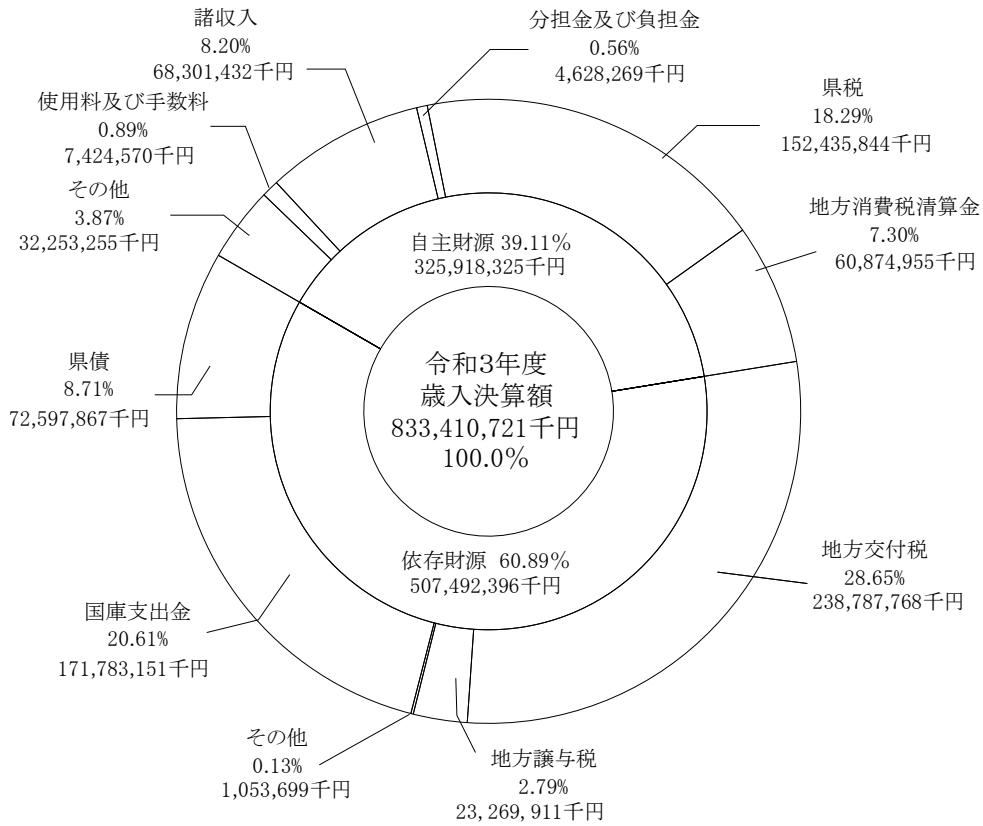


区分	所管区域	面積	人口	世帯数
東青	青森市、東津軽郡	1,478.11 km ²	292,337 人	146,504 世帯
中南	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	1,556.34	257,963	119,566
三八	八戸市、三戸郡	1,274.88	283,114	136,434
西北	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	1,794.38	133,438	62,698
上北	十和田市、三沢市、上北郡	2,126.10	189,826	88,859
下北	むつ市、下北郡	1,416.12	68,312	35,503
計	十市、八郡	9,645.94	1,224,990	589,564

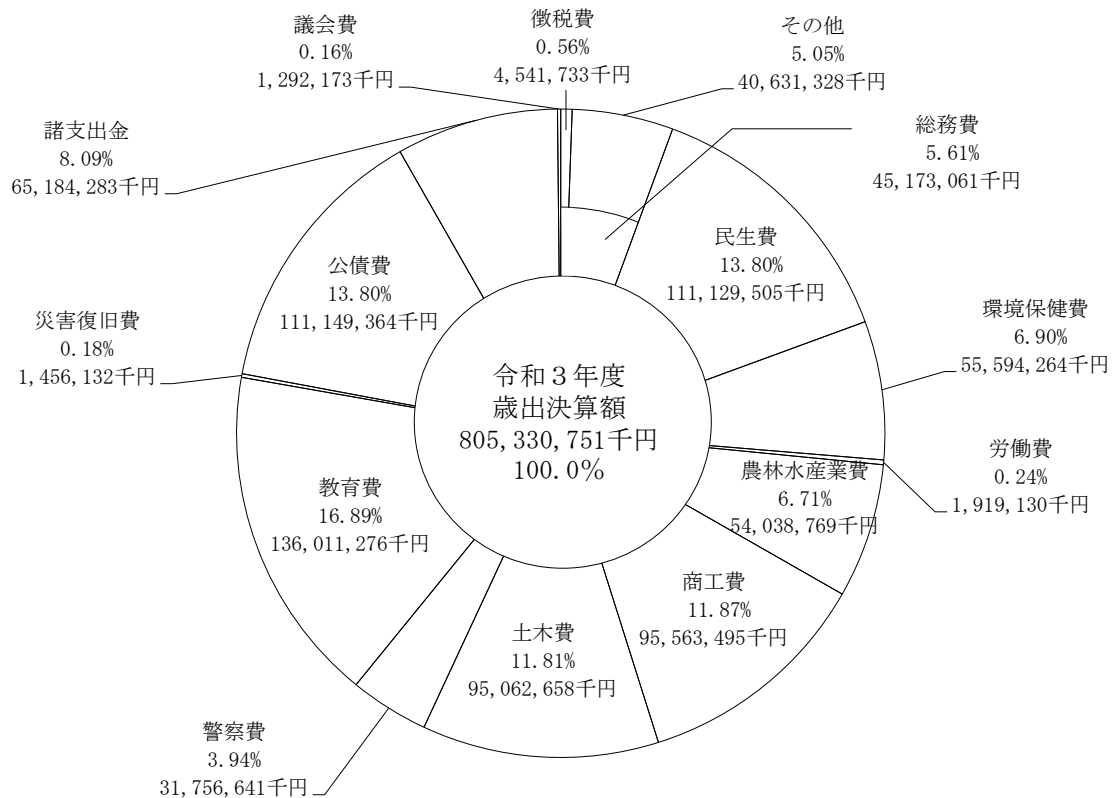
面積は「令和4年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」（国土地理院）による。
 人口、世帯数は令和4年8月1日現在住民基本台帳（日本人計）による。

2 令和3年度一般会計決算額

(1) 歳入決算額構成比



(2) 歳出決算額構成比

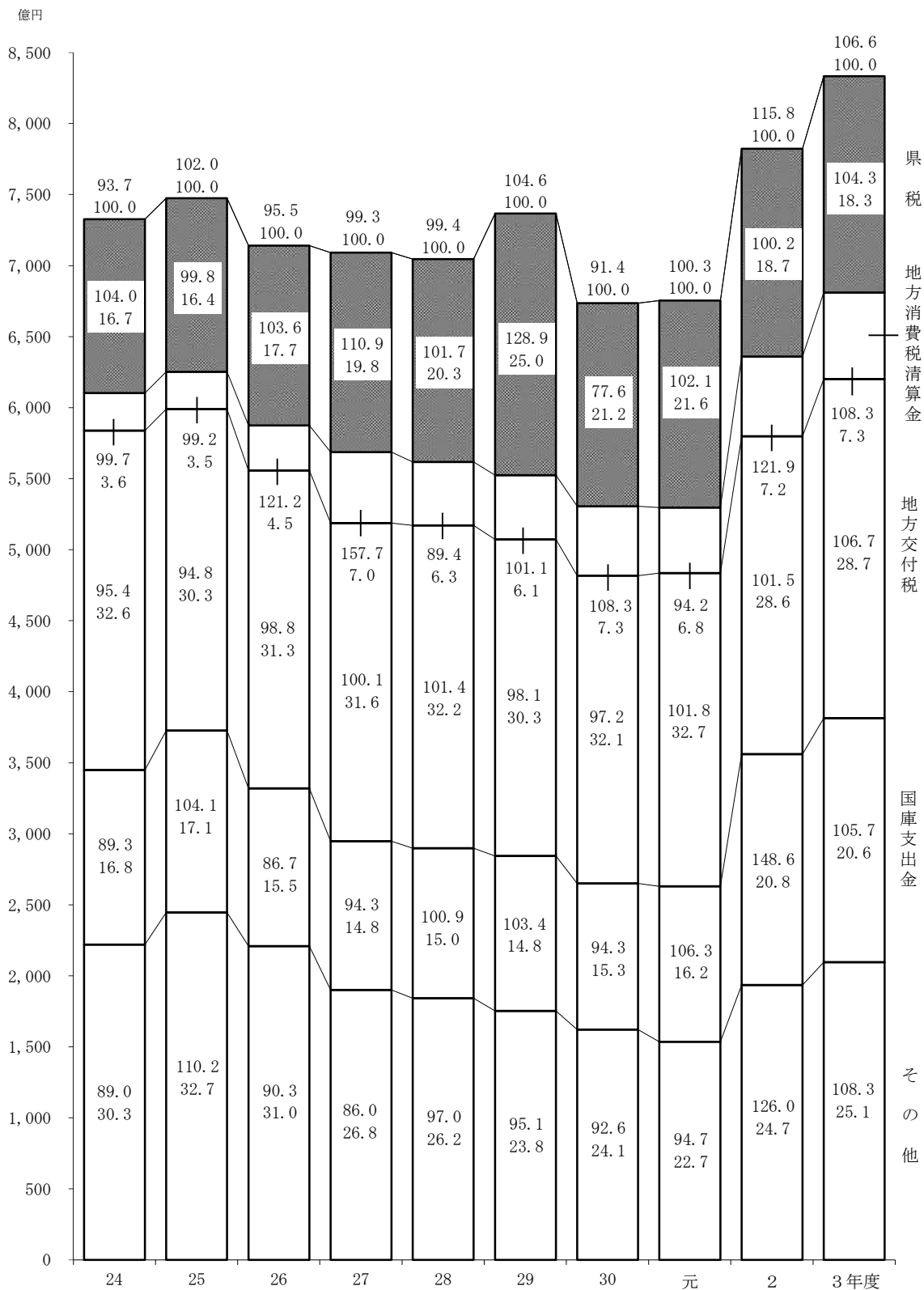


3 一般会計の歳入総額に占める 県税収入の割合及び前年対比

(平成24年度～令和3年度)

上段……前年対比%

下段……構成比%



4 令和3年度一般会計歳入歳出予算及び決算

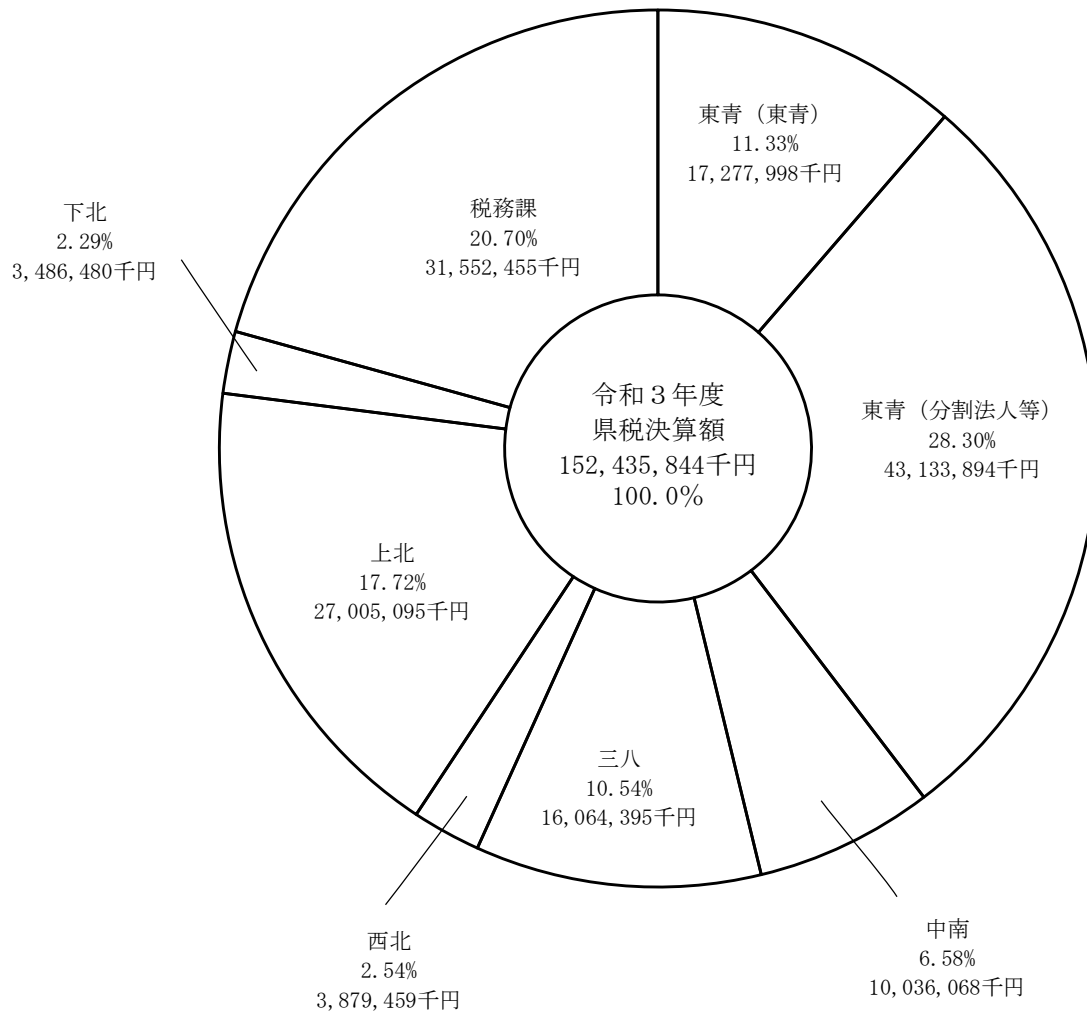
歳 入					(単位：円、%)		歳 出					(単位：円、%)	
区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に対する増減(△)額	予算額に対する割合	構 成 比		区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に対する増減(△)額	予算額に対する割合	構 成 比	
					予算額	決算額						予算額	決算額
県 税	152,067,039,000	152,435,843,760	368,804,760	100.2	16.33	18.29	議 会 費	1,333,957,000	1,292,173,272	△ 41,783,728	96.9	0.14	0.16
地方消費税清算金	60,874,955,000	60,874,955,109	109	100.0	6.54	7.30	総 務 費	51,851,544,000	45,173,060,622	△ 6,678,483,378	87.1	5.57	5.61
地方譲与税	23,269,911,000	23,269,911,010	10	100.0	2.50	2.79	民 生 費	114,438,206,000	111,129,504,713	△ 3,308,701,287	97.1	12.29	13.80
地方特例交付金	722,494,000	722,494,000	0	100.0	0.08	0.09	環 境 保 健 費	66,175,214,000	55,594,264,310	△ 10,580,949,690	84.0	7.11	6.90
地方交付税	238,787,768,000	238,787,768,000	0	100.0	25.65	28.65	労 働 費	2,323,945,000	1,919,130,483	△ 404,814,517	82.6	0.25	0.24
交通安全対策特別交付金	331,205,000	331,205,000	0	100.0	0.04	0.04	農 林 水 産 業 費	81,401,500,681	54,038,768,912	△ 27,362,731,769	66.4	8.74	6.71
分担金及び負担金	4,667,733,000	4,628,269,463	△ 39,463,537	99.2	0.50	0.56	商 工 費	111,876,064,000	95,563,495,492	△ 16,312,568,508	85.4	12.02	11.87
使用料及び手数料	7,406,770,000	7,424,569,995	17,799,995	100.2	0.80	0.89	土 木 費	142,251,421,013	95,062,657,675	△ 47,188,763,338	66.8	15.28	11.81
国庫支出金	237,141,059,007	171,783,150,576	△ 65,357,908,431	72.4	25.47	20.61	警 察 費	33,105,780,440	31,756,640,618	△ 1,349,139,822	95.9	3.56	3.94
財産収入	1,139,144,000	1,218,519,301	79,375,301	107.0	0.12	0.15	教 育 費	147,266,882,000	136,011,276,369	△ 11,255,605,631	92.4	15.82	16.89
寄附金	28,765,000	75,144,444	46,379,444	261.2	0.00	0.01	災 害 復 旧 費	2,384,630,000	1,456,132,284	△ 928,497,716	61.1	0.26	0.18
繰入金	10,949,988,000	10,373,464,210	△ 576,523,790	94.7	1.18	1.24	公 債 費	111,254,205,000	111,149,363,974	△ 104,841,026	99.9	11.95	13.80
繰越金	20,586,127,127	20,586,127,890	763	100.0	2.21	2.47	諸 支 出 金	65,279,709,000	65,184,282,729	△ 95,426,271	99.9	7.01	8.09
諸収入	70,848,297,000	68,301,431,745	△ 2,546,865,255	96.4	7.61	8.20	予 備 費	6,063,000	0	△ 6,063,000	—	0.00	—
県 債	102,127,866,000	72,597,866,666	△ 29,529,999,334	71.1	10.97	8.71							
計	930,949,121,134	833,410,721,169	△ 97,538,399,965	89.5	100.00	100.00	計	930,949,121,134	805,330,751,453	△ 125,618,369,681	86.5	100.00	100.00

5 一般会計歳入歳出決算の累年比較

歳 入					(単位：千円、%)		歳 出					(単位：千円、%)									
区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
県 税	184,260,899	25.0	142,930,479	21.2	145,874,817	21.6	146,191,197	18.7	152,435,844	18.3	議 会 費	1,287,172	0.2	1,214,048	0.2	1,258,698	0.2	1,194,948	0.2	1,292,173	0.2
地方消費税清算金	45,188,544	6.1	48,946,572	7.3	46,101,269	6.8	56,219,429	7.2	60,874,955	7.3	総 務 費	30,657,785	4.2	31,721,495	4.8	32,002,685	4.8	34,349,852	4.5	45,173,061	5.6
地方譲与税	21,051,442	2.9	23,417,503	3.5	22,824,271	3.4	21,321,732	2.7	23,269,911	2.8	民 生 費	100,446,973	13.9	95,568,084	14.4	98,877,300	14.9	108,608,634	14.4	111,129,505	13.8
地方特例交付金	374,043	0.1	451,640	0.1	1,441,133	0.2	754,701	0.1	722,494	0.1	環 境 保 健 費	19,170,830	2.7	19,067,394	2.9	19,820,836	3.0	41,227,082	5.4	55,594,264	6.9
地方交付税	222,957,678	30.3	216,642,644	32.2	220,529,779	32.6	223,762,919	28.6	238,787,768	28.7	労 働 費	1,745,585	0.2	1,699,484	0.2	1,759,462	0.3	1,798,926	0.2	1,919,130	0.2
交通安全対策特別交付金	355,101	0.0	326,592	0.0	308,405	0.0	339,150	0.1	331,205	0.0	農 林 水 産 業 費	52,291,802	7.3	51,684,718	7.8	50,582,548	7.6	53,336,329	7.0	54,038,769	6.7
分担金及び負担金	4,513,916	0.6	4,416,781	0.7	5,134,451	0.8	4,082,751	0.5	4,628,269	0.6	商 工 費	57,278,643	8.0	53,627,904	8.1	53,603,765	8.1	97,276,579	12.9	95,563,495	11.9
使用料及び手数料	8,348,651	1.1	8,140,960	1.2	8,124,240	1.2	7,433,583	1.0	7,424,570	0.9	土 木 費	77,904,057	10.8	79,335,026	12.0	82,480,103	12.4	84,375,140	11.1	95,062,658	11.8
国庫支出金	109,081,105	14.8	102,881,373	15.3	109,321,360	16.2	162,481,727	20.8	171,783,151	20.6	警 察 費	29,150,724	4.0	30,316,073	4.6	29,681,380	4.5	29,876,532	4.0	31,756,641	3.9
財産収入	1,273,524	0.2	1,027,604	0.1	1,273,683	0.2	941,269	0.1	1,218,519	0.1	教 育 費	144,586,059	20.0	132,869,839	20.1	130,460,655	19.7	132,898,364	17.6	136,011,276	16.9
寄附金	29,924	0.0	49,638	0.0	29,030	0.0	118,600	0.0	75,144	0.0	災 害 復 旧 費	4,002,743	0.6	589,446	0.1	173,462	0.0	265,445	0.0	1,456,132	0.2
繰入金	18,469,005	2.5	6,215,908	0.9	5,466,548	0.8	8,609,179	1.1	10,373,464	1.2	公 債 費	116,420,242	16.1	115,226,039	17.4	111,780,590	16.9	111,536,474	14.7	111,149,364	13.8
繰越金	13,569,653	1.8	14,033,381	2.1	10,545,855	1.6	11,715,737	1.5	20,586,128	2.5	諸 支 出 金	86,689,153	12.0	48,947,150	7.4	50,193,059	7.6	60,217,278	8.0	65,184,283	8.1
諸収入	44,138,810	6.0	41,952,472	6.2	40,466,035	6.0	75,327,897	9.6	68,301,432	8.2	予 備 費	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
県 債	63,079,793	8.6	62,157,000	9.2	58,012,780	8.6	62,870,870	8.0	72,597,867	8.7											
計	736,692,088	100.0	673,590,547	100.0	675,453,656	100.0	782,170,741	100.0	833,410,721	100.0	計	721,631,768	100.0	661,866,700	100.0	662,674,543	100.0	756,961,583	100.0	805,330,751	100.0

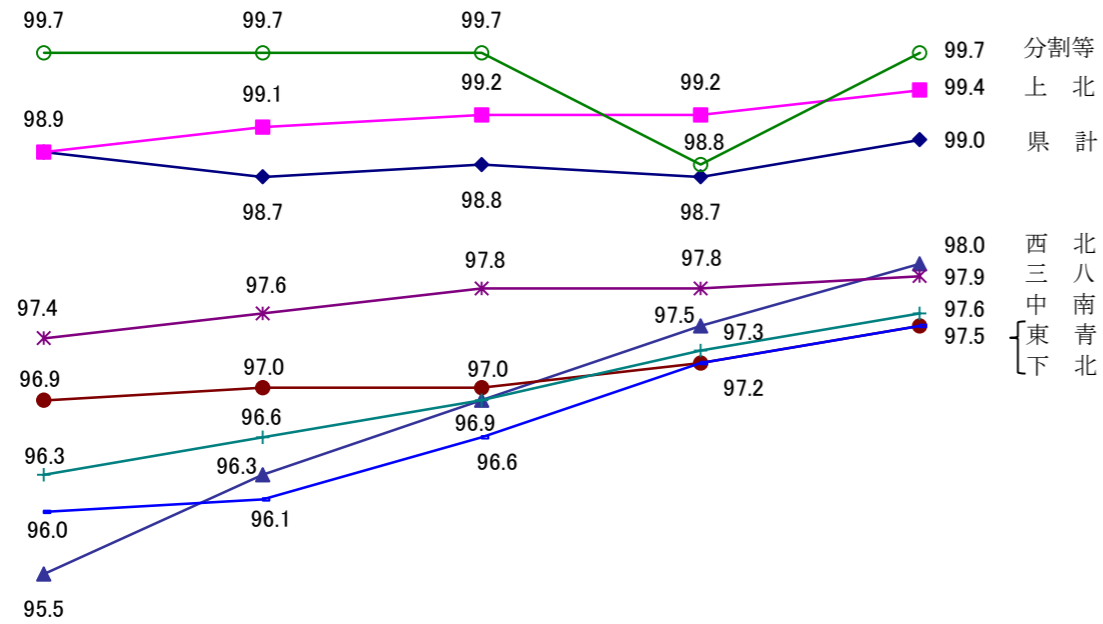
第二 稅 收 入

1 令和3年度県税部別県税決算額



2 県 税 収 入 歩 合 推 移

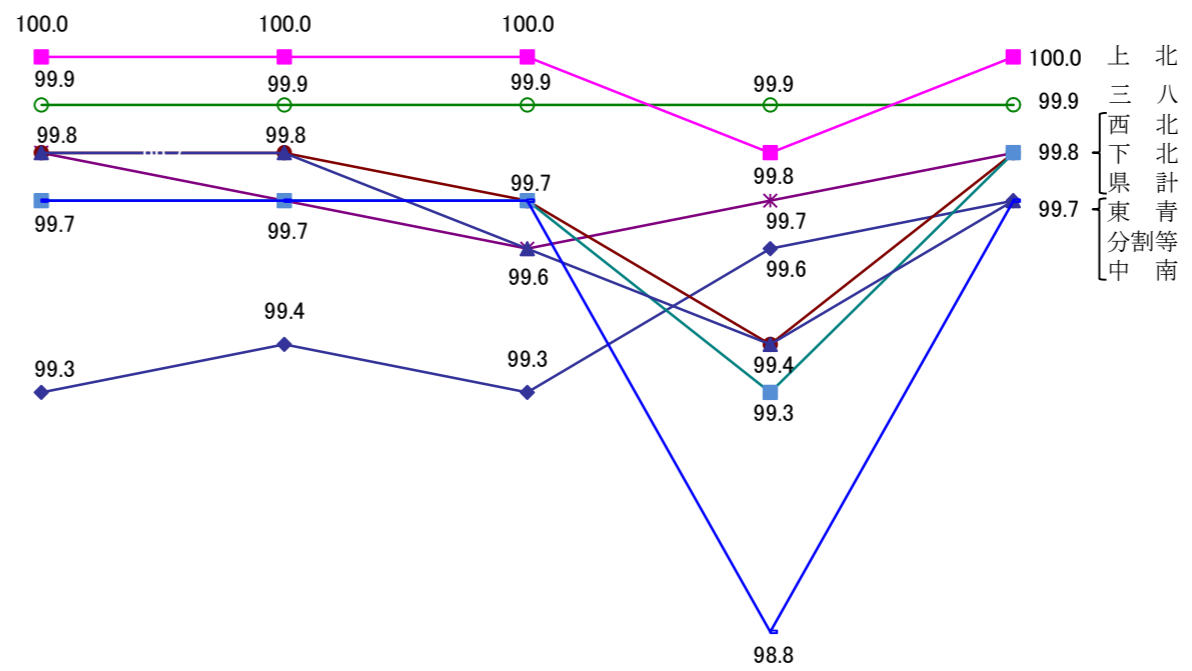
県 税 全 体



参 考	
分 割 等	99.7
上 北	99.4
県 計	99.0
西 北	98.0
三 八	97.9
中 南	97.6
東 青	97.5
下 北	97.5

29 30 元 2 3年度

個人県民税（均等割、所得割）、地方消費税
及び国有資産等所在都道府県交付金を除く県税



参 考	
上 北	100.0
三 八	99.9
西 北	99.8
下 北	99.8
県 計	99.8
東 青	99.7
分 割 等	99.7
中 南	99.7

29 30 元 2 3年度

3 令和3年度県税決算額（総括）

（単位：件、円）

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)			
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定		
普 通 税 計	現	119,933,931,000	1,232,813	120,702,960,918	1,219,933	120,277,208,249	114	2,359,036	12,766	423,393,633	100.3	99.6	
	繰	549,061,000	45,670	1,612,542,717	11,984	581,086,159	4,075	129,494,044	29,611	901,962,514	105.8	36.0	
	消	31,474,798,000	22	31,474,798,062	22	31,474,798,062					100.0	100.0	
	計	151,957,790,000	1,278,505	153,790,301,697	1,231,939	152,333,092,470	4,189	131,853,080	42,377	1,325,356,147	100.2	99.1	
県（個 人）	均等割及び所得割	現	33,517,478,000	618,766	33,954,434,617	607,614	33,623,761,812	95	1,895,598	11,057	328,777,207	100.3	99.0
	繰	360,647,000	43,559	1,306,189,379	10,765	341,611,807	3,981	123,002,552	28,813	841,575,020	94.7	26.2	
	計	33,878,125,000	662,325	35,260,623,996	618,379	33,965,373,619	4,076	124,898,150	39,870	1,170,352,227	100.3	96.3	
配 当 割	現	649,946,000	5,423	646,287,616	5,423	646,287,616					99.4	100.0	
	現	609,302,000	278	604,925,165	278	604,925,165					99.3	100.0	
	計												
民 法 人	現	2,717,924,000	32,055	2,715,315,200	31,884	2,710,171,920	15	349,238	156	4,794,042	99.7	99.8	
	繰	16,814,000	310	23,756,235	153	18,433,835	51	1,002,855	106	4,319,545	109.6	77.6	
	計	2,734,738,000	32,365	2,739,071,435	32,037	2,728,605,755	66	1,352,093	262	9,113,587	99.8	99.6	
利 子 割	現	164,013,000	3,899	137,963,366	3,899	137,963,366					84.1	100.0	
	繰												
	計	164,013,000	3,899	137,963,366	3,899	137,963,366					84.1	100.0	
税 事 計	現	37,658,663,000	660,421	38,058,925,964	649,098	37,723,109,879	110	2,244,836	11,213	333,571,249	100.2	99.1	
	繰	377,461,000	43,869	1,329,945,614	10,918	360,045,642	4,032	124,005,407	28,919	845,894,565	95.4	27.1	
	計	38,036,124,000	704,290	39,388,871,578	660,016	38,083,155,521	4,142	126,250,243	40,132	1,179,465,814	100.1	96.7	
業 法 人	現	1,019,066,000	12,141	1,041,486,800	12,053	1,025,610,905			88	15,875,895	100.6	98.5	
	繰	7,303,000	164	12,816,004	88	6,847,474	9	1,100,982	67	4,867,548	93.8	53.4	
	計	1,026,369,000	12,305	1,054,302,804	12,141	1,032,458,379	9	1,100,982	155	20,743,443	100.6	97.9	
税 計	現	27,268,235,000	17,640	27,291,015,700	17,588	27,274,625,951			52	16,389,749	100.0	99.9	
	繰	111,653,000	130	160,376,908	78	132,742,757	11	661,355	41	26,972,796	118.9	82.8	
	計	27,379,888,000	17,770	27,451,392,608	17,666	27,407,368,708	11	661,355	93	43,362,545	100.1	99.8	
地 方 消 費 税	現	28,287,301,000	29,781	28,332,502,500	29,641	28,300,236,856			140	32,265,644	100.0	99.9	
	繰	118,956,000	294	173,192,912	166	139,590,231	20	1,762,337	108	31,840,344	117.3	80.6	
	計	28,406,257,000	30,075	28,505,695,412	29,807	28,439,827,087	20	1,762,337	248	64,105,988	100.1	99.8	
不 動 産 取 得 税	現	29,117,986,000	11	29,117,985,982	11	29,117,985,982					100.0	100.0	
	繰	2,356,812,000	11	2,356,812,080	11	2,356,812,080					100.0	100.0	
	計	31,474,798,000	22	31,474,798,062	22	31,474,798,062					100.0	100.0	
た ば こ 税	現	1,825,255,000	15,323	1,862,360,910	15,256	1,853,192,813			67	9,168,097	101.5	99.5	
	繰	14,752,000	185	59,066,213	114	50,848,976	11	3,284,800	60	4,932,437	344.7	86.1	
	計	1,840,007,000	15,508	1,921,427,123	15,370	1,904,041,789	11	3,284,800	127	14,100,534	103.5	99.1	
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	1,682,794,000	982	1,682,830,660	982	1,682,830,660					100.0	100.0	
	繰												
	計	1,682,794,000	982	1,682,830,660	982	1,682,830,660					100.0	100.0	
軽 油 引 取 税	現	132,168,000	132	145,508,525	132	145,508,525					110.1	100.0	
	繰	2,143,000	4	4,286,650	4	4,286,650					200.0	100.0	
	計	134,311,000	136	149,795,175	136	149,795,175					111.5	100.0	
軽 油 引 取 税	現	13,359,795,000	1,887	13,545,263,659	1,887	13,545,263,659					101.4	100.0	
	繰												
	計	13,359,795,000	1,887	13,545,263,659	1,887	13,545,263,659					101.4	100.0	

（注） 滞納繰越分の調定済額については、繰越減額による調定減により、前年度の収入未済額と一致しない場合がある。

(単位：件、円)

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)			
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定		
自 動 車 税	環境性能割	現	920,072,000	19,113	888,963,800	19,112	888,947,800		1	16,000	96.6	100.0	
		計	920,072,000	19,113	888,963,800	19,112	888,947,800		1	16,000	96.6	100.0	
種 別 割	現	現	16,180,528,000	505,105	16,245,747,900	503,756	16,197,261,057	4	114,200	1,345	48,372,643	100.1	99.7
		繰	35,749,000	1,318	46,051,328	782	26,314,660	12	441,500	524	19,295,168	73.6	57.1
計	現	現	17,100,600,000	524,218	17,134,711,700	522,868	17,086,208,857	4	114,200	1,346	48,388,643	99.9	99.7
		繰	35,749,000	1,318	46,051,328	782	26,314,660	12	441,500	524	19,295,168	73.6	57.1
鉦 区 税	現	現	2,339,000	47	2,228,000	47	2,228,000					95.3	100.0
		計	2,339,000	47	2,228,000	47	2,228,000					95.3	100.0
固 定 資 産 税	特 交	特	439,648,000	5	470,078,000	5	470,078,000					106.9	100.0
		計	77,657,000	1	77,657,400	1	77,657,400					100.0	100.0
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	現	現	19,367,711,000	16	19,390,893,600	16	19,390,893,600					100.1	100.0
		計	19,367,711,000	16	19,390,893,600	16	19,390,893,600					100.1	100.0
目 的 税 計	現	現	82,412,000	571	88,149,939	571	88,149,939					107.0	100.0
		計	82,412,000	571	88,149,939	571	88,149,939					107.0	100.0
狩 猟 税	現	現	4,259,000	364	3,971,400	364	3,971,400					93.2	100.0
		計	4,259,000	364	3,971,400	364	3,971,400					93.2	100.0
産 業 廃 棄 物 税	現	現	78,153,000	207	84,178,539	207	84,178,539					107.7	100.0
		計	78,153,000	207	84,178,539	207	84,178,539					107.7	100.0
旧 法 に よ る 自 動 車 税	現	現	1,000									極大	100.0
		計	1,000										
自 動 車 税	現	現	1,000	12	294,100	12	294,100						
		繰	26,835,000	1,476	53,682,165	395	14,307,251	151	5,785,374	930	33,589,540	53.3	26.7
県 税 合 計	現	現	120,016,345,000	1,233,396	120,791,404,957	1,220,516	120,365,652,288	114	2,359,036	12,766	423,393,633	100.3	99.6
		繰	575,896,000	47,146	1,666,224,882	12,379	595,393,410	4,226	135,279,418	30,541	935,552,054	103.4	35.7
均 等 割、所 得 割、地 方 消 費 税 及 び 国 有 資 産 等 所 在 都 道 府 県 交 付 金 を 除 く 県 税 合 計	消 計	消	31,474,798,000	22	31,474,798,062	22	31,474,798,062					100.0	100.0
		計	152,067,039,000	1,280,564	153,932,427,901	1,232,917	152,435,843,760	4,340	137,638,454	43,307	1,358,945,687	100.2	99.0
参 考	特別証紙収入分	現	86,421,210,000	614,629	86,759,312,940	612,901	86,664,233,076	19	463,438	1,709	94,616,426	100.3	99.9
		繰	215,249,000	3,587	360,035,503	1,614	253,781,603	245	12,276,866	1,728	93,977,034	117.9	70.5
自 動 車 税 種 別 割	現	現	86,636,459,000	618,216	87,119,348,443	614,515	86,918,014,679	264	12,740,304	3,437	188,593,460	100.3	99.8
		繰											
自 動 車 税 種 別 割	現	現				12,233	570,223,000						
		繰				21,790	375,845,300						

(単位：件、円)

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定
延滞金	88,982,000	6,183	82,712,466	6,183	82,712,466					93.0	100.0
過少申告加算金	現 1,031,000	74	321,805	73	291,910			1	29,895	28.3	90.7
	繰 1,000										
	計 1,032,000	74	321,805	73	291,910			1	29,895	28.3	90.7
不申告加算金	現 865,000	81	919,451	71	484,620			10	434,831	56.0	52.7
	繰 352,000	41	965,218	10	353,557	7	50,552	24	561,109	100.4	36.6
	計 1,217,000	122	1,884,669	81	838,177	7	50,552	34	995,940	68.9	44.5
重加算金	現 20,774,000	223	17,706,110	207	12,599,442			16	5,106,668	60.7	71.2
	繰 1,000	19	3,405,037	2	14,314			17	3,390,723	極大	0.4
	計 20,775,000	242	21,111,147	209	12,613,756			33	8,497,391	60.7	59.7
個人											
県	過少申告加算金										
	不申告加算金										
民	重加算金										
	重加算金										
県	過少申告加算金										
	不申告加算金										
民	重加算金										
	重加算金										
法	過少申告加算金	51	286,705	50	256,810			1	29,895		89.6
	不申告加算金	72	891,251	62	456,420			10	434,831		51.2
業	重加算金	31	610,646	10	353,557	7	50,552	14	206,537		57.9
	重加算金	223	17,706,110	207	12,599,442			16	5,106,668		71.2
税	重加算金	19	3,405,037	2	14,314			17	3,390,723		0.4
	重加算金										
た	過少申告加算金										
	不申告加算金										
こ	重加算金										
	重加算金										
ゴ	過少申告加算金										
	不申告加算金										
ル	重加算金										
	重加算金										
場	過少申告加算金										
	不申告加算金										
利	重加算金										
	重加算金										
用	過少申告加算金										
	不申告加算金										
税	重加算金										
	重加算金										
軽	過少申告加算金	20	25,000	20	25,000						100.0
	不申告加算金	1	2,800	1	2,800						100.0
油	重加算金										
	重加算金										
取	過少申告加算金										
	不申告加算金										
引	重加算金										
	重加算金										
税	過少申告加算金										
	不申告加算金										
取	重加算金										
	重加算金										

(単位：件、円)

区 分	予 算 額	調 定 済 額		収 入 済 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 率 (%)		
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	対予算	対調定	
環境性能割	過少申告加算金		10,100	3	10,100						100.0	
	不申告加算金		25,400	8	25,400						100.0	
	重加算金											
核燃料物質等取扱税	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
産業廃棄物税	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
自動車取得税(旧法)	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
軽油引取税(旧法)	過少申告加算金											
	不申告加算金											
	重加算金											
滞納処分費	1,000											
通告処分収入	1,000											
過誤納未還付金	1,000	24	52,305	24	52,305					極大	100.0	
県税関係証明等手数料	8,667,000	21,448	8,579,400	21,448	8,579,400					99.0	100.0	
税 外 合 計	現	120,322,000	28,033	110,291,537	28,006	104,720,143			27	5,571,394	87.0	94.9
	繰	354,000	60	4,370,255	12	367,871	7	50,552	41	3,951,832	103.9	8.4
	計	120,676,000	28,093	114,661,792	28,018	105,088,014	7	50,552	68	9,523,226	87.1	91.7
合 計	152,187,715,000	1,308,657	154,047,089,693	1,260,935	152,540,931,774	4,347	137,689,006	43,375	1,368,468,913	100.2	99.0	

4 令和3年度県税税目別県税部別調定収入等の実績

(単位：千円、%)

区分	東 青																								中 南			三 八			西 北			上 北			下 北			計		
	東		青		分割		等		計		中		南		三		八		西		北		上		北		下		北		計											
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額												
県民税	個人均等割及び所得割	現	144,257	8,558,487	99.0	8,474,585			144,257	8,558,487	99.0	8,474,585	126,613	6,674,700	99.1	6,612,976	152,916	8,431,982	98.8	8,331,945	60,372	2,774,536	99.2	2,753,404	100,588	5,579,068	99.2	5,536,802	34,020	1,935,662	98.9	1,914,050	618,766	33,954,435	99.0	33,623,762						
		繰計	13,867	418,089	22.1	92,264			13,867	418,089	22.1	92,264	8,086	234,010	26.5	61,900	10,758	327,831	29.0	95,176	2,875	81,597	31.3	25,539	5,304	163,487	30.1	49,263	2,669	81,175	21.5	17,470	43,559	1,306,189	26.2	341,612						
県民税	配当割株式等譲渡所得割	現	158,124	8,976,576	95.4	8,566,849			158,124	8,976,576	95.4	8,566,849	134,699	6,908,710	96.6	6,674,876	163,674	8,759,813	96.2	8,427,121	63,247	2,856,133	97.3	2,778,943	105,892	5,742,555	97.3	5,586,065	36,689	2,016,837	95.8	1,931,520	662,325	35,260,624	96.3	33,965,374						
		繰計					5,423	646,288	100.0	646,288	5,423	646,288	100.0	646,288	278	604,925	100.0	604,925	278	604,925	100.0	604,925	278	604,925	100.0	604,925	278	604,925	100.0	604,925	278	604,925	100.0	604,925	278	604,925	100.0	604,925				
県民税	法人	現	6,189	220,580	99.4	219,312	6,684	1,746,749	100.0	1,746,136	12,873	1,967,329	99.9	1,965,448	4,888	165,323	99.2	164,057	6,223	247,035	99.6	245,957	2,568	81,049	99.8	80,897	4,205	179,427	99.6	178,762	1,298	75,152	99.9	75,051	32,055	2,715,315	99.8	2,710,172				
		繰計	73	2,770	34.6	959	55	15,497	93.0	14,416	128	18,267	84.2	15,375	70	2,886	60.8	1,755	46	1,211	48.1	582	23	449	65.5	294	32	571	41.7	238	11	372	50.8	189	310	23,756	77.6	18,433				
県民税	利子計	現	6,262	223,350	98.6	220,271	6,739	1,762,246	99.9	1,760,552	13,001	1,985,596	99.8	1,980,823	4,958	168,209	98.6	165,812	6,269	248,246	99.3	246,539	2,591	81,498	99.6	81,191	4,237	179,998	99.4	179,000	1,309	75,524	99.6	75,240	32,365	2,739,071	99.6	2,728,605				
		繰計	164,386	9,199,926	95.5	8,787,120	16,339	3,151,422	99.9	3,149,728	180,725	12,351,348	96.6	11,936,848	139,657	7,076,919	96.7	6,840,688	169,943	9,008,059	96.3	8,673,660	65,838	2,937,631	97.4	2,860,134	110,129	5,922,553	97.3	5,765,065	37,998	2,092,361	95.9	2,006,760	704,290	39,388,871	96.7	38,083,155				
事業税	個人	現	2,940	1,751,135	99.7	1,745,330	5,419	19,552,152	100.0	19,550,412	8,359	21,303,287	100.0	21,295,742	2,305	1,120,904	99.8	1,118,336	2,911	1,947,445	100.0	1,946,647	1,263	588,702	100.0	588,635	2,145	1,700,080	99.7	1,694,705	657	630,598	100.0	630,561	17,640	27,291,016	99.9	27,274,626				
		繰計	31	11,297	28.2	3,181	38	131,809	90.3	119,033	69	143,106	85.4	122,214	19	8,349	76.5	6,387	13	3,432	38.7	1,329	12	1,943	91.9	1,786	12	1,714	58.8	1,007	5	1,833	1.1	20	130	160,377	82.8	132,743				
事業税	法人計	現	2,971	1,762,432	99.2	1,748,511	5,457	19,683,961	99.9	19,669,445	8,428	21,446,393	99.9	21,417,956	2,324	1,129,253	99.6	1,124,723	2,924	1,950,877	99.9	1,947,976	1,275	590,645	100.0	590,421	2,157	1,701,794	99.6	1,695,712	662	632,431	99.7	630,581	17,770	27,451,393	99.8	27,407,369				
		繰計	2,971	1,762,432	99.2	1,748,511	17,762	20,738,264	99.8	20,701,904	20,733	22,500,696	99.8	22,450,415	2,324	1,129,253	99.6	1,124,723	2,924	1,950,877	99.9	1,947,976	1,275	590,645	100.0	590,421	2,157	1,701,794	99.6	1,695,712	662	632,431	99.7	630,581	30,075	28,505,696	99.8	28,439,828				
地方消費税	譲貨計	現																																								
		繰計					12,141	1,041,487	98.5	1,025,611	12,141	1,041,487	98.5	1,025,611	164	12,816	53.4	6,848	164	12,816	53.4	6,848	164	12,816	53.4	6,848	164	12,816	53.4	6,848	164	12,816	53.4	6,848	164	12,816	53.4	6,848				
不動産取得税	現	現	3,308	503,065	98.9	497,294	3,308	503,065	98.9	497,294	3,130	363,205	99.4	361,205	3,317	421,059	99.8	420,277	1,911	218,046	99.9	217,786	2,848	300,537	99.9	300,234	809	56,449	99.9	56,397	15,323	1,862,361	99.5	1,853,193								
		繰計	77	16,446	79.5	13,081	77	16,446	79.5	13,081	33	3,244	86.9	2,819	26	2,699	28.7	775	7	3,811	70.2	2,674	33	31,639	99.0	31,332	9	1,228	13.7	168	185	59,067	86.1	50,849								
たばこ税	現	現				982	1,682,831	100.0	1,682,831	982	1,682,831	100.0	1,682,831	3,163	366,449	99.3	364,024	3,343	423,758	99.4	421,052	1,918	221,857	99.4	220,460	2,881	332,176	99.8	331,566	818	57,677	98.1	56,565	15,508	1,921,428	99.1	1,904,042					
		繰計				982	1,682,831	100.0	1,682,831	982	1,682,831	100.0	1,682,831	3,163	366,449	99.3	364,024	3,343	423,758	99.4	421,052	1,918	221,857	99.4	220,460	2,881	332,176	99.8	331,566	818	57,677	98.1	56,565	15,508	1,921,428	99.1	1,904,042					
ゴルフ場利用税	現	現	27	44,306	100.0	44,306	27	44,306	100.0	44,306	41	38,168	100.0	38,168	20	20,427	100.0	20,427	8	6,290	100.0	6,290	36	36,317	100.0	36,317	132	145,508	100.0	145,508	4	4,287	100.0	4,287	136	149,795	100.0	149,795				
		繰計	27	44,306	100.0	44,306	27	44,306	100.0	44,306	44	41,697	100.0	41,697	20	20,427	100.0	20,427	9	7,048	100.0	7,048	36	36,317	100.0	36,317	136	149,795	100.0	149,795	4	4,287	100.0	4,287	136	149,795	100.0	149,795				
軽油引取税	現	現	552	6,179,932	100.0	6,179,932	552	6,179,932	100.0	6,179,932	339	1,646,878	100.0	1,646,878	526	4,973,744	100.0	4,973,744	75	201,234	100.0	201,234	241	287,891	100.0	287,891	154	255,585	100.0	255,585	1,887	13,545,264	100.0	13,545,264								
		繰計	552	6,179,932	100.0	6,179,932	552	6,179,932	100.0	6,179,932	339	1,646,878	100.0	1,646,878	526	4,973,744	100.0	4,973,744	75	201,234	100.0	201,234	241	287,891	100.0	287,891	154	255,585	100.0	255,585	1,887	13,545,264	100.0	13,545,264								
自動車税	環境性能割	現				19,113	888,964	100.0	888,948	19,113	888,964	100.0	888,948																													
		繰計				19,113	888,964	100.0	888,948	19,113	888,964	100.0	888,948																													
自動車税	種別割	現				505,105	16,245,748	99.7	16,197,261	505,105	16,245,748	99.7	16,197,261																													
		繰計				1,318	46,051	57.1	26,315	1,318	46,051	57.1	26,315																													
自動車税	計	現				506,423	16,291,799	99.6	16,223,576	506,423	16,291,799	99.6	16,223,576																													
		繰計				524,218	17,134,712	99.7	17,086,209	524,218	17,134,712	99.7	17,086,209																													
鉱区税	現	現				47	2,228	100.0	2,228	47	2,228	100.0	2,228																													
		繰計				47	2,228	100.0	2,228	47	2,228	100.0	2,228																													
固定資産税	特交計	現				5	470,078	100.0	470,078	5	470,078	100.0	470,078																													
		繰計				5	470,078	100.0	470,078	5	470,078	100.0	470,078																													

5 令和3年度県税に伴う税外の県税部別調定収入実績

(単位：千円、%)

区 分		東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	分割法人等	計
延滞金	調定額	15,905	15,065	19,632	5,698	9,246	1,374	15,793	82,713
	収入額	15,905	15,065	19,632	5,698	9,246	1,374	15,793	82,713
	収入歩合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
過少申告 加算金	調定額	104	41	9	10	1		157	322
	収入額	74	41	9	10	1		157	292
	収入歩合	71.2	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	90.7
不申告 加算金	調定額	267	377	163	135	723	147	72	1,884
	収入額	157	129	128	24	213	116	72	839
	収入歩合	58.8	34.2	78.5	17.8	29.5	78.9	100.0	44.5
重加算金	調定額	5,559	9,015	1,727	304	2,849	528	1,129	21,111
	収入額	726	6,823	1,727	247	1,961		1,129	12,613
	収入歩合	13.1	75.7	100.0	81.3	68.8		100.0	59.7
滞納処分費	調定額								
	収入額								
	収入歩合								
通告処分 収入	調定額								
	収入額								
	収入歩合								
過誤納 未還付金	調定額							52	52
	収入額							52	52
	収入歩合							100.0	100.0
県税関係証 明等手数料	調定額	1,631	1,424	1,408	1,760	1,867	489		8,579
	収入額	1,631	1,424	1,408	1,760	1,867	489		8,579
	収入歩合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0
計	調定額	23,466	25,922	22,939	7,907	14,686	2,538	17,203	114,661
	収入額	18,493	23,482	22,904	7,739	13,288	1,979	17,203	105,088
	収入歩合	78.8	90.6	99.8	97.9	90.5	78.0	100.0	91.7

6 県税部別県税調定額の構成状況の累年比較（現年課税分）

（単位：千円）

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和 元 年 度			令和 2 年 度			令和 3 年 度		
	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %	調 定 額	収 入 額	調定額 構成比 %
東 青	17,779,136	17,224,372	9.5	17,634,624	17,101,870	12.2	17,659,326	17,128,010	12.0	17,426,156	16,945,769	11.8	17,713,861	17,277,998	11.5
中 南	10,582,375	10,190,413	5.7	10,227,131	9,879,976	7.1	10,080,746	9,769,433	6.8	10,244,299	9,968,387	6.9	10,279,254	10,036,068	6.7
三 八	16,776,161	16,336,697	9.0	16,488,333	16,098,636	11.4	16,384,529	16,026,607	11.1	15,941,087	15,583,764	10.8	16,404,401	16,064,395	10.7
西 北	3,810,925	3,637,641	2.1	3,870,373	3,728,536	2.7	3,813,806	3,693,755	2.6	3,920,523	3,821,953	2.6	3,958,577	3,879,459	2.6
上 北	28,174,363	27,873,002	15.1	28,170,353	27,915,803	19.4	27,195,721	26,971,640	18.4	26,700,335	26,481,618	18.0	27,169,275	27,005,095	17.6
下 北	3,037,495	2,915,121	1.6	3,002,656	2,886,644	2.0	3,255,957	3,144,955	2.2	3,320,552	3,226,174	2.2	3,575,043	3,486,480	2.3
分 割 法 人 等	43,758,084	43,606,929	23.5	42,712,690	42,571,038	29.5	42,471,164	42,330,106	28.8	40,268,573	39,793,585	27.2	43,279,562	43,133,894	28.1
税 務 課	62,476,724	62,476,724	33.5	22,747,976	22,747,976	15.7	26,810,311	26,810,311	18.1	30,369,947	30,369,947	20.5	31,552,455	31,552,455	20.5
計	186,395,263	184,260,899	100.0	144,854,136	142,930,479	100.0	147,671,560	145,874,817	100.0	148,191,472	146,191,197	100.0	153,932,428	152,435,844	100.0

（注） 分割法人等には、県民税利子割、個人事業税及び自動車関係税を含む。

7 平成24年度～令和3年度調定額の前年対比

(単位：千円)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	
民 人 法 利 計	均等割及び 個人所得割	33,612,240	104.0	34,005,017	101.2	33,825,915	99.5	34,067,016	100.7	34,928,120	102.5	35,732,052	102.3	35,491,289	99.3	35,459,833	99.9	35,253,374	99.4	35,260,624	100.0
	配当割	230,803	111.9	490,438	212.5	972,165	198.2	674,103	69.3	346,529	51.4	456,343	131.7	341,464	74.8	437,222	128.0	380,741	87.1	646,288	169.7
	株式等譲渡 所得割	42,789	105.1	531,116	極大	403,242	75.9	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6	604,925	135.7
	法人	4,461,990	107.7	4,484,168	100.5	4,832,113	107.8	4,270,160	88.4	3,883,044	90.9	3,920,061	101.0	3,932,061	100.3	3,683,038	93.7	2,890,109	78.5	2,739,071	94.8
	子割	481,895	87.3	497,307	103.2	460,408	92.6	406,965	88.4	330,051	81.1	428,747	129.9	349,452	81.5	181,290	51.9	182,130	100.5	137,963	75.7
計	38,829,717	104.2	40,008,046	103.0	40,493,843	101.2	39,890,412	98.5	39,663,689	99.4	40,945,093	103.2	40,387,695	98.6	40,004,243	99.1	39,152,195	97.9	39,388,871	100.6	
事 業 税	個人	803,759	98.2	866,175	107.8	907,855	104.8	919,492	101.3	958,489	104.2	989,736	103.3	988,265	99.9	961,012	97.2	975,290	101.5	1,054,303	108.1
	法人	14,840,907	108.6	16,934,004	114.1	17,971,712	106.1	20,132,441	112.0	23,749,023	118.0	25,267,650	106.4	24,099,281	95.4	24,386,416	101.2	23,056,071	94.5	27,451,393	119.1
計	15,644,666	108.0	17,800,179	113.8	18,879,567	106.1	21,051,933	111.5	24,707,512	117.4	26,257,386	106.3	25,087,546	95.5	25,347,428	101.0	24,031,361	94.8	28,505,696	118.6	
地方消費税	13,036,485	98.0	13,482,895	103.4	15,245,823	113.1	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	31,474,798	103.9	
不動産取得税	3,188,276	133.5	2,275,806	71.4	2,652,280	116.5	2,349,516	88.6	2,146,709	91.4	2,237,504	104.2	2,035,010	91.0	2,207,428	108.5	2,105,383	95.4	1,921,428	91.3	
たばこ税	3,485,846	99.4	2,078,246	59.6	1,836,264	88.4	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	1,682,831	108.1	
ゴルフ場利用税	151,307	97.0	151,357	100.0	159,327	105.3	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	136,603	93.6	149,795	109.7	
自動車取得税	2,457,663	130.1	2,290,442	93.2	986,782	43.1	1,455,292	147.5	1,604,074	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6		皆減			
軽油引取税	15,007,828	100.7	14,648,025	97.6	14,110,588	96.3	13,737,028	97.4	13,486,823	98.2	13,738,985	101.9	13,862,798	100.9	13,367,891	96.4	13,261,558	99.2	13,545,264	102.1	
自動車税環境性能割															410,900	皆増	875,146	213.0	888,964	101.6	
自動車税種別割															110,512	皆増	16,389,295	極大	16,291,799	99.4	
鉦 区 税	4,173	97.9	3,417	81.9	3,095	90.6	2,775	89.7	2,904	104.6	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3	
固定資産税	463,766	46.3	115,234	24.8	73,401	63.7	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	547,735	59.2	
核燃料物質等取扱税	16,044,802	109.8	15,237,235	95.0	18,087,757	118.7	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	19,390,894	100.6	
狩 猟 税	17,962	89.3	15,692	87.4	14,235	90.7	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	3,971	85.9	
産業廃棄物税	241,234	139.2	209,399	86.8	101,382	48.4	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	84,178	106.2	
旧法による税	特別地方消費税	359	48.2		皆減																
	自動車取得税	67	100.0	27	40.3		皆減														
	自動車税	17,464,673	98.9	17,219,626	98.6	17,025,512	98.9	16,835,803	98.9	16,716,720	99.3	16,745,805	100.2	16,781,842	100.2	16,580,862	98.8	114,114	0.7	53,976	47.3
軽油引取税	1,489	6.2	982	66.0	346	35.2		皆減													
県 税 合 計	126,040,313	103.8	125,536,608	99.6	129,670,202	103.3	143,154,419	110.4	145,275,772	101.5	186,395,263	128.3	144,854,136	77.7	147,671,560	101.9	148,191,472	100.4	153,932,428	103.9	
地方消費税清算金	26,399,274	99.7	26,176,270	99.2	31,716,603	121.2	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	60,874,955	108.3	
特別法人事業譲与税																	18,618,943	皆増	20,445,300	109.8	
地方法人特別譲与税	16,235,389	102.7	19,627,159	120.9	23,685,787	120.7	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9		皆減			
地方揮発油譲与税	3,008,427	99.9	2,935,524	97.6	2,720,692	92.7	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	2,460,945	103.2	
石油ガス譲与税	195,810	92.5	194,520	99.3	179,458	92.3	180,003	100.3	167,880	93.3	159,986	95.3	149,804	93.6	134,528	89.8	97,003	72.1	96,520	99.5	
自動車重量譲与税															87,961	皆増	107,031	121.7	108,345	101.2	
地方道路譲与税	14	107.7	1	7.1	1	100.0	1	100.0		皆減				1	皆増	1	100.0		皆減		
森林環境譲与税															66,749	皆増	100,124	150.0	96,300	96.2	
航空機燃料譲与税	23,164	94.1	28,009	120.9	39,541	141.2	52,161	131.9	56,978	109.2	60,736	106.6	60,577	99.7	59,636	98.4	13,353	22.4	62,501	468.1	
地方譲与税合計	19,462,804	102.2	22,785,213	117.1	26,625,479	116.9	24,478,382	91.9	20,509,589	83.8	21,051,442	102.6	23,417,503	111.2	22,824,271	97.5	21,321,733	93.4	23,269,911	109.1	

8 平成24年度～令和3年度収入額の前年対比

(単位：千円)

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	税 額	前年比 %	
個人 所得 税	均等割及び 配当割	30,770,088	104.2	31,260,963	101.6	31,258,826	100.0	31,746,574	101.6	32,818,750	103.4	33,828,916	103.1	33,790,225	99.9	33,892,433	100.3	33,832,797	99.8	33,965,374	100.4
	株式等譲渡 所得	42,789	105.1	531,116	極大	403,242	75.9	472,168	117.1	175,945	37.3	407,890	231.8	273,429	67.0	242,860	88.8	445,841	183.6	604,925	135.7
	法人 利子割	4,415,845	107.8	4,452,598	100.8	4,806,168	107.9	4,248,983	88.4	3,866,933	91.0	3,908,042	101.1	3,922,247	100.4	3,672,729	93.6	2,859,739	77.9	2,728,605	95.4
	計	35,941,420	104.5	37,232,422	103.6	37,900,809	101.8	37,548,793	99.1	37,538,208	100.0	39,029,938	104.0	38,676,817	99.1	38,426,534	99.4	37,701,248	98.1	38,083,155	101.0
	事業 法人 税	769,791	98.9	842,287	109.4	885,035	105.1	893,282	100.9	936,211	104.8	971,889	103.8	967,816	99.6	944,750	97.6	961,057	101.7	1,032,459	107.4
計	15,510,213	108.1	17,722,491	114.3	18,830,856	106.3	21,004,569	111.5	24,663,840	117.4	26,224,684	106.3	25,048,890	95.5	25,304,707	101.0	23,656,764	93.5	28,439,828	120.2	
地方消費税	13,036,485	98.0	13,482,895	103.4	15,245,823	113.1	25,554,624	167.6	25,020,241	97.9	62,369,764	249.3	22,648,867	36.3	26,716,886	118.0	30,288,946	113.4	31,474,798	103.9	
不動産取得税	3,021,191	138.8	2,182,283	72.2	2,595,926	119.0	2,301,647	88.7	2,108,525	91.6	2,220,676	105.3	2,017,798	90.9	2,188,094	108.4	2,044,530	93.4	1,904,042	93.1	
たばこ税	3,485,846	99.4	2,078,246	59.6	1,836,264	88.4	1,787,281	97.3	1,737,074	97.2	1,646,367	94.8	1,619,301	98.4	1,627,562	100.5	1,557,440	95.7	1,682,831	108.1	
ゴルフ場利用税	151,307	98.0	151,357	100.0	159,327	105.3	161,051	101.1	156,060	96.9	151,929	97.4	150,084	98.8	145,989	97.3	132,316	90.6	149,795	113.2	
自動車取得税	2,457,663	130.1	2,290,442	93.2	986,782	43.1	1,455,292	147.5	1,603,854	110.2	2,046,677	127.6	2,030,838	99.2	1,130,131	55.6		皆減			
軽油引取税	14,969,039	100.7	14,589,546	97.5	14,051,910	96.3	13,736,782	97.8	13,483,829	98.2	13,696,846	101.6	13,823,179	100.9	13,331,154	96.4	13,261,558	99.5	13,545,264	102.1	
自動車税環境性能割														410,900	皆増	875,146	213.0	888,948	101.6		
自動車税種別割														110,512	皆増	16,341,738	極大	16,223,576	99.3		
鉦区税	3,942	96.7	3,185	80.8	2,884	90.5	2,564	88.9	2,904	113.3	3,030	104.3	3,028	99.9	2,654	87.6	2,339	88.1	2,228	95.3	
固定資産税	463,766	46.3	115,234	24.8	73,401	63.7	591,753	806.2	222,725	37.6	114,579	51.4	101,061	88.2	515,796	510.4	925,165	179.4	547,735	59.2	
核燃料物質等取扱税	16,044,802	109.8	15,237,235	95.0	18,087,757	118.7	19,401,311	107.3	19,707,633	101.6	20,044,026	101.7	20,051,937	100.0	19,414,157	96.8	19,268,040	99.2	19,390,894	100.6	
狩猟税	17,962	89.3	15,692	87.4	14,235	90.7	6,749	47.4	6,398	94.8	4,812	75.2	4,027	83.7	4,469	111.0	4,623	103.4	3,971	85.9	
産業廃棄物税	241,234	139.2	209,399	86.8	101,382	48.4	328,891	324.4	97,210	29.6	89,306	91.9	90,102	100.9	84,652	94.0	79,264	93.6	84,178	106.2	
旧法による 特別地方消費税	52	極大		皆減																	
自動車取得税	17,157,153	99.2	16,943,724	98.8	16,789,479	99.1	16,639,087	99.1	16,560,158	99.5	16,618,265	100.4	16,664,550	100.3	16,460,620	98.8	52,080	0.3	14,601	28.0	
軽油引取税	507	71.0	636	125.4	346	54.4		皆減													
県税合計	122,502,582	104.0	122,254,787	99.8	126,677,181	103.6	140,520,394	110.9	142,908,659	101.7	184,260,899	128.9	142,930,479	77.6	145,874,817	102.1	146,191,197	100.2	152,435,844	104.3	
地方消費税清算金	26,399,274	99.7	26,176,270	99.2	31,716,603	121.2	50,001,310	157.7	44,702,017	89.4	45,188,545	101.1	48,946,572	108.3	46,101,269	94.2	56,219,429	121.9	60,874,955	108.3	
特別法人事業譲与税																18,618,943	皆増	20,445,300	109.8		
地方法人特別譲与税	16,235,389	102.7	19,627,159	120.9	23,685,787	120.7	21,334,430	90.1	17,522,623	82.1	18,094,153	103.3	20,460,677	113.1	20,030,963	97.9		皆減			
地方揮発油譲与税	3,008,427	99.9	2,935,524	97.6	2,720,692	92.7	2,911,787	107.0	2,762,108	94.9	2,736,567	99.1	2,746,445	100.4	2,444,433	89.0	2,385,278	97.6	2,460,945	103.2	
石油ガス譲与税	195,810	92.5	194,520	99.3	179,458	92.3	180,003	100.3	167,880	93.3	159,986	95.3	149,804	93.6	134,528	89.8	97,003	72.1	96,520	99.5	
自動車重量譲与税														87,961	皆増	107,031	121.7	108,345	101.2		
地方道路譲与税	14	107.7	1	7.1	1	100.0	1	100.0		皆減				1	皆増	1	100.0		皆減		
森林環境譲与税														66,749	皆増	100,124	150.0	96,300	96.2		
航空機燃料譲与税	23,164	94.1	28,009	120.9	39,541	141.2	52,161	131.9	56,978	109.2	60,736	106.6	60,577	99.7	59,636	98.4	13,353	22.4	62,501	468.1	
地方譲与税合計	19,462,804	102.2	22,785,213	117.1	26,625,479	116.9	24,478,382	91.9	20,509,589	83.8	21,051,442	102.6	23,417,503	111.2	22,824,271	97.5	21,321,733	93.4	23,269,911	109.1	

9 税目別収入歩合年度別調

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人均等割及び所得割	現	97.9	97.9	98.1	98.4	98.5	98.7	98.8	98.8	98.9
	繰	18.9	19.0	20.2	21.5	23.1	23.8	25.2	24.6	26.6
	計	91.5	91.9	92.4	93.2	94.0	94.7	95.2	95.6	96.0
住民税配当割	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
法人県民税	現	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.8	99.1
	繰	21.2	24.1	32.4	27.8	31.4	37.2	41.9	39.7	53.7
	計	99.0	99.3	99.5	99.5	99.6	99.7	99.8	99.7	98.9
県民税利子割	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰	98.8	99.3	99.0	98.6	99.2	99.2	98.9	99.3	99.3
	計	32.2	28.1	33.9	35.3	36.8	46.7	43.3	48.3	50.8
個人事業税	現	95.8	97.2	97.5	97.1	97.7	98.2	97.9	98.3	98.5
	繰	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9	98.5
	計	11.9	9.5	20.4	21.0	20.9	38.4	51.6	61.8	59.3
法人事業税	現	99.3	99.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	98.4
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方消費税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	現	99.4	99.1	99.6	99.4	99.7	99.7	99.5	99.5	97.5
	繰	13.5	21.5	37.2	24.7	24.6	59.3	52.0	47.5	52.7
	計	94.8	95.9	97.9	98.0	98.2	99.2	99.2	99.1	97.1
たばこ税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ゴルフ場利用税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.9
	繰	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.9
自動車取得税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	繰	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
軽油引取税	現	99.7	99.6	99.6	100.0	100.0	99.7	99.7	100.0	100.0
	繰	100.0	100.0	100.0	99.6	—	100.0	100.0	100.0	—
	計	99.7	99.6	99.6	100.0	100.0	99.7	99.7	100.0	100.0
自動車税環境性能割	現	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0
	繰	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0
自動車税種別割	現	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0
	繰	—	—	—	—	—	—	—	99.7	99.7
	計	—	—	—	—	—	—	—	99.7	99.7
鉦区税	現	97.4	96.7	96.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰	32.3	45.5	54.7	0.0	100.0	—	—	—	—
	計	94.5	93.2	93.2	92.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
固定資産税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰	—	—	—	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
核燃料物質等取扱税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業廃棄物税	現	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	繰	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
特別地方消費税	現	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	繰	14.5	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	14.5	—	—	—	—	—	—	—	—
旧法による自動車取得税	現	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—
	繰	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—
	計	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	現	99.3	99.3	99.4	99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	100.0
	繰	37.1	36.9	38.3	41.8	47.7	48.2	45.1	44.3	44.8
	計	98.2	98.4	98.6	98.8	99.1	99.2	99.3	99.3	45.6
軽油引取税	現	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
	繰	33.7	64.8	100.0	—	—	—	—	—	—
	計	34.0	64.8	100.0	—	—	—	—	—	—
計	現	99.2	99.2	99.3	99.4	99.5	99.5	99.5	99.6	99.3
	繰	21.3	21.6	23.8	24.9	25.0	26.2	28.5	28.4	30.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	現	97.2	97.4	97.7	98.2	98.4	98.9	98.7	98.8	99.0

10 令和3年度県税欠損処分年度別調

(単位：件、円)

課税年度 区分		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県 民 税	個人	95	1,895,598	169	2,559,781	136	3,856,501	299	7,458,043	392	11,761,291	2,985	97,366,936	4,076	124,898,150
	法人	15	349,238	16	240,929	18	390,822	7	139,011	6	147,800	4	84,293	66	1,352,093
	計	110	2,244,836	185	2,800,710	154	4,247,323	306	7,597,054	398	11,909,091	2,989	97,451,229	4,142	126,250,243
事 業 税	個人					2	713,600	1	23,900	2	129,800	4	233,682	9	1,100,982
	法人			2	230,116	6	298,939	1	79,200	1	22,300	1	30,800	11	661,355
	計			2	230,116	8	1,012,539	2	103,100	3	152,100	5	264,482	20	1,762,337
不 動 産 取 得 税 た ば こ 税 ゴ ル フ 場 利 用 税 自 動 車 取 得 税 軽 油 引 取 税 自 動 車 税 環 境 性 能 割 自 動 車 税 種 別 割 鉦 区 税 核 燃 料 物 質 等 取 扱 税 狩 猟 税 産 業 廃 棄 物 税 軽 油 引 取 税 (旧 法) 自 動 車 取 得 税 (旧 法) 自 動 車 税 (旧 法)			3	986,900				1	996,500	5	1,183,700	2	117,700	11	3,284,800
														16	555,700
		4	114,200	12	441,500										
							19	688,422	13	414,590	7	269,400	112	4,412,962	151
県 税 合 計		114	2,359,036	202	4,459,226	181	5,948,284	322	9,111,244	413	13,514,291	3,108	102,246,373	4,340	137,638,454
過 少 申 告 加 算 金	個人														
	個人														
	法人														
	たばこ														
	ゴルフ														
	自動車														
	軽油														
	自動車														
	核燃料														
	産業														
軽油															
自動車															
計															

(単位：件、円)

課税年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
不 申 告 加 算 金	個人県民税																
	県民税利子割																
	法人事業税			1	11,316	3	30,941			1	3,320	2	4,975	7	50,552		
	たばこ税																
	ゴルフ場利用税																
	自動車取得税																
	軽油引取税																
	自動車税環境性能割																
	核燃料物質等取扱税																
	産業廃棄物税																
軽油引取税(旧法)																	
自動車取得税(旧法)																	
	計			1	11,316	3	30,941			1	3,320	2	4,975	7	50,552		
重 加 算 金	個人県民税																
	県民税利子割																
	法人事業税																
	たばこ税																
	ゴルフ場利用税																
	自動車取得税																
	軽油引取税																
	自動車税環境性能割																
	核燃料物質等取扱税																
	産業廃棄物税																
軽油引取税(旧法)																	
自動車取得税(旧法)																	
	計																
税	外	合	計			1	11,316	3	30,941			1	3,320	2	4,975	7	50,552
総	計			114	2,359,036	203	4,470,542	184	5,979,225	322	9,111,244	414	13,517,611	3,110	102,251,348	4,347	137,689,006

11 県 税 欠 損 処 分 県 税 部 別 調

(単位：件、円)

課税年度 区 分		令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		平 成 30 年 度		平 成 29 年 度		平 成 28 年 度 以 前		計	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
東	青	36	644,644	32	646,892	43	1,150,676	67	1,715,939	63	3,549,800	610	27,272,791	851	34,980,742
中	南	15	153,181	26	533,571	24	414,478	47	836,290	93	2,256,429	479	16,857,336	684	21,051,285
三	八	36	930,083	79	1,842,160	43	1,605,160	66	2,439,254	105	3,894,072	758	23,275,922	1,087	33,986,651
西	北	10	222,556	20	362,066	13	312,648	26	768,507	30	718,009	255	9,671,508	354	12,055,294
上	北	10	268,778	32	613,911	17	409,260	78	1,420,848	77	1,597,363	743	16,052,536	957	20,362,696
下	北			2	30,442	21	651,603	21	1,371,316	36	1,052,738	149	4,474,611	229	7,580,710
分	割 等	7	139,794	12	441,500	23	1,435,400	17	559,090	10	449,200	116	4,646,644	185	7,671,628
計		114	2,359,036	203	4,470,542	184	5,979,225	322	9,111,244	414	13,517,611	3,110	102,251,348	4,347	137,689,006

12 県 税 欠 損 処 分 の 内 訳

(単位：件、円)

区 分	欠 損 処 分						計		備 考		
	地方税法第18条		地 方 税 法 第 15 条 の 7						滞納処分停止中のもので 3カ年の期間満了前に時 効完成となったもの B		
			第 4 項		第 5 項						
	時 効 完 成 A		3カ年経過により消滅したもの		3カ年経過前に消滅したもの						
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
県 民 利 子 割 税	個人	2,007	47,687,075	1,056	34,047,136	1,013	43,163,939	4,076	124,898,150	373	12,575,346
	法人	1	15,793	2	36,600	63	1,299,700	66	1,352,093		
	計	2,008	47,702,868	1,058	34,083,736	1,076	44,463,639	4,142	126,250,243	373	12,575,346
事 業 法 税	個人					9	1,100,982	9	1,100,982		
	法人					11	661,355	11	661,355		
計						20	1,762,337	20	1,762,337		
不 動 産 取 得 税	1	60,000			10	3,224,800	11	3,284,800			
た ば こ 税											
ゴ ル フ 場 利 用 税											
自 動 車 取 得 税											
軽 油 引 取 税											
自 動 車 税 環 境 性 能 割											
自 動 車 税 種 別 割					16	555,700	16	555,700			
鉦 区 税											
狩 猟 税											
産 業 廃 棄 物 税											
軽 油 引 取 税 (旧 法)											
自 動 車 取 得 税 (旧 法)											
自 動 車 税 (旧 法)	108	4,287,262			43	1,498,112	151	5,785,374			
県 税 合 計	2,117	52,050,130	1,058	34,083,736	1,165	51,504,588	4,340	137,638,454	373	12,575,346	
過 少 申 告 加 算 金											
不 申 告 加 算 金	1	3,482			6	47,070	7	50,552			
重 加 算 金											
税 外 合 計	1	3,482			6	47,070	7	50,552			
総 計	2,118	52,053,612	1,058	34,083,736	1,171	51,551,658	4,347	137,689,006	373	12,575,346	

(注) B欄の額はA欄の額の内書である。

13 県 税 の 減 免 等 の 内 訳

(単位：件、円)

区 分	条例第9条によるもの	条例第10条の減免			不動産取得税減免条例によるもの	身体障害者等に対する自動車税環境性能割及び自動車税種別割の減免によるもの	生活路線バスに係る自動車税種別割の減免によるもの	青森県県税の特別措置に関する条例によるもの									計
		第1号	第2号	特別災害による減免要綱によるもの				過疎地域における課税免除	産業復興促進区域における課税免除	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る課税免除	承認企業立地計画に従って設置される施設に係る課税免除	承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る課税免除	復興産業集積区域における課税免除	認定産業振興促進計画区域における不均一課税による差額	原子力発電施設等立地地域における不均一課税による差額	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って整備される特定業務施設に係る不均一課税による差額	
		生活のため公私の扶助を受けるもの	災害等により担税力を失ったと認められるもの														
県 民 税	個 人	112 1,675,569	5 125,200														
	法 人																
	計	112 1,675,569	5 125,200														
事 業 税	個 人																
	法 人						8 13,311,200					131 220,146,600		4 2,224,300			143 235,682,100
	計						8 13,311,200					131 220,146,600		4 2,224,300			143 235,682,100
不動産取得税	11 3,800,400	4 77,600			5 345,900			2 2,531,500			4 9,651,300	31 77,832,800		2 8,408,600			39 98,424,200
軽油引取税																	
自動車税環境性能割	4 394,100					356 21,714,300											
自動車税種別割	92 3,334,100	8 199,000				17,355 679,313,000	132 2,738,100										
鉱 区 税																	
狩 猟 税																	
産業廃棄物税																	
旧法による税	自動車取得税																
	自動車税																
総 計	107 7,528,600	124 1,952,169	5 125,200		5 345,900	17,711 701,027,300	132 2,738,100	10 15,842,700				4 9,651,300	162 297,979,400		6 10,632,900		182 334,106,300

(注) 「不均一課税による差額」とは、標準税率による税額と不均一課税の税率による税額との差額をいうものである。

上段：件数
下段：金額 (円)

14 令和3年度県税滞納繰越額年度別調

(単位：件、円)

課税年度 区分		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県 民 税	個人	11,057	328,777,207	7,138	210,734,161	5,601	165,965,867	4,482	133,106,424	3,629	108,246,701	7,963	223,521,867	39,870	1,170,352,227
	法人	156	4,794,042	63	3,273,288	26	554,715	10	347,993	5	120,000	2	23,549	262	9,113,587
	計	11,213	333,571,249	7,201	214,007,449	5,627	166,520,582	4,492	133,454,417	3,634	108,366,701	7,965	223,545,416	40,132	1,179,465,814
事 業 税	個人	88	15,875,895	44	2,728,794	5	313,682	6	248,492	6	912,380	6	664,200	155	20,743,443
	法人	52	16,389,749	25	21,296,558	11	3,496,615	5	2,179,623					93	43,362,545
	計	140	32,265,644	69	24,025,352	16	3,810,297	11	2,428,115	6	912,380	6	664,200	248	64,105,988
不 動 産 取 得 税 た ば こ 税 ゴ ル フ 場 利 用 税 自 動 車 取 得 税 軽 油 引 取 税 自 動 車 税 環 境 性 能 割 自 動 車 税 種 別 割 鉦 区 税 固 定 資 産 税 核 燃 料 物 質 等 取 扱 税 狩 猟 税 産 業 廃 棄 物 税 軽 油 引 取 税 (旧 法) 自 動 車 取 得 税 (旧 法) 自 動 車 税 (旧 法)		67	9,168,097	23	2,157,600	20	1,220,026	1	22,900	6	540,700	10	991,211	127	14,100,534
			1	16,000										1	16,000
			1,345	48,372,643	524	19,295,168								1,869	67,667,811
							378	14,179,860	248	8,892,802	182	7,131,844	122	3,385,034	930
県 税 合 計		12,766	423,393,633	7,817	259,485,569	6,041	185,730,765	4,752	144,798,234	3,828	116,951,625	8,103	228,585,861	43,307	1,358,945,687
過 少 申 告 加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	1	29,895											1	29,895
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
軽油引取税															
自動車税環境性能割															
核燃料物質等取扱税															
産業廃棄物税															
軽油引取税(旧法)															
自動車取得税(旧法)															
自動車税(旧法)															
計		1	29,895											1	29,895

(単位：件、円)

課税年度 区分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
不 申 告 加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	10	434,831	7	41,639	3	84,613			4	80,285		24	641,368	
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
加 算 金	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
	軽油引取税(旧法)										10	354,572	10	354,572	
	自動車取得税(旧法)														
計	10	434,831	7	41,639	3	84,613			4	80,285	10	354,572	34	995,940	
重 加 算 金	個人県民税														
	県民税利子割														
	法人事業税	16	5,106,668	8	3,199,105	6	85,203					3	106,415	33	8,497,391
	たばこ税														
	ゴルフ場利用税														
	自動車取得税														
	軽油引取税														
加 算 金	自動車税環境性能割														
	核燃料物質等取扱税														
	産業廃棄物税														
	軽油引取税(旧法)														
	自動車取得税(旧法)														
計	16	5,106,668	8	3,199,105	6	85,203					3	106,415	33	8,497,391	
税 外 合 計	27	5,571,394	15	3,240,744	9	169,816			4	80,285	13	460,987	68	9,523,226	
総 計	12,793	428,965,027	7,832	262,726,313	6,050	185,900,581	4,752	144,798,234	3,832	117,031,910	8,116	229,046,848	43,375	1,368,468,913	

15 県税滞納繰越額県税部別調

(単位：件、円)

課税年度 区分	令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度以前		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
東 青	3,045	96,101,552	2,136	74,436,887	1,681	51,551,102	1,372	41,594,817	1,163	36,189,533	3,603	101,008,089	13,000	400,881,980
中 南	2,261	67,404,588	1,465	42,613,325	1,045	31,623,379	842	23,393,858	633	17,986,479	966	39,113,019	7,212	222,134,648
三 八	2,938	101,765,480	1,865	57,979,841	1,389	41,533,335	1,106	35,662,324	937	27,151,986	1,978	41,938,317	10,213	306,031,283
西 北	980	21,387,834	416	12,109,463	389	10,187,246	273	7,146,466	206	6,191,160	397	10,048,897	2,661	67,071,066
上 北	1,507	48,340,432	920	25,779,921	746	20,691,931	559	16,751,521	435	13,605,461	586	18,647,790	4,753	143,817,056
下 北	584	21,802,109	441	12,161,970	403	14,377,815	346	11,107,954	266	7,782,782	445	13,780,515	2,485	81,013,145
分 割 等	1,451	66,591,638	574	34,404,162	388	15,765,957	254	9,141,294	188	8,044,224	128	4,049,234	2,983	137,996,509
計	12,766	423,393,633	7,817	259,485,569	6,041	185,730,765	4,752	144,798,234	3,828	116,951,625	8,103	228,585,861	43,307	1,358,945,687

16 県税証明等手数料内訳

(単位：件、円)

区 分	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○ 地方税法施行令第6条の21第1項第1号 〔請求に係る徴収金の納付、納入すべき額並びに納付、納入した額及び未納の額の証明〕	2,902	1,160,800	2,142	856,900	2,476	990,400	1,695	678,000	1,967	786,800	681	272,400	11,863	4,745,300
○ 地方税法施行令第6条の21第1項第5号 〔徴収金につき滞納処分を受けたことのない証明〕														
○ 地方税法施行規則第1条の9第1号 〔法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった額の証明〕														
○ 条例第32条第1項 〔その他県税事務に関する証明〕	90	36,000	42	16,800			17	6,800	28	11,200	13	5,200	190	76,000
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の交付〕	904	361,600	1,219	487,600	874	349,600	2,445	978,100	2,383	953,200	483	193,200	8,308	3,323,300
○ 条例第149条の8第1項 〔免税軽油使用者証の再交付又は書換え〕	183	73,200	156	62,400	170	68,000	242	96,800	291	116,400	45	18,000	1,087	434,800
計	4,079	1,631,600	3,559	1,423,700	3,520	1,408,000	4,399	1,759,700	4,669	1,867,600	1,222	488,800	21,448	8,579,400

17 令和3年度延滞金税目別収入済額調

(単位：件、円)

区 分	現年課税分		滞納繰越分		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個 人 県 民 税		1,920,118		56,704,922		58,625,040
法 人 県 民 税	146	1,140,600	121	439,900	267	1,580,500
県 民 税 利 子 割						
個 人 事 業 税	47	118,800	79	1,138,172	126	1,256,972
法 人 事 業 税	543	5,748,068	80	1,655,558	623	7,403,626
不 動 産 取 得 税	57	174,700	124	1,789,026	181	1,963,726
た ば こ 税						
ゴ ル フ 場 利 用 税	3	3,700			3	3,700
自 動 車 取 得 税						
軽 油 引 取 税	11	54,500			11	54,500
自 動 車 税 環 境 性 能 割						
自 動 車 税 種 別 割	3,407	5,351,619	957	2,738,900	4,364	8,090,519
鉦 区 税						
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税						
狩 猟 税						
産 業 廃 棄 物 税						
軽 油 引 取 税 (旧 法)						
自 動 車 取 得 税 (旧 法)						
自 動 車 税 (旧 法)	2	6,100	606	3,727,783	608	3,733,883
県 税 合 計	4,216	14,518,205	1,967	68,194,261	6,183	82,712,466

(注) 令和4年5月31日現在の数値である。

18 令和3年度延滞金未納額調

(単位：件、円)

区 分	前年度以前に 確定したもの		本年度に確定 したもの		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個 人 県 民 税						
法 人 県 民 税	177	728,084	15	100,800	192	828,884
県 民 税 利 子 割						
個 人 事 業 税	147	2,949,669	16	53,300	163	3,002,969
法 人 事 業 税	54	942,664	22	128,941	76	1,071,605
不 動 産 取 得 税	103	4,055,735	13	57,600	116	4,113,335
た ば こ 税						
ゴ ル フ 場 利 用 税						
自 動 車 取 得 税						
軽 油 引 取 税						
自 動 車 税 環 境 性 能 割						
自 動 車 税 種 別 割	249	780,800	590	1,039,281	839	1,820,081
鉦 区 税						
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税						
狩 猟 税						
産 業 廃 棄 物 税						
軽 油 引 取 税 (旧 法)	10	1,204,300			10	1,204,300
自 動 車 取 得 税 (旧 法)						
自 動 車 税 (旧 法)	1,344	12,174,722			1,344	12,174,722
県 税 合 計	2,084	22,835,974	656	1,379,922	2,740	24,215,896

(注) 令和4年5月31日現在の数値である。

19 令和3年度県税部別、税目別納税者 及び特別徴収義務者数調（現年課税分）

（単位：人）

区 分	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	分割法人等	計
個人県民税 （均等割及び所得割） （配 当 割） （株式等譲渡所得割）	144,257	126,613	152,916	60,372	100,588	34,020		618,766
							3,196	3,196
							112	112
法人県民税	4,772	3,755	4,756	1,980	3,132	1,016	3,850	23,261
県民税利子割							232	232
個人事業税							6,254	6,254
法人事業税	4,617	3,630	4,579	1,926	3,016	979	3,690	22,437
不動産取得税	2,440	2,372	2,579	1,395	2,130	568		11,484
たばこ税							794	794
ゴルフ場利用税	3	5	2	1	4			15
軽油引取税	55	21	53	5	19	12		165
自動車税 （自動車税（旧法）） （環境性能割） （種別割）							524,230 (12) (19,113) (505,105)	524,230 (12) (19,113) (505,105)
鉦 区 税							13	13
固定資産税							1	1
核燃料物質等取扱税					4	1		5
狩 獵 税	88	18	70	16	121	51		364
産業廃棄物税	1	2	5		2	2		12
計	156,233	136,416	164,960	65,695	109,016	36,649	542,372	1,211,341
個人県民税（均等割及び所得割）を除く計	11,976	9,803	12,044	5,323	8,428	2,629	542,372	592,575

（注）地方消費税及び固定資産税（国有資産等所在都道府県交付金）を除く。

20 令和3年度県税関係予算計上の状況

(単位：千円)

区 分	当初予算額	11 月 議 会	2 月 議 会	専 決 処 分 (4. 3. 31)	累 計
個 人 税 県 民 税	均等割、所得割	31,976,368		1,901,757	33,878,125
	配 当 割	435,614		214,332	649,946
	休みの課税別割	384,386		224,916	609,302
法 人 県 民 税	2,190,852		543,886		2,734,738
県 民 税 利 子 割	164,013				164,013
個 人 事 業 税	765,932		260,437		1,026,369
法 人 事 業 税	19,948,514		6,963,492	467,882	27,379,888
地 方 消 費 税	30,038,982		1,156,988	278,828	31,474,798
不 動 産 取 得 税	1,972,580		△ 132,573		1,840,007
た ば こ 税	1,533,432			149,362	1,682,794
ゴ ル フ 場 利 用 税	134,311				134,311
軽 油 引 取 税	12,437,594		922,201		13,359,795
自 動 車 税	環 境 性 能 割	1,053,744		△ 133,672	920,072
	種 別 割	16,011,226		205,051	16,216,277
鉱 区 税	2,339				2,339
固 定 資 産 税	517,305				517,305
核 燃 料 物 質 等 取 扱 税	19,367,711				19,367,711
狩 猟 税	4,259				4,259
産 業 廃 棄 物 税	78,153				78,153
旧 法 に よ る 税	自 動 車 取 得 税	1			1
	自 動 車 税	26,836			26,836
合 計	139,044,152		12,126,815	896,072	152,067,039
税 外 合 計	121,690		△ 1,014		120,676
地 方 消 費 税 清 算 金	56,882,636	4,929,734	△ 937,415		60,874,955
特 別 法 人 事 業 譲 与 税	14,157,745		6,283,911	3,644	20,445,300
地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,395,729			65,216	2,460,945
石 油 ガ ス 譲 与 税	86,371			10,149	96,520
自 動 車 重 量 譲 与 税	105,139			3,206	108,345
地 方 道 路 譲 与 税					
森 林 環 境 譲 与 税	100,124			△ 3,824	96,300
航 空 機 燃 料 譲 与 税	72,151			△ 9,650	62,501
地 方 譲 与 税 計	16,917,259		6,283,911	68,741	23,269,911

第三 課 税 状 況

1 法人県民税等に関する調

(1) 法人県民税額等

区分	確定法人税割額					確定法人税割額に 対応する前年度分 の中間申告額		確定申告が翌年 度になる中間申 告額		確定申告翌 年見込納 付額		既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額		中間納付額の 歳出還付額		現事業年度 分調定額 ①+②-③ +④+⑤+ ⑥+⑦	過事業年度 分調定額	法人税割 額 ⑧+⑨	均 等 割							合 計 ⑩+⑪	うち当該 年度に均 等割に充 当した利 子割額 ⑫	⑬ の 件 数	当該年 度に発 生した 歳出還 付額 ⑭	⑮ の 件 数				
	事業年度数			税 額		事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	前 年 度 に 収 入 し た も の	当 該 年 度 に 収 入 し た も の	納 税 義 務 者 数							調 定 額 ⑪															
	確 定 申 告 の あ っ た も の	う ち 決 定 し た も の	確 定 申 告 の な い も の	確 定 申 告 の あ っ た も の	う ち 決 定 し た も の							確 定 申 告 の な い も の	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数					事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	左 記 以 外	資 本 金 等 の 額											
																							総 数	五 十 億 円 超	十 億 円 超 五 十 億 円 以 下						一 億 円 超 十 億 円 以 下	一 千 万 円 超 一 億 円 以 下		
普 通 法 人	本店分	630			192,541		204	41,615	211	68,977		1,467	221,370	934	222,304	629	5	10	46	233	335	35,400	257,704											
	うち連結分	14			21,449		12	4,489	15	11,177		100	28,237	27	28,264	14	1	2	5	4	2	2,980	31,244											
	本店分	3,058	4		535,678	17	1,648	127,241	1,650	215,061		20,225	643,740	32,230	675,970	3,016	472	293	564	901	786	721,566	1,397,536											
	うち連結分	249	1		58,869	14	191	20,326	255	57,527		1,816	97,900	6,784	104,684	241	98	38	56	22	27	134,364	239,048											
	県内法人	18,011	60	15	365,827	3	33	2,885	85,001	3,295	131,127		13,966	425,952	10,085	436,037	17,824	1	11	126	2,498	15,188	462,676	898,713										
	うち連結分	61			56,333		44	20,380	49	28,482		2,415	66,850	557	67,407	58		2	18	22	16	5,178	72,585											
	計	21,699	60	19	1,094,046	3	50	4,737	253,857	5,156	415,165		35,658	1,291,062	43,249	1,334,311	21,469	478	314	736	3,632	16,309	1,219,642	2,553,953										
	うち連結分	324	1		136,651	14	247	45,195	319	97,186		4,331	192,987	7,368	200,355	313	99	42	79	48	45	142,522	342,877											
	特別法人	749	1		90,663										90,663	174	90,837	745	12	20	50	162	501	45,625	136,462									
	うち連結分																																	
公益法人等	470	1		5,629										5,629	10	5,639	470	3				467	11,156	16,795										
寮等のみを有する法人																2				1	1	70	70											
人格なき社団等	226			157										157	7	164	225					225	4,575	4,739										
清算法人	284	1		48		4		13						44		44	115			7	108	3,252	3,296											
特定信託																																		
法人課税信託																																		
合計	23,428	63	19	1,190,543	3	50	4,741	253,870	5,156	415,165		35,667	1,387,555	43,440	1,430,995	23,026	493	334	786	3,802	17,611	1,284,320	2,715,315											
うち連結分	324	1		136,651	14	247	45,195	319	97,186		4,331	192,987	7,368	200,355	313	99	42	79	48	45	142,522	342,877												

(注) 1 「確定法人税割額」欄には、現事業年度分(令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度分をいう。)に係る事業年度数及び確定申告税額(修正申告、更正・決定並びに確定申告及び決定のない中間申告額(既還付請求利子割額が過大である場合の納付額を除く。))を含む。)について記載した。なお、「確定法人税割額」欄のうち、「事業年度数」欄の「うち決定したもの」欄には、決定により納付した法人の事業年度数を内書し、「事業年度数」欄の「確定申告のないもの」欄には、確定申告及び決定のない中間申告分の法人の事業年度数を外書した。「税額」欄についても同様である。

2 「事業年度数」欄には、1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上し、「確定法人税割額」欄の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件と計上した。なお、欠損法人等納付すべき税額が発生しないものについても計上した。

3 「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」欄は、現事業年度分に係る額を記載した。

4 「中間納付額の歳出還付額」欄には、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

5 「均等割」欄のうち「納税義務者数」欄には、令和3年度中に現事業年度分として確定申告した者及び決定した者の合計により記載したが、当該事業年度中、同一法人において2以上の事業年度分の確定申告又は決定が行われた場合は、これらを通じて1とした。

6 「特別法人」とは、法人税法別表第3に掲げる法人等をいうものである。

7 「普通法人」、「特別法人」及び「合計」の行のうち「うち連結分」の各欄には、連結申告法人(法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。)の各連結事業年度の個別帰属法人税額(法第23条第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。)を課税標準とする県民税について内書した。この場合において、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。

8 「公益法人等」とは、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人をいうものである。

9 「清算法人」の予納申告は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(2) 業種別及び分割基準別

区分	法人											県内法人		合計			
	本県本店分				他県本店分				小計			法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	法人税割額	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	法人税割額
	法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ① 千円	法人税割額 ② 千円	法人数	事業年度数	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ③ 千円	法人税割額 ④ 千円	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+③ ⑤ 千円	法人税割額 ②+④ ⑥ 千円	⑦ 千円						
電気供給業	4	4	資本金1億円以上の法人	26	26	3,447,660	89,822	3,447,660	89,822	12	12	2,076,516	44,679	5,524,176	134,501		
資本金1億円未満の法人			5	5	87,386	1,313	95,611	1,383	122	123	85,381	1,199	180,992	2,582			
ガス供給業										4	4	73,932	1,194	73,932	1,194		
生命保険業					20	20	2,669,083	53,358	2,669,083	53,358				2,669,083	53,358		
損害保険業					11	11	1,495,567	35,018	1,495,567	35,018				1,495,567	35,018		
少額短期保険業																	
貿易保険業																	
倉庫業	3	3	7,417	111	4	4	3,534	77	10,951	188	26	26	414,425	4,137	425,376	4,325	
鉄道事業・軌道事業	1	1			5	5	108	5	108	5	3	3			108	5	
銀行業	2	2	580,695	15,643	10	10	1,799,341	36,318	2,380,036	51,961					2,380,036	51,961	
証券業					3	3	284,161	7,013	284,161	7,013	4	4	1,140	11	285,301	7,024	
製造業	15	15	2,377,679	47,356	344	345	5,275,459	113,511	7,653,138	160,867	25	25	2,336,421	26,096	9,989,559	186,963	
	71	71	700,656	14,139	259	260	777,896	16,898	1,478,552	31,037	1,393	1,412	2,185,745	39,082	3,664,297	70,119	
建設業	4	4	58,192	1,188	154	154	2,763,049	73,344	2,821,241	74,532	4	4	97,552	1,620	2,918,793	76,152	
	97	97	757,161	14,769	148	148	357,224	11,402	1,114,385	26,171	4,091	4,116	6,771,162	102,585	7,885,547	128,756	
運輸・通信業	3	3	13,376	147	54	54	776,921	16,093	790,297	16,240	6	6	59,864	992	850,161	17,232	
	35	35	252,545	4,881	108	108	234,437	4,964	486,982	9,845	662	667	613,331	8,563	1,100,313	18,408	
卸売・小売業、飲食店業	16	16	1,751,543	38,132	353	354	4,434,321	93,100	6,185,864	131,232	13	13	188,387	4,332	6,374,251	135,564	
	174	175	2,666,944	51,009	609	612	1,254,963	29,286	3,921,907	80,295	4,805	4,832	5,068,932	83,078	8,990,839	163,373	
その他の金融・保険業					23	24	254,251	5,632	254,251	5,632	4	4	101,572	829	355,823	6,461	
	3	3	4,352	157	28	28	24,723	464	29,075	621	270	271	203,203	3,686	232,278	4,307	
不動産業					27	29	391,583	8,984	391,583	8,984	7	7	39,188	833	430,771	9,817	
	21	21	193,605	3,346	25	25	76,141	1,705	269,746	5,051	1,346	1,355	896,895	12,789	1,166,641	17,840	
サービス業	7	7	535,533	10,813	224	227	2,229,231	48,579	2,764,764	59,392	32	32	593,615	10,645	3,358,379	70,037	
	157	157	777,245	14,825	570	576	1,251,353	24,132	2,028,598	38,957	4,271	4,298	4,469,139	71,322	6,497,737	110,279	
上記以外の事業	1	1	137,210	3,273	10	10	154,697	3,399	291,907	6,672	2	2	171,374	3,378	463,281	10,050	
	15	15	133,820	2,445	20	20	76,594	1,553	210,414	3,998	790	795	997,622	14,987	1,208,036	18,985	
合計	629	630	10,956,198	222,304	3,040	3,058	30,119,683	675,970	41,075,881	898,274	17,892	18,011	27,445,396	436,037	68,521,277	1,334,311	

- (注) 1 令和3年度において調定した普通法人(清算法人を除く。)について記載し、連結申告法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と読み替えて記載した。
2 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、令和3年度において確定した法人税割額(中間申告に係る税額を除く。)に対応する法人税額又は個別帰属法人税額のうち現事業年度分について記載した。
3 「法人数」及び「事業年度数」欄には、令和3年度において確定申告又は決定を行った法人(欠損法人を含む。)のうち現事業年度分について記載した。
4 「法人税割額」欄には、令和3年度において調定した法人税割額(現事業年度分及び過事業年度分の合計額をいう。)を記載した。
5 業種等の区分にあたっては、電気供給業から製造業までは法人事業税の分割基準における業種等により区分し、建設業以降については、日本標準産業分類の大分類により区分した。また、「資本金1億円以上の法人」とは、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人をいい、「その他の金融・保険業」とは、銀行業、証券業、保険業以外の金融・保険業をいうものである。

(3) 資本金別法人税割額等（普通法人分）

区分 資本金別	法人数	うち連結 申告法人 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	うち連結申 告法人に係 る個別帰属 法人税額	算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理に 基づく控 除額 ⑤	利子割額 の控除額 ⑥	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑦	差引 法人税割額		うち超過 課税相当 額	うち 連結分
												①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	うち 連結分		
300万円未満	3,018	1	1,399,817	105	21,391	1						21,390	1	5,852	
300万円以上1,000万円未満	9,665	2	4,628,453	1,265	56,954	9						56,945	39	11,354	10
1,000万円	2,976	12	3,749,095	96,396	59,982	21						59,961	2,148	18,204	871
1,000万円超5,000万円未満	2,372	20	10,954,844	589,207	189,117	197		153				188,767	14,205	73,207	6,261
5,000万円以上1億円未満	393	14	5,812,616	520,257	122,997	870						122,127	11,081	52,409	4,878
1億円	72	6	2,381,799	839,455	92,840	262		5				92,573	14,791	40,841	6,571
1億円超10億円未満	72	15	4,378,218	2,021,189	116,034	67		19				115,948	39,853	51,533	17,713
10億円					11,750			1				11,749	3,024	5,222	1,344
10億円超50億円未満	10	2	5,432,812	2,350,991	97,552	102		22				97,428	15,092	43,294	6,707
50億円					1,530			1				1,529	643	680	286
50億円超100億円未満					53,014	213		407				52,394	450	23,286	200
100億円以上	3	1	1,670,474	20,513	253,301	83		1,947				251,271	21,658	110,490	9,626
保険業法に規定する相互会社					22,038	27		47				21,964	13,665	9,762	6,073
合計	18,581	73	40,408,128	6,439,378	1,098,500	1,852		2,602				1,094,046	136,650	446,134	60,540
内 県内法人	17,962	59	23,927,842	3,146,863	365,967	110		30				365,827	56,333		
訳 分割法人	619	14	16,480,286	3,292,515	732,533	1,742		2,572				728,219	80,317		

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人（清算法人を除く）。
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。
 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定
 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る

(4) 資本金別法人税割額等 (全法人対象分)

区分 資本金別	法人 数	うち連結 申告法人 数	課税標準と なる法人税 額又は個別 帰属法人税 額	うち連結申 告法人に係 る個別帰属 法人税額	算出 法人税割額 ①	県民税の 特定寄附金 税額控除額 ②	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象所得税額等 相当額の控除額 ③	外国税額 控除額 ④	仮装経理に 基づく控 除額 ⑤	利子割額 の控除額 ⑥	租税条約 の実施に係 る控除額 ⑦	差引 法人税割額		うち超過 課税相当 額	うち 連結分
												①-②-③-④ -⑤-⑥-⑦	うち 連結分		
300万円未満	3,973	1	1,754,094	105	29,237	1						29,236	1	7,945	
300万円以上1,000万円未満	9,843	2	4,675,801	1,265	57,421	9						57,412	39	11,354	10
1,000万円	2,985	12	3,755,090	96,396	60,025	21						60,004	2,148	18,204	871
1,000万円超5,000万円未満	2,504	20	11,043,480	589,207	190,041	197		153				189,691	14,205	73,338	6,261
5,000万円以上1億円未満	427	14	5,885,258	520,257	123,957	870						123,087	11,081	52,739	4,878
1億円	73	6	2,443,217	839,455	92,840	262		5				92,573	14,791	40,841	6,571
1億円超10億円未満	120	15	4,468,070	2,021,189	118,185	67		19				118,099	39,853	52,489	17,713
10億円					11,750			1				11,749	3,024	5,222	1,344
10億円超50億円未満	26	2	5,794,169	2,350,991	102,737	102		22				102,613	15,092	45,598	6,707
50億円					1,530			1				1,529	643	680	286
50億円超100億円未満	4		142,951		57,297	213		407				56,677	450	25,189	200
100億円以上	3	1	1,670,474	20,513	330,512	83		4,568				325,861	21,658	145,759	9,626
保険業法に規定する相互会社					22,038	27		47				21,964	13,665	9,762	6,073
合計	19,958	73	41,632,604	6,439,378	1,197,570	1,852		5,223				1,190,495	136,650	489,120	60,540
内訳	県内法人	19,325	59	25,025,263	3,146,863	383,271	110	30				383,131	56,333		
	分割法人	633	14	16,607,341	3,292,515	814,299	1,742	5,193				807,364	80,317		

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した法人（清算法人を除く。）について記載した。
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
 4 「法人数」欄のうち「うち連結申告法人数」欄は、法人数のうち連結申告法人の法人数を内書した。
 5 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄のうち「うち連結申告法人に係る個別帰属法人税額」欄は、連結申告法人に係る法人税割額の課税標準となった個別帰属法人税額について内書した。
 6 「差引法人税割額」欄のうち「うち連結分」欄には、連結申告法人の各連結事業年度の個別帰属法人税額を課税標準とする県民税額について内書した。
 7 「算出法人税割額」欄には、分割法人の従たる事務所又は事業所所在の県分の算出法人税割額を加えて記載した。
 8 「県民税の特定寄附金税額控除額」欄は、算出法人税割額から法附則第8条の2の2第1項又は第3項の規定により控除した額を記載した。
 9 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額」欄には、算出法人税割額から法第53条第24項又は第25項の規定により控除した額を記載した。
 10 「外国税額控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 11 「仮装経理に基づく控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第27項の規定により控除した額を記載した。
 12 「利子割額の控除額」欄は、算出法人税割額から平成25年改正法附則第5条によりなお従前の例によることとされた法人に係る道府県民税利子割廃止前の法第53条第26項の規定により控除した額を記載した。
 13 「租税条約の実施に係る控除額」欄は、算出法人税割額から法第53条第28項又は第29項の規定により控除した額を記載した。
 14 「差引法人税割額」欄のうち「うち超過課税相当額」欄は、当該法人の差引法人税割額に係る超過課税相当額を記載した。

(5) 利子割額

種 類	税 額	課税支払額	非課税額	左非の居係 う住る ち者額	納入 申告書 数
	千円	千円	千円	千円	枚
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	40	812		
	銀行預金利子	59,587	1,215,312	58,756	4
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	19,886	406,032	60,299	1
	勤務先預金等の利子	50,085	1,002,212	702	
	合同運用信託の収益の分配				
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配				
	郵便貯金利子	1	39		
	国外一般公社債等の利子等				
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	960	19,197	213	
	私運の 募収 投資 公資の 社信分 債託配 等々等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配			
特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配					
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	2,639	52,900		
	定期積金の給付補てん金	2,634	53,575		
	掛金の給付補てん金				
	抵当証券の利息				
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益				
	外貨建預貯金等の為替差益				
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	2,131	43,023		
小 計	7,404	149,498	11		
そ の 他					
合 計	137,963	2,793,102	119,981	5	3,920

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて、利子等の種類別に記載した。
 2 「非課税支払額」欄には、法第25条の2に規定する非居住者が支払を受ける利子等のほか、利子割が課されないものについて記載した。
 3 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(6) 利子割の特別徴収義務者等

区 分	特 別 徴 収 義 務 者 数	営 業 所 数
銀 行 等	9	190
信 用 金 庫 等	7	99
農 林 中 央 金 庫 等	16	85
証 券 会 社	4	5
保 険 会 社 等	20	41
社 内 預 金 実 施 企 業	24	39
そ の 他 の 金 融 機 関 等	50	51
合 計	130	510

- (注) 1 令和4年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者数及びその営業所等の数について記載した。
- 2 「銀行等」とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行及び外国銀行をいうものである。
- 3 「信用金庫等」とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会及び労働金庫をいうものである。
- 4 「農林中央金庫等」とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び全国共済農業協同組合連合会をいうものである。
- 5 「保険会社等」とは、生命保険会社及び損害保険会社をいうものである。
- 6 「その他の金融機関等」とは、上記2～5及び証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものである。
- 7 「営業所数」欄には、法第24条第8項に規定する営業所等のうち実際に特別徴収の事務を行うものの数を記載した。

(7) 配当割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
上 場 株 式 等 の 配 当 等	161,306	3,226,928		184,141,901	
投資信託でその設定に係る受益権の募集 が公募により行われたものの収益の配分	14,050	275,752		3,147,166	
特定投資法人の投資口の配当等					
特定目的信託の社債的受益証券の剰余金 の配分のうち公募のもの					
特定公社債の利子・特定口座外の 割引債の償還金	2,900	57,967		336,979	
源泉徴収選択口座内配当等	468,032	10,213,993	847,461	1,948,183	
合 計	646,288	13,774,640	847,461	189,574,229	6,169

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて、配当割の種類別に記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の8様式の「課税(11)」欄及び第12号の14様式の「課税(11)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額」欄には、第12号の14様式の「還付税額(12)」欄の額を記載した。
 4 「支払金額」のうち、「非課税等分」欄には、第12号の8様式の「非課税等(12)」欄及び第12号の14様式の「非課税等(13)」欄の額をそれぞれ種類別に記載した。
 5 「納入申告書数」欄は、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で「合計」欄に記載した。

(8) 株式等譲渡所得割

種 類	税 額	支 払 金 額			納 入 申 告 書 数
		課 税 分	還 付 税 額 分	非 課 税 等 分	
	千円	千円	千円	千円	枚
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	604,925	13,037,476	4,614,663		294

- (注) 1 令和3年度に調定したものについて記載した。
 2 「支払金額」のうち「課税分」欄には、第12号の11様式の「課税(11)」欄の「支払金額」の項の額を記載した。
 3 「支払金額」のうち「還付税額分」欄には、法第71条の51第3項の規定により還付した額に対応する支払金額(第12号の11様式の「還付税額(12)」欄の「支払金額」の項の額)を記載した。
 4 「支払金額」のうち「非課税等分」欄には、第12号の11様式の「非課税等(13)」欄の支払金額の項の額を記載した。
 5 「納入申告書数」欄には、納入申告書の提出のあった枚数を、延べ数で記載した。

2 個人事業税に関する調

(1) 第一種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②	種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①				所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計 ①		
物品販売業	人 748	人 44	人 792	千円 4,159,355	千円 158,048	千円 4,317,403	千円 2,245,578	千円 2,071,825	問屋業	人 2	人	人 2	千円 7,057	千円	千円 7,057	千円 5,800	千円 1,257
保険業									両替業								
金銭貸付業	1		1	6,166		6,166	2,900	3,266	公衆浴場業	2		2	13,851		13,851	5,800	8,051
物品貸付業	12	1	13	64,453	5,135	69,588	37,700	31,888	演劇興行業								
不動産貸付業	1,392	21	1,413	9,221,811	67,532	9,289,343	4,052,034	5,237,309	遊技場業	9		9	36,022		36,022	26,100	9,922
製造業	470	30	500	2,502,263	113,396	2,615,659	1,443,476	1,172,183	遊覧所業								
電気供給業	9		9	34,398		34,398	26,100	8,298	商品取引業								
土石採取業									不動産売買業	7		7	32,313		32,313	20,300	12,013
電気通信事業									広告業	11		11	38,803		38,803	31,900	6,903
運送業	116	10	126	560,415	45,513	605,928	362,017	243,911	興信所業								
運送取扱業									案内業	5		5	30,315		30,315	14,500	15,815
船舶ていけい場業									冠婚葬祭業	8		8	66,403		66,403	23,200	43,203
倉庫業									合 計	4,675	228	4,903	27,113,934	854,379	27,968,313	14,082,427	13,885,886
駐車場業	12		12	53,891		53,891	34,800	19,091									
請負業	1,508	81	1,589	8,563,394	312,891	8,876,285	4,589,496	4,286,789									
印刷業	3		3	18,075		18,075	8,700	9,375									
出版業																	
写真業	12	2	14	51,324	8,351	59,675	40,600	19,075									
席貸業																	
旅館業	12	2	14	43,875	7,262	51,137	39,150	11,987									
料理店業	40	3	43	175,021	9,595	184,616	122,525	62,091	畜産業	6		6	86,001		86,001	16,192	69,809
飲食店業	226	27	253	1,069,871	102,280	1,172,151	729,109	443,042	水産業	11		11	138,686		138,686	30,934	107,752
周旋業	14		14	83,780		83,780	40,600	43,180	薪炭製造業								
代理業	45	7	52	212,046	24,376	236,422	148,142	88,280	合 計	17		17	224,687		224,687	47,126	177,561
仲立業	11		11	69,032		69,032	31,900	37,132									

(3) 第三種事業

種 別	課 税 人 員			所 得 金 額			事業主 控除額 ②	差引課税 所得金額 ①-②
	所得税者 課税者	所得税者 失格者	計	所 課 得 税 者	所 失 得 税 者	計 ①		
	人	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
医 業	124		124	1,190,554		1,190,554	358,875	831,679
歯科医業	54		54	489,778		489,778	155,634	334,144
薬剤師業	1		1	5,198		5,198	2,900	2,298
あん摩等の事業	16	3	19	79,480	10,750	90,230	55,100	35,130
獣 医 業	33		33	357,603		357,603	95,459	262,144
装 蹄 師 業	1		1	5,325		5,325	2,900	2,425
弁 護 士 業	59	3	62	787,342	13,640	800,982	179,800	621,182
司 法 書 士 業	64	1	65	617,718	5,556	623,274	187,775	435,499
行 政 書 士 業	22	1	23	191,110	4,675	195,785	65,250	130,535
公 証 人 業	2		2	15,524		15,524	5,800	9,724
弁 理 士 業	3		3	21,889		21,889	8,700	13,189
税 理 士 業	134	2	136	1,610,702	2,028	1,612,730	380,869	1,231,861
公認会計士業	10		10	141,658		141,658	29,000	112,658
計 理 士 業								
社会保険労務士業	65		65	525,228		525,228	188,500	336,728
コンサルタント業	77	2	79	444,341	7,523	451,864	222,818	229,046
設計監督者業	122	2	124	684,708	9,439	694,147	358,875	335,272
不動産鑑定業	1		1	8,509		8,509	2,900	5,609
デザイン業	35	4	39	180,616	17,454	198,070	112,134	85,936
諸 芸 師 匠 業	56	5	61	256,799	16,556	273,355	170,134	103,221
理 容 業	46	8	54	198,503	26,848	225,351	154,909	70,442
美 容 業	132	23	155	579,258	85,851	665,109	446,842	218,267
クリーニング業	3		3	10,485		10,485	8,700	1,785
公衆浴場業	2		2	6,497		6,497	5,800	697
歯科衛生士業								
歯科技工士業	43	6	49	197,999	22,023	220,022	142,100	77,922
測 量 士 業	15	1	16	99,000	3,558	102,558	46,400	56,158
土地家屋調査士業	54	1	55	395,968	6,369	402,337	159,500	242,837
海事代理士業	1		1	3,202		3,202	2,900	302
印刷製版業								
合 計	1,175	62	1,237	9,104,994	232,270	9,337,264	3,550,574	5,786,690

(注)1 いずれも令和2年の年中における事業の所得に対して課税した令和3年度の個人事業税(減免により税額がなくなったものを除く。)について記載した。

なお、令和3年の年中に事業を廃止した者に対して令和3年度において課税したものも含まれている。

2 2以上の事業を兼業する者については、主たる業種欄に記載した。

3 「所得金額」欄には、社会保険診療等に係る非課税所得分を控除した額を記載した。

4 2以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、本県に主たる事務所又は事業所を有する者について記載した。

(4) 分割個人の所得金額

区 分	本 県 本 店 分			他 県 本 店 分		
	課 税 人 員	課 税 標 準 額			課 税 人 員	分 割 を 受 け た 課 税 標 準 額
		本 県 分	他 県 分	計		
第一種事業	人	千円	千円	千円	人	千円
第二種事業					1	3,624
第三種事業					1	7,269
計					2	10,893

(5) 事業専従者

区 分	青 色 申 告				白 色 申 告				計			
	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	控 除 額	納 税 者 数	左のう ち専従 者控除 を受け た納税 者数	専従 者数	給 与 額 (控除)
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	(①+ ⑤)	(②+ ⑥)	(③+ ⑦)	(④+⑧)
第一種事業	人	人	人	千円	人	人	人	千円	人	人	人	千円
第二種事業	3,959	1,726	2,154	4,158,645	944	196	214	172,290	4,903	1,922	2,368	4,330,935
第三種事業	17	6	8	31,202					17	6	8	31,202
第三種事業 (あん摩業以外 あん摩業)	1,128	491	545	1,306,903	89	23	28	20,348	1,217	514	573	1,327,251
	15	7	9	16,432	5				20	7	9	16,432
合 計	5,119	2,230	2,716	5,513,182	1,038	219	242	192,638	6,157	2,449	2,958	5,705,820

(6) 所得階層別

区 分	300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下		330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		370万円超 380万円以下		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	
第一種事業	所得税課税者	204	595,957	188	572,701	186	584,543	145	469,489	166	556,131	138	475,254	155	547,354	137	498,917	142	528,476
	所得税失格者	21	62,100	13	38,160	20	59,594	15	46,123	16	53,529	9	28,776	15	47,325	10	36,476	6	22,648
	計	225	658,057	201	610,861	206	644,137	160	515,612	182	609,660	147	504,030	170	594,679	147	535,393	148	551,124
第二種事業	所得税課税者										2	6,868							
	所得税失格者																		
	計										2	6,868							
第三種事業	あん摩業等以外のもの 所得税課税者	37	107,678	37	112,914	27	81,414	34	110,595	28	93,132	30	103,457	27	95,787	31	112,276	18	66,702
	あん摩業等以外のもの 所得税失格者	3	8,922	3	9,106	8	25,277	5	16,241	3	10,024	3	10,346	3	10,646			4	15,024
	あん摩業等以外のもの 計	40	116,600	40	122,020	35	106,691	39	126,836	31	103,156	33	113,803	30	106,433	31	112,276	22	81,726
業	あん摩業等 所得税課税者			3	9,123			1	3,267	1	3,324				1	3,639	1	3,794	
	あん摩業等 所得税失格者			1	3,039	1	3,165												
	あん摩業等 計			4	12,162	1	3,165	1	3,267	1	3,324			1	3,639	1	3,794		
小計	40	116,600	44	134,182	36	109,856	40	130,103	32	106,480	33	113,803	30	106,433	32	115,915	23	85,520	
合計	所得税課税者	241	703,635	228	694,738	213	665,957	180	583,351	195	652,587	170	585,579	182	643,141	169	614,832	161	598,972
	所得税失格者	24	71,022	17	50,305	29	88,036	20	62,364	19	63,553	12	39,122	18	57,971	10	36,476	10	37,672
	計	265	774,657	245	745,043	242	753,993	200	645,715	214	716,140	182	624,701	200	701,112	179	651,308	171	636,644

(注) 1 事業主控除前の年所得金額により所得階層別に区分した。

2 中途開廃業者については、その所得を年所得に換算した額の所得階層区分欄に人員及び実績額を記載した。

3 「第三種事業」中、「あん摩業等」とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等税率3%の適用を受ける事業をいうものである。

区 分	380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下		500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合 計		
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第一種事業	所得税課税者	119	455,726	131	516,942	953	4,200,025	591	3,220,548	401	2,567,399	608	4,938,138	411	6,386,334	4,675	27,113,934
	所得税失格者	15	57,884	11	43,470	42	166,406	26	124,132	5	31,524	2	11,949	2	24,283	228	854,379
	計	134	513,610	142	560,412	995	4,366,431	617	3,344,680	406	2,598,923	610	4,950,087	413	6,410,617	4,903	27,968,313
第二種事業	所得税課税者	2	7,691					1	5,742	2	10,778	3	26,554	7	167,054	17	224,687
	所得税失格者																
	計	2	7,691					1	5,742	2	10,778	3	26,554	7	167,054	17	224,687
第三種事業	あん摩業等以外のもの 所得税課税者	25	96,255	31	122,409	206	916,608	122	662,251	107	688,239	170	1,395,188	228	4,255,284	1,158	9,020,189
	あん摩業等以外のもの 所得税失格者	1	3,892	3	11,825	16	68,649	4	17,124	1	6,369	1	7,201	1	874	59	221,520
	あん摩業等以外のもの 計	26	100,147	34	134,234	222	985,257	126	679,375	108	694,608	171	1,402,389	229	4,256,158	1,217	9,241,709
第四種事業	あん摩業等 所得税課税者					5	22,588	2	11,149			2	16,365	1	11,556	17	84,805
	あん摩業等 所得税失格者					1	4,546								3	10,750	
	あん摩業等 計					6	27,134	2	11,149			2	16,365	1	11,556	20	95,555
小計	26	100,147	34	134,234	228	1,012,391	128	690,524	108	694,608	173	1,418,754	230	4,267,714	1,237	9,337,264	
合計	所得税課税者	146	559,672	162	639,351	1,164	5,139,221	716	3,899,690	510	3,266,416	783	6,376,245	647	10,820,228	5,867	36,443,615
	所得税失格者	16	61,776	14	55,295	59	239,601	30	141,256	6	37,893	3	19,150	3	25,157	290	1,086,649
	計	162	621,448	176	694,646	1,223	5,378,822	746	4,040,946	516	3,304,309	786	6,395,395	650	10,845,385	6,157	37,530,264

(7) 個人事業税の減免

区 分		人 員	所 得 金 額	減 免 額
		人	千円	千円
第一種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
第二種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
第三種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
第四種事業	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			
合 計	天災による者			
	公私の扶助を受ける者			
	そ の 他			
	計			

(注) 1 令和3年度において減免したものについて記載した。

2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」欄には、それぞれ法第72条の62の規定により減免したものを記載した。

3 「所得金額」欄には、減免した者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。

3 法人事業税に関する調

(1) 事業税額等

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合 計 ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額							
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調 定 額 ①+②-③+④+⑤+⑥			所 得 (収 入) 金 額	調 定 額 ⑧	⑨				
	事業年度数		所 得 金 額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告		事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したものの							当該年度に収入したものの			
	あ 確 定 申 告 が	し り 決 定		あ 確 定 申 告 が	し り 決 定	①	②															③	④	⑤
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人分	普 通 法 人	分 割 法 人	本店分	595		千円	26,588,106	1,823,267			182	438,211	188	510,563			37,455		1,933,074	78,280	4,661	1,937,735		
			他本店分	2,107		千円	48,475,374	3,186,444	3	64	890	917,186	867	1,105,076			131,329		3,505,727	1,258,457	58,409	3,564,136		
	法 人	小 計	県内法人	17,495	60	千円	95,133,280	5,705,364	72	12	857	2,788	1,519,739	3,161	1,846,845			336,943		6,370,270	1,572,537	86,431	6,456,701	
			計	20,197	60	千円	170,196,760	10,715,075	72	15	921	3,860	2,875,136	4,216	3,462,484			505,727		11,809,071	2,909,274	149,501	11,958,572	
	特 別 法 人	特別法人	1,105	1	千円	33,196,737	1,606,602	6											1,606,602	16,508	736	1,607,338		
		公益法人等	470	1	千円	1,189,499	71,273	1											71,273	2,208	76	71,349		
		人格なき社団等	226		千円	108,344	3,906												3,906	4,185	146	4,052		
		清算法人	283	1	千円	28,079	1,383			4	318							226		1,291			1,291	
	計	計	22,281	63	千円	204,719,419	12,398,239	79	15	921	3,864	2,875,454	4,216	3,462,484			505,953		13,492,143	2,932,175	150,459	13,642,602		
		計	22,281	63	千円	204,719,419	12,398,239	79	15	921	3,864	2,875,454	4,216	3,462,484			505,953		13,492,143	2,932,175	150,459	13,642,602		
法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分	208		千円		3,039,894		3	252	117	1,208,151	128	1,518,417			42,468		3,392,880		7,424	3,400,304				
法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人分	966		千円		9,918,587		1	851	779	4,478,394	797	4,417,842			202,841		10,061,727		186,383	10,248,110				
事 業 税 計	23,455	63	千円		25,356,720		79	19	2,024	4,760	8,561,999	5,141	9,398,743			751,262		26,946,750		344,266	27,291,016			
地 方 法 人 特 別 税 分																				81,167	81,167			
特 別 法 人 事 業 税 分					9,136,237		44	770		3,081,842		3,208,069			834,356		10,097,590		99,200	10,196,790				
合 計	23,455	63	千円		34,492,957		123	19	2,794	4,760	11,643,841	5,141	12,606,812			1,585,618		37,044,340		524,633	37,568,973	95,798		

(注) 記載内容は法人県民税に準ずるものである。なお、「地方法人特別税分」又は「特別法人事業税分」の各欄については、この表の「確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額」とあるのは「確定地方法人特別税額又は特別法人事業税額に対応する前年度分の中間申告額」と、「中間納付額の歳出還付額」とあるのは「中間納付額の還付額」と読み替えて記載した。

(2) 事業税額等（外形対象法人分）

区分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合計 (調定額) ⑦+⑧	当該年度において発生した歳出還付額						
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中 間申告額	確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が翌 年度となる見込納 付額		中間納付額の 歳出還付額		調 定 額 ①+②-③+ ④+⑤+⑥	所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額			調 定 額 ⑧	⑨				
	事業年度数		所得金額、付 加価値額又は 資本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額							前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥	当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑦	⑩	⑪
	あ 確 定 申 告 が	し う ち ら ち も 決 の 定		あ 確 定 申 告 が	し う ち ら ち も 決 の 定	事 業 年 度 数	税 額																
千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円							
所得 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本 店 分	25	19,445,986	194,253		19	59,012	19	99,091				234,332		234,332						
				他 県 本 店 分	898	107,611,589	1,073,705	1	136	722	308,145	741	426,913		34,244	1,226,853	5,689,692	32,892	1,259,745				
					県 内 法 人	43	5,556,750	54,799		38	20,739	37	30,203		82	64,345		64,345					
					小 計	966	132,614,325	1,322,757	1	136	779	387,896	797	556,207		34,326	1,525,530	5,689,692	32,892	1,558,422			
清算法人	計	966	132,614,325	1,322,757	1	136	779	387,896	797	556,207		34,326	1,525,530	5,689,692	32,892	1,558,422							
付 加 価 値 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本 店 分		90,562,777	1,086,752			493,095		548,556			1,142,213	7,613,985	33,700	1,175,913						
				他 県 本 店 分		297,657,872	3,571,897	536		1,682,715		1,465,331		182,097	3,537,146	13,237,665	89,639	3,626,785					
					県 内 法 人		21,126,027	253,511			110,756		120,335			263,090	371	3	263,093				
					小 計		409,346,676	4,912,160	536		2,286,566		2,134,222		182,097	4,942,449	20,852,021	123,342	5,065,791				
清算法人	計	409,346,676	4,912,160	536		2,286,566		2,134,222		182,097	4,942,449	20,852,021	123,342	5,065,791									
資 本 割 分	普 通 法 人	分 割 法 人	本 県 本 店 分		416,176,555	2,080,881			1,078,441		1,024,520			2,026,960	298,177	709	2,027,669						
				他 県 本 店 分		295,226,551	1,474,345	179		661,889		643,096		△ 13,582	1,442,149	11,462,091	29,440	1,471,589					
					県 内 法 人		25,736,803	128,444			63,602		59,797			124,639		124,639					
					小 計		737,139,909	3,683,670	179		1,803,932		1,727,413		△ 13,582	3,593,748	11,760,268	30,149	3,623,897				
事業税計	966		9,918,587	1	851	779	4,478,394	797	4,417,842		202,841	10,061,727	186,383	10,248,110									
地方法人特別税分														39,368	39,368								
特別法人事業税分			3,478,130		354		1,610,523		1,406,231		645,278	3,919,470	75,040	3,994,510									
合 計	966		13,396,717	1	1,205	779	6,088,917	797	5,824,073		848,119	13,981,197	300,791	14,281,988	27,221								

(注) 1 令和3年度において調定した法人のうち外形対象法人について記載した。
 2 ①及び⑧又は「所得金額、付加価値額又は資本金等の額」欄には、令和3年度において確定申告、修正申告、更正又は決定によって確定した事業税額（過事業年度分で令和2年度以前に申告等があり、令和3年度に修正申告・更正増があったものについては当該増差税額をいう。）又はこれに対応する所得金額、付加価値額又は資本金等の額を記載した。
 3 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(3) 事業税額等（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区 分	現 事 業 年 度 分													過 事 業 年 度 分		合 計 (調 定 額) ⑦+⑧	当 該 年 度 において 発 生 し た 歳 出 還 付 額			
	確 定 額						確定事業税額に対応する前年度分の中 間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申告期限が翌 年度となる見込納 付額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		調 定 額 ①+②-③+ ④+⑤+⑥			収入金額、 所得金額、 付加価値額 又は資本金 等の額	調 定 額 ⑧	
	事業年度数		収入金額、所 得金額、付加 価値額又は資 本金等の額	税 額		確定申告及び決定 のない中間申告		事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	事 業 年 度 数	税 額	前 年 度 に 収 入 し た も の ⑥						当 該 年 度 に 収 入 し た も の ⑦
	あ 確 定 申 告 が	し う ち も 決 の 定		あ 確 定 申 告 が	し う ち も 決 の 定	事 業 年 度 数	税 額													
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業分	収入割分	62	172,723,729	923,016	2	29	34	426,876	44	872,213					1,368,382	1,021,460	7,386	1,375,768		
	地方法人特別税分																25	25		
	特別法人事業税分			280,641		9		154,523		261,761					387,888		2,078	389,966		
	合 計	62		1,203,657	2	38	34	581,399	44	1,133,974					1,756,270		9,489	1,765,759		
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる法人分	収入割分	35	218,604,626	1,739,768			31	589,503	30	503,859			42,149		1,696,273			1,696,273		
	付加価値割分		30,266,285	150,269				108,001		73,781			106		116,155	10,261	38	116,193		
	資本割分		40,114,001	74,193				38,424		36,870			56		72,695			72,695		
	事業税計	35		1,964,230			31	735,928	30	614,510			42,311		1,885,123		38	1,885,161		
特別法人事業税分			776,358				262,952		260,529			8,050		781,985			781,985			
合 計	35		2,740,588			31	998,880	30	875,039			50,361		2,667,108		38	2,667,146			
同号ロに掲げる法人分	収入割分	111	14,093,469	106,267	1	223	52	18,924	54	12,367			157		100,090			100,090		
	所得割分		1,032,278	46,381				26,423		19,327					39,285			39,285		
	事業税計	111		152,648	1	223	52	45,347	54	31,694			157		139,375			139,375		
	特別法人事業税分			56,420		67		16,554		11,091			58		51,082			51,082		
合 計	111		209,068	1	290	52	61,901	54	42,785			215		190,457			190,457			
合 計	208		4,153,313	3	328	117	1,642,180	128	2,051,798			50,576		4,613,835		9,527	4,623,362	14,380		

(注) 1 令和3年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。
 2 このほかは、法人県民税又は(1)事業税額等の記載要領に準じて記載した。

(4) 所得階層別

区 分	欠 損 法 人	年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計			
	事 業 年 度 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額		
事業 年 度 年 二 回 法 人			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
分 割 法 人		軽減税率適用法人																	
		そ の 他																	
計																			
事業 年 度 年 一 回 法 人		軽減税率適用法人	229	58	62,189	26	145,052	8	71,041	93	2,589,744	24	1,768,402	45	11,671,843	4	9,327,781	487	25,636,052
		そ の 他	41	5	9,914	2	12,978	2	18,100	22	628,303	20	1,375,427	31	8,984,976	10	38,119,117	133	49,148,815
計																			
合 計																			

(注) 1 令和3年度において確定した普通法人（清算法人を除く。）に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額（収入金額課税分を除く。）のうち現事業年度分について記載した。

2 分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、所得金額の総額を記載した。

(5) 業種別及び分割基準別

区 分	分 割 法 人								県 内 法 人				合 計				
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計		法人数	事業年度数	所得金額 ⑦	事業税額 ⑧	所得金額 ⑤+⑦	事業税額 ⑥+⑧	
	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ①	事業税額 ②	法人 数	事業 年度 数	所得金額 ③	事業税額 ④	所得金額 ①+③ ⑤	事業税額 ②+④ ⑥							
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 法 人 分	電 気 供 給 業	発電用固定資産割					363	7	363	7					363	7	
		発電所接続電線路割															
	ガ ス 倉 庫	総固定資産割				1	1	121	2	121	2				121	2	
		事務所数割			24,745	1,213		884	62	25,629	1,275				25,629	1,275	
	ス 倉 庫	従業者数割	4	4	11,387	570	2	725	51	12,112	621	63	63	62,769	3,513	74,881	4,134
		供給業					1	137,812	9,620	137,812	9,620	4	4	1,351,527	34,071	1,489,339	43,691
	鉄 道 事 業	軌道事業	2	2	29,461	3,093	1	7,721	730	37,182	3,823	25	25	274,349	19,611	311,531	23,434
		事業	1	1			2					1	1				
	銀 行 業	事務所数割						6,138,255	491,912	6,138,255	491,912					6,138,255	491,912
		従業者数割					1	2,587,199	207,335	2,587,199	207,335					2,587,199	207,335
	証 券 業	事務所数割										4	4	7,606	331	7,606	331
		従業者数割															
	製 造 業	資本金1億円以上の法人	8	8	986,939	67,836	69	2,641,987	195,334	3,628,926	263,170	12	12	1,127,686	89,540	4,756,612	352,710
		資本金1億円未満の法人	71	71	3,225,534	251,945	258	3,775,170	311,323	7,000,704	563,268	1,394	1,407	9,943,860	711,024	16,944,564	1,274,292
	建 設 業	事務所数割			1,303,281	95,557		2,183,759	156,157	3,487,040	251,714					3,487,040	251,714
		従業者数割	100	100	1,918,237	141,565	171	1,096,140	88,142	3,014,377	229,707	4,094	4,104	29,073,340	2,027,763	32,087,717	2,257,470
	通 信 ・ 運 送 業	事務所数割			542,238	39,749		1,199,112	96,091	1,741,350	135,840					1,741,350	135,840
従業者数割		38	38	718,638	53,149	129	749,077	58,662	1,467,715	111,811	665	670	2,823,646	187,122	4,291,361	298,933	
飲 食 店 業	事務所数割			5,309,095	383,230		6,646,805	497,506	11,955,900	880,736					11,955,900	880,736	
	従業者数割	179	180	6,561,062	473,622	720	4,603,291	412,673	11,164,353	886,295	4,813	4,821	22,828,872	1,576,249	33,993,225	2,462,544	
保 険 業	事務所数割			12,808	1,704		111,290	8,316	124,098	10,020					124,098	10,020	
	従業者数割	3	3	12,316	1,637	34	83,408	6,118	95,724	7,755	272	273	1,093,990	70,151	1,189,714	77,906	
産 不 動 産 業	事務所数割			350,861	24,785		575,985	42,375	926,846	67,160					926,846	67,160	
	従業者数割	21	21	495,415	34,955	37	390,856	29,338	886,271	64,293	1,346	1,351	4,602,997	282,833	5,489,268	347,126	
ビ ジ ネ ス 業	事務所数割			1,856,714	133,464		8,125,833	564,458	9,982,547	697,922					9,982,547	697,922	
	従業者数割	152	152	2,649,125	192,336	632	4,598,387	302,956	7,247,512	495,292	3,954	3,964	17,480,528	1,147,013	24,728,040	1,642,305	
上 記 以 外 の 事 業	事務所数割			243,123	15,988		569,801	25,069	812,924	41,057					812,924	41,057	
	従業者数割	15	15	337,127	21,337	23	2,251,393	59,899	2,588,520	81,236	791	796	4,462,110	307,480	7,050,630	388,716	
計	594	595	26,588,106	1,937,735	2,081	2,107	48,475,374	3,564,136	75,063,480	5,501,871	17,438	17,495	95,133,280	6,456,701	170,196,760	11,958,572	

(注) 記載内容は、法人県民税に準じて記載した。

(6) 業種別及び分割基準別（外形対象法人分）

区 分	分 割 法 人															
	本 県 本 店 分				他 県 本 店 分				小 計							
	法人 数	事業年 度数	所得金額 ①	付加価値額 ②	資本金等の額 ③	事業税額 ④	法人 数	事業年 度数	所得金額 ⑤	付加価値額 ⑥	資本金等の額 ⑦	事業税額 ⑧	所得金額 ①+⑤ ⑨	付加価値額 ②+⑥ ⑩	資本金等の額 ③+⑦ ⑪	事業税額 ④+⑧ ⑫
電 気			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
発電用固定資産割								67,842	101,949	188,120	84,654	67,842	101,949	188,120	84,654	
発電所接続電線路割																
供給事業							6	6	21,720	32,771	56,485	11,501	21,720	32,771	56,485	11,501
総固定資産割								3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106	3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106	
従業者数割							14	16	604,979	1,472,251	1,004,062	30,759	604,979	1,472,251	1,004,062	30,759
ガス供給業																
倉庫業	1	1		849,214	4,147,070	30,494	3	3	66,633	220,366	197,541	4,236	66,633	1,069,580	4,344,611	34,730
鉄道事業・軌道事業							3	3	802	873,266	10,436,516	38,035	802	873,266	10,436,516	38,035
銀行業			1,305,984	8,036,040	41,383,523	333,830		4,329,620	6,041,835	14,019,085	191,623	5,635,604	14,077,875	55,402,608	525,453	
証券業			1,355,596	8,408,019	43,583,687	350,343	9	9	1,199,129	1,960,135	2,593,506	51,062	2,554,725	10,368,154	46,177,193	401,405
製造業			9,538,327	46,431,314	313,474,558	2,248,688	267	270	26,417,321	65,604,460	84,221,695	1,507,551	35,955,648	112,035,774	397,696,253	3,756,239
建設業			9,801	134,859	24,999	1,892		11,332,783	32,271,337	22,386,285	666,894	11,342,584	32,406,196	22,411,284	668,786	
運輸・通信業			19,898	273,787	50,753	3,839	127	128	5,797,858	13,971,572	8,817,894	304,450	5,817,756	14,245,359	8,868,647	308,289
卸売・小売業、飲食店業			2,928,466	10,812,749	5,486,684	186,447	33	33	9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561	9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561
その他の金融・保険業			3,309,097	11,597,424	5,610,022	204,699	236	239	1,439,602	6,423,871	2,878,813	99,949	1,439,602	6,423,871	2,878,813	99,949
不動産業							16	16	2,441,375	4,678,760	19,306,710	180,329	2,441,375	4,678,760	19,306,710	180,329
サービス業			226,615	1,420,045	844,964	26,310		9,389,675	30,961,329	28,098,713	624,718	9,616,290	32,381,374	28,943,677	651,028	
上記以外の事業			164,198	321,410	103,574	6,833	146	149	4,075,638	10,361,845	11,297,609	237,573	4,367,930	12,060,919	12,577,798	269,809
合計	25	25	19,445,986	90,562,777	416,176,555	3,437,914	884	898	107,611,589	297,657,872	295,226,551	6,358,119	127,057,575	388,220,649	711,403,106	9,796,033

区 分	県 内 法 人				合 計					
	法人 数	事業年 度数	所得金額 ⑬	付加価値額 ⑭	資本金等の額 ⑮	事業税額 ⑯	所得金額 ⑨+⑬	付加価値額 ⑩+⑭	資本金等の額 ⑪+⑮	事業税額 ⑫+⑯
電 気			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
発電用固定資産割							67,842	101,949	188,120	84,654
発電所接続電線路割										
供給事業							21,720	32,771	56,485	11,501
総固定資産割							3,941,932	6,146,923	4,098,111	136,106
従業者数割							604,979	1,472,251	1,004,062	30,759
ガス供給業										
倉庫業	1	1	541,391	788,863	900,000	20,970	608,024	1,858,443	5,244,611	55,700
鉄道事業・軌道事業	2	2		235,225	749,973	5,785	802	1,108,491	11,186,489	43,820
銀行業							5,635,604	14,077,875	55,402,608	525,453
証券業							2,554,725	10,368,154	46,177,193	401,405
製造業							2,173,748	4,211,241	5,524,620	115,028
建設業							614,155	1,219,880	1,747,070	33,620
運輸・通信業							40,036,071	126,947,437	407,227,946	4,043,838
卸売・小売業、飲食店業							11,342,584	32,406,196	22,411,284	668,786
その他の金融・保険業							5,817,756	14,245,359	8,868,647	308,289
不動産業							9,666,942	31,338,160	25,254,992	553,561
サービス業							1,641,540	8,447,847	6,721,213	144,185
上記以外の事業							15,246,719	55,775,215	32,363,783	979,267
合計	42	43	5,556,750	21,126,027	25,736,803	452,077	132,614,325	409,346,676	737,139,909	10,248,110

(注) 令和3年度において測定した法人のうち外形対象法人について記載した。

(7) 業種別及び分割基準別（法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分）

区 分	分 割							法 人							小 計											
	県 内							他 県							合 計											
	法人 数	事業 年度数	収入金額 ①	所得金額 ②	付加価値額 ③	資本金等の額 ④	事業税額 ⑤	法人 数	事業 年度数	収入金額 ⑥	所得金額 ⑦	付加価値額 ⑧	資本金等の額 ⑨	事業税額 ⑩	収入金額 ①+⑥ ⑪	所得金額 ②+⑦ ⑫	付加価値額 ③+⑧ ⑬	資本金等の額 ④+⑨ ⑭	事業税額 ⑤+⑩ ⑮							
電 気 供 給 業 ガ ス 供 給 業 生 命 保 険 業 損 害 保 険 業 少 額 短 期 保 険 業 貿 易 保 険 業 合 計	法第72条の2 第1項第2号 に掲げる事業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割	千円	千円	千円	千円	千円			56,674,595	千円	千円	千円	千円	56,674,595			千円	千円	565,631	56,674,595			千円	565,631	
			4	4					4	4	25,304,858					25,304,858					252,696	25,304,858				252,696
											28,187					28,187						665	28,187			
	法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割							7	7	7,576				7,576						409,885	7,576				409,885
											79,067,551		5,707,195	23,609,592	214,827	79,067,551		5,707,195	23,609,592	214,827					214,827	
											25,842,895		1,993,438	7,819,179	64,926	25,842,895		1,993,438	7,819,179	64,926						64,926
	ガ ス 供 給 業	事務所数割 従業者数割		13,356					9	9	429,362	4,136	290,228	327,844	452	442,718	4,136	290,228	327,844	602						602
			4	4	16,696						102,027	4,729	41,571	55,936	416,169	118,723	4,729	41,571	55,936	416,356						416,356
											137,812				9,619	137,812				9,619						9,619
	生 命 保 険 業	事務所数割 従業者数割							1	1	33,200,495				340,876	33,200,495				340,876						340,876
											12,431,628				126,285	12,431,628				126,285						126,285
	損 害 保 険 業	事務所数割 従業者数割							20	20	32,805,868				342,436	32,805,868				342,436						342,436
											12,467,279				131,045	12,467,279				131,045						131,045
	少 額 短 期 保 険 業	事務所数割 従業者数割							11	11																
貿 易 保 険 業	事務所数割 従業者数割																									
合 計	4	4	30,052					69	71	278,500,133	8,865	8,032,432	31,812,551	2,875,512	278,530,185	8,865	8,032,432	31,812,551	2,875,849						2,875,849	

区 分	県 内 法 人							合 計						
	法人 数	事業 年度数	収入金額 ⑩	所得金額 ⑪	付加価値額 ⑫	資本金等の額 ⑬	事業税額 ⑭	収入金額 ⑮+⑯	所得金額 ⑰+⑱	付加価値額 ⑲+⑳	資本金等の額 ㉑+㉒	事業税額 ㉓+㉔		
電 気 供 給 業 ガ ス 供 給 業 生 命 保 険 業 損 害 保 険 業 少 額 短 期 保 険 業 貿 易 保 険 業 合 計	法第72条の2 第1項第2号 に掲げる事業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割	千円	千円	千円	千円	千円	56,674,595				565,631		
									25,304,858				252,696	
									28,187				665	
	法第72条の2 第1項第3号 に掲げる事業	発電用固定資産割 発電所接続電線路割 総固定資産割 事務所数割 従業者数割							7,576				409,885	
									79,067,551		5,707,195	23,609,592	214,827	
									25,842,895		1,993,438	7,819,179	64,926	
	ガ ス 供 給 業	事務所数割 従業者数割		13,356					442,718	4,136	290,228	327,844	602	
			128	129	45,239,167	435,731	14,592,709	3,179,324	265,886	45,357,890	440,460	14,634,280	3,235,260	682,242
			4	4	1,351,527				34,070	1,489,339				43,689
	生 命 保 険 業	事務所数割 従業者数割							33,200,495				340,876	
									12,431,628				126,285	
	損 害 保 険 業	事務所数割 従業者数割							32,805,868				342,436	
									12,467,279				131,045	
	少 額 短 期 保 険 業	事務所数割 従業者数割												
貿 易 保 険 業	事務所数割 従業者数割													
合 計	132	133	46,590,694	435,731	14,592,709	3,179,324	299,956	325,120,879	444,596	22,625,141	34,991,875	3,175,805		

(注) 令和3年度において調定した法人のうち法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業分について記載した。

(8) 資本金別法人数

区分 資本金別	分割法人						県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人			小計 ①+②	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	計 ③+⑥	不法 申告人	休業中の 法人	清算中の 法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②											
300万円未満	13	1	14	30	7	37	51	1,054	1,746	2,800	1,068	1,783	2,851	149	341	135	3
300万円以上1,000万円未満	49	5	54	68	7	75	129	3,604	5,821	9,425	3,658	5,896	9,554	81	783	544	12
1,000万円	70	11	81	53	13	66	147	1,182	1,591	2,773	1,263	1,657	2,920	10	122	320	8
1,000万円超5,000万円未満	82	34	116	42	12	54	170	1,054	976	2,030	1,170	1,030	2,200	11	59	256	2
5,000万円以上1億円未満	25	24	49	16	9	25	74	171	131	302	220	156	376		6	56	
1億円	10	8	18	2	3	5	23	27	19	46	45	24	69			15	
1億円超10億円未満	2	7	9	3	3	6	15	23	17	40	32	23	55	1	2	28	
10億円																	
10億円超50億円未満		6	6	1		1	7	2	1	3	8	2	10			2	
50億円																	
50億円超100億円未満																	
100億円以上	1	2	3				3				3		3				
合計	252	98	350	215	54	269	619	7,117	10,302	17,419	7,467	10,571	18,038	252	1,313	1,356	25

(注) 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、令和3年度末までに申告納付期限の到来した普通法人（収入金額課税法人分を除く。）について当該年度における最終処理の段階で記載した。

(9) 資本金及び所得階層別

所得階層 資本金別	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		年所得5,000万円超1億円以下		年所得1億円超10億円以下		年所得10億円超		合 計				税 額	
	法人数	うち連結申告法人数	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	所得金額	法人数	うち連結申告法人数	所得金額	うち連結分	うち連結分	うち連結分
300万円未満	1,783		772	1,004,025	160	914,717	40	358,475	91	1,591,274	3	189,479	2	278,985			2,851	1	4,336,955	702	227,658	24
300万円以上1,000万円未満	5,896		2,269	3,084,123	628	3,581,323	174	1,577,609	531	10,285,789	42	2,850,890	14	3,378,796			9,554	2	24,758,530	5,461	1,351,920	1,169
1,000万円	1,657	3	575	862,540	214	1,242,602	68	608,878	343	7,908,769	37	2,495,703	26	5,421,378			2,920	13	18,539,870	407,635	1,255,426	37,492
1,000万円超5,000万円未満	1,030	5	335	527,238	145	847,962	47	420,993	402	9,727,387	125	8,567,564	113	24,032,801	3	6,304,750	2,200	19	50,428,695	2,610,021	3,674,931	257,166
5,000万円以上1億円未満	156	1	34	55,139	17	94,731	6	51,943	78	2,161,799	36	2,670,569	46	13,122,014	3	8,107,247	376	13	26,263,442	2,335,210	2,280,061	209,072
1億円	24		3	3,875	2	12,386			10	337,522	9	685,221	19	4,950,903	2	3,720,829	69	6	9,710,736	3,537,575	1,925,079	262,264
1億円超10億円未満																						
10億円																						
10億円超50億円未満																						
50億円																						
50億円超100億円未満																						
100億円以上																						
合 計	10,546	9	3,988	5,536,940	1,166	6,693,721	335	3,017,898	1,455	32,012,540	252	17,459,426	220	51,184,877	8	18,132,826	17,970	54	134,038,228	8,896,604	10,715,075	767,187

- (注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象外の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」及び「所得金額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
- 3 「法人数」欄は、上記1の対象法人について、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した。
- 4 「所得金額」欄は、(4)所得階層別に準じて記載した。

(10) 資本金及び所得階層別（外形対象法人分）

所得階層 資本金別	欠 損 法 人				左のうち付加 価値額が0以下 である法人				年 所 得 400 万 円 以 下			年 所 得 400 万 円 超 800 万 円 以 下			年 所 得 800 万 円 超 1,000 万 円 以 下			年 所 得 1,000 万 円 超 5,000 万 円 以 下			年 所 得 5,000 万 円 超 1 億 円 以 下				
	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額
1 億 円 超 10 億 円 未 満	22		千円 8,642,521	千円 12,001,345	3	千円 710,000	4	千円 9,204	千円 169,297	千円 756,900				2	千円 17,445	千円 406,145	千円 780,000	3	千円 75,894	千円 2,659,207	千円 1,012,058	7	千円 486,048	千円 2,206,521	千円 2,716,600
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満	2		1,304,043	7,840,607										1	28,707	1,448,536	4,795,000	2	149,178	1,603,626	5,400,000				
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																									
100 億 円 以上																									
合 計	24		9,946,564	19,841,952	3	710,000	4	9,204	169,297	756,900				2	17,445	406,145	780,000	4	104,601	4,107,743	5,807,058	9	635,226	3,810,147	8,116,600

所得階層 資本金別	年 所 得 1 億 円 超 10 億 円 以 下				年 所 得 10 億 円 超				合 計								税 額					
	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	所 得 金 額	付 加 価 値 額	資 本 金 等 額	法 人 数	う ち 連 結 申 告 法 人 数	所 得 金 額	う ち 連 結 分	付 加 価 値 額	う ち 連 結 分	資 本 金 等 額	う ち 連 結 分	所 得 割	う ち 連 結 分	付 加 価 値 割	う ち 連 結 分	資 本 割	う ち 連 結 分
1 億 円 超 10 億 円 未 満	13	千円 4,740,283	千円 15,547,983	千円 7,869,731	3	千円 4,990,814	千円 12,571,164	千円 1,803,737	54	8	10,319,688	1,231,051	42,202,838	7,718,946	26,940,371	3,664,378	225,208	56,826	1,051,838	222,991	215,336	36,650
10 億 円 10 億 円 超 50 億 円 未 満					5	23,496,889	56,085,808	18,586,228	10	2	23,674,774	10,133,587	60,442,013	17,472,970	36,621,835	2,941,000	264,759	42,434	983,582	125,293	304,096	35,710
50 億 円 50 億 円 超 100 億 円 未 満																	5,228	2,980	33,663	17,762	6,608	3,932
100 億 円 以上	1	328,272	7,873,122	65,513,460	2	7,113,935	43,766,995	351,762,247	3	1	7,442,207	328,272	51,640,117	7,873,122	417,275,707	65,513,460	634,121	132,988	2,298,900	573,738	2,978,002	507,483
合 計	14	5,068,555	23,421,105	73,383,191	10	35,601,638	112,423,967	372,152,212	67	11	41,436,669	11,692,910	154,284,968	33,065,038	480,837,913	72,118,838	1,322,757	249,392	4,912,160	989,849	3,683,670	596,798

(注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
 なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について、各所得階層区分の「法人数」、「所得金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄に記載し、「税額」欄については本県において調定した税額について記載した。
 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。
 3 このほか(9)資本金及び所得階層別に準じて記載した。

(11) 付加価値割

区分	報酬給与額						純支払利子						純支払賃借料						単年度損益								
	特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分			特定内国法人又は非課税事業を あわせて行う法人分			左以外 の法人分					
	報酬給与 総額	外国分 報酬給与 額	非課税事 業分報酬 給与額	課税対象 報酬給与 額	課税対象 報酬給与 額	課税対象 報酬給与 額	純支払利 子総額	外国分純 支払利子 総額	非課税事 業分純支 払利子総 額	課税対象 純支払利 子総額	課税対象 純支払利 子総額	課税対象 純支払利 子総額	純支払賃 借料総額	外国分純 支払賃借 料総額	非課税事 業分純支 払賃借料 総額	課税対象 純支払賃 借料総額	課税対象 純支払賃 借料総額	課税対象 純支払賃 借料総額	課税対象 純支払賃 借料総額	単年度損 益総額	外国分単 年度損益 総額	非課税事 業分単年 度損益総 額	課税対象 単年度損 益総額	課税対象 単年度損 益総額	課税対象 単年度損 益総額		
①	②	③	①-②- ③	④	⑤	④+⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑩+⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑯+⑰	⑱	⑳	㉑	⑲-⑳- ㉑	㉒	㉓	㉒+㉓	㉔
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本金別																											
1億円超 10億円未満					42,226,266	42,226,266					676,391	676,391					2,516,853	2,516,853							7,656,708	7,656,708	
10億円 10億円超 50億円未満					41,052,394	41,052,394					1,013,442	1,013,442					4,046,011	4,046,011							23,477,605	23,477,605	
50億円 50億円超 100億円未満																											
100億円以上					43,671,529	43,671,529					4,956,559	4,956,559					2,866,716	2,866,716							7,770,480	7,770,480	
小計					126,950,189	126,950,189					6,646,392	6,646,392					9,429,580	9,429,580							38,904,793	38,904,793	
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分					199,377	199,377					659,509	659,509					325,369	325,369							13,135,912	13,135,912	
合計					127,149,566	127,149,566					7,305,901	7,305,901					9,754,949	9,754,949							52,040,705	52,040,705	

(12) 付加価値割の内訳

区分	報酬給与額								純支払利子		純支払賃借料		単年度損益	
	給与分			掛金分					支払利子	受取利子	支賃借料	受取賃借料	単年度利益 を計上した 法人分	単年度損失 を計上した 法人分
	①	③-④ ②	③	④	労働者 派遣 分	労働者派 遣を受け た法人分	労働者派 遣をした 法人分	⑦のうち 控除分						
①	③-④ ②	③	④	⑥+⑦- ⑧ ⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
資本金別														
1億円超 10億円未満	39,842,967	706,137	767,032	60,895	1,580,464	1,572,064	44,610	36,210	628,323	236,795	4,093,564	4,899,096	10,694,146	△ 3,037,438
10億円 10億円超 50億円未満	39,772,414	464,047	464,047		815,933	815,933			1,028,196	25,823	5,579,217	1,849,800	23,703,482	△ 225,877
50億円 50億円超 100億円未満														
100億円以上	39,670,938	726,423	726,423		3,274,168	3,274,168			5,724,897	45,107,250	3,538,845	672,129	7,770,480	
小計	119,286,319	1,896,607	1,957,502	60,895	5,670,565	5,662,165	44,610	36,210	7,381,416	45,369,868	13,211,626	7,421,025	42,168,108	△ 3,263,315
法第72条の2第1項第 3号イに掲げる法人分	196,594	381	381		2,403	2,403			656,809	1,246	324,125	7,224	13,320,435	△ 184,523
合計	119,482,913	1,896,988	1,957,883	60,895	5,672,968	5,664,568	44,610	36,210	8,038,225	45,371,114	13,535,751	7,428,249	55,488,543	△ 3,447,838

(注) 1 令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人で外形対象の法人（清算法人及び収入金額課税分を除く。）について記載した。
ただし、確定申告及び決定のない中間申告に係る普通法人は除いた。なお、分割法人については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額によった。

(13) 雇用安定控除

区分	付加価値額が0以下である法人												
	収益配分額に占める報酬給与額の割合												
	70%以下			70%超～75%以下			75%超～80%以下			80%超～85%以下			
資本金別	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	
法第七十二 条に掲げる 二法第一 分項	1億円超 10億円未満	3	1,268,502		2	3,243,153	128,150			3	2,719,393	257,280	
	10億円							1	9,273,271	529,241	1	48,715	18,493
	10億円超 50億円未満		1,273,822										
	50億円							1	35,755,978	2,572,434			
50億円超 100億円未満													
100億円以上							1						
小計	3	2,542,324		2	3,243,153	128,150	2	45,029,249	3,101,675	4	2,768,108	275,773	
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分	1	13,876,667					1	171,067	2,997				
合計	4	16,418,991		2	3,243,153	128,150	3	45,200,316	3,104,672	4	2,768,108	275,773	

区分	収益配分額に占める報酬給与額の割合												
	85%超～90%以下			90%超～95%以下			95%超～100%以下			合計(70%超分)			
	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	法人数	付加価値額	控除額	
法第七十二 条に掲げる 二法第一 分項	1億円超 10億円未満	3	2,154,132	497,559	11	7,176,194	979,263	29	36,514,843	8,836,812	48	51,807,715	10,699,064
	10億円												
	10億円超 50億円未満				5	42,640,458	6,370,333	2	16,353,186	2,212,158	9	68,315,630	9,130,225
	50億円												
50億円超 100億円未満													
100億円以上				1	10,221,262	2,348,140	1	13,288,043	2,704,592	3	59,265,283	7,625,166	
小計	3	2,154,132	497,559	17	60,037,914	9,697,736	32	66,156,072	13,753,562	60	179,388,628	27,454,455	
法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人分	1	442,532	9,320	1	△ 170,097	4,152	3	443,502	16,469				
合計	3	2,154,132	497,559	18	60,480,446	9,707,056	33	65,985,975	13,757,714	63	179,832,130	27,470,924	

(注) 記載内容は(12)付加価値割の内訳に準じて記載した。

(14) 資本割

区分 資本金別	資本金	法人税法上の 資本金等の額	法第72条の21第1 項第1号に係る 加算分	法第72条の21第1 項第2号及び第3号 に係る控除分	法附則第9条第1項 ～第3項、第11項、 第12項及び第19項 に係る控除分	収入金額課税分	月数按分後の資 本金等の額	持株控除分	外国事業分	非課税事業分	法附則第9条第4項 ～第7項に係る控除 分	資本圧縮措置前 の資本金等の額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪	資本圧縮措置分 ⑬	課税対象 資本金等の額 ⑫-⑬⑭
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	千円	千円	千円
第法 一第 号七 イ十 国 に二 掲条 げの 人 る二 法第 外 国 法 人 人一 分項 第三号イに掲げる法人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1億円超 10億円未満	20,428,699	26,622,471					26,940,375					26,940,375		26,940,375
10億円														
10億円超 50億円未満	24,234,696	34,932,194					36,621,835					36,621,835		36,621,835
50億円														
50億円超 100億円未満														
100億円以上	456,548,903	668,871,916					675,125,337					675,125,337	257,849,630	417,275,707
小計	501,212,298	730,426,581					738,687,547					738,687,547	257,849,630	480,837,917
内 国 法 人	2,107,912	2,954,324				2,954,324	2,954,324					2,954,324		2,954,324
外 国 法 人														
小計	2,107,912	2,954,324				2,954,324	2,954,324					2,954,324		2,954,324
合 計	503,320,210	733,380,905				2,954,324	741,641,871					741,641,871	257,849,630	483,792,241

(15) 資本割に係る持株特例

区分 資本金別	内 国 法 人		左 の う ち 持 株 特 例 適 用 法 人			
	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	法 人 数	持株特例適用前 の資本金等の額	特 定 子 会 社 の 特 殊 又 は 出 資 額 に 係 る 控 除 額	特 例 適 用 後 の 特 資 本 金 等 の 額
		千円		① 千円	② 千円	① - ② ③ 千円
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	100億円未満	64	63,562,210			
	100億円以上 500億円未満	1	32,479,037			
	500億円以上 1000億円未満	1	65,513,460			
	1000億円以上 2000億円未満					
	2000億円以上 3000億円未満					
	3000億円以上 4000億円未満					
	4000億円以上 5000億円未満					
	5000億円以上	1	577,132,840			
	小計	67	738,687,547			
法第72条の2第1項第3 号イに掲げる法人分		12	2,954,324			
合 計		79	741,641,871			

(16) 資本割の圧縮措置

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別	千円				
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 一 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	65	96,041,247		96,041,247
	500億円超 1000億円以下	1	65,513,460		65,513,460
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下	1	577,132,840	257,849,630	319,283,210
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
	1兆円超 2兆円以下				
	2兆円超 3兆円以下				
	3兆円超 4兆円以下				
	4兆円超 5兆円以下				
5兆円超					
小計		67	738,687,547	257,849,630	480,837,917

区分		法人数	圧縮前資本金等の額 ①	資本圧縮額 ②	圧縮後資本金等の額 ① - ② ③
圧縮前資本金等の額別	千円				
法 第 七 十 二 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ に 掲 げ る 法 人 分	500億円以下	12	2,954,324		2,954,324
	500億円超 1000億円以下				
	1000億円超 2000億円以下				
	2000億円超 3000億円以下				
	3000億円超 4000億円以下				
	4000億円超 5000億円以下				
	5000億円超 6000億円以下				
	6000億円超 7000億円以下				
	7000億円超 8000億円以下				
	8000億円超 9000億円以下				
	9000億円超 1兆円以下				
	1兆円超 2兆円以下				
	2兆円超 3兆円以下				
	3兆円超 4兆円以下				
	4兆円超 5兆円以下				
5兆円超					
小計		12	2,954,324		2,954,324
合計		79	741,641,871	257,849,630	483,792,241

(18) 法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に関する調

区 分	資本金区分	分 割						法 人						合 計						税 額
		法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	法人数	事業年度数	収入金額	所得金額	付加価値額	資本金等の額	
				千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円			千円	千円	千円	千円	千円
電 気	1 億 円 以 下	1	1	68,330				22	22	8,232,713	30,395			23	23	8,301,043	30,395			262,618
	1 億 円 超																			
	合 計	1	1	68,330				22	22	8,232,713	30,395			23	23	8,301,043	30,395			262,618
供 給	1 億 円 超							11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	1,964,230
	1 億 円 以 下	2	2	31,205	1,686			99	100	6,461,557	468,778			101	102	6,492,762	470,464			152,648
	合 計	2	2	31,205	1,686			99	100	6,461,557	468,778			101	102	6,492,762	470,464			152,648
ガ ス 供 給 業	1 億 円 以 下							5	5	1,729,291	172,062			5	5	1,729,291	172,062			29,311
	1 億 円 超																			
	合 計							5	5	1,729,291	172,062			5	5	1,729,291	172,062			29,311
生 命 保 険 業	1 億 円 以 下																			313,423
	1 億 円 超																			313,423
	合 計																			313,423
損 害 保 険 業	1 億 円 以 下																			317,664
	1 億 円 超																			317,664
	合 計																			317,664
少 額 短 期 保 険 業	1 億 円 以 下																			
	1 億 円 超																			
	合 計																			
貿 易 保 険 業	1 億 円 以 下																			
	1 億 円 超																			
	合 計																			
合 計	1 億 円 以 下	3	3	99,535	1,686			126	127	16,423,561	671,235			129	130	16,523,096	672,921			444,577
	1 億 円 超							11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	11	11	31,177,881	13,073,759	7,796,173	2,265,858	2,595,317
	合 計	3	3	99,535	1,686			137	138	47,601,442	13,744,994	7,796,173	2,265,858	140	141	47,700,977	13,746,680	7,796,173	2,265,858	3,039,894

- (注) 1 令和3年度において調定したもののうち、現事業年度分について記載した。
 2 分割法人については、「税額」欄のみ記載し、その他の欄については本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人について記載した。
 3 「収入金額」、「付加価値額」及び「資本金等の額」欄には令和3年度において確定した法人の事業税額に対応する収入金額、付加価値額及び資本金等の額を記載した。
 4 「所得金額」欄には法第72条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事業に係る所得金額を記載した。

(19) 非課税事業

区 分	法 人			個 人	
	法人数	事業年度数	所得金額	人 員	所得金額
				千円	
林 業					
鉱物の掘採事業	1	1	747,257		
農 業	51	51	212,879		
計	52	52	960,136		

- (注) 1 法人にあっては令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分(確定申告に係る修正申告、更正、決定を含む。)について、個人にあっては現年課税分について、それぞれ記載した。
 2 分割法人(個人)については、本県に主たる事務所又は事業所の所在する法人(個人)について記載した。
 3 「所得金額」欄には、非課税事業のみを行うものについては、法人税又は所得税の課税標準である所得金額を、課税事業と非課税事業とを併せて行うものについては非課税事業に係る所得金額を記載した。

4 地方消費税に関する調

(1) 調定額

(単位：千円)

区 分	前年度2、3月調定額	令和3年度 調定額合計	
		うち2、3月調定額	
譲渡割	3,061,819	29,117,986	2,665,724
貨物割	290,029	2,356,812	564,864
合 計	3,351,848	31,474,798	3,230,588

(2) 清算金収入額、清算金支出額等

(単位：千円)

区 分	I期収入・支出額等	II期収入・支出額等	III期収入・支出額等	IV期収入・支出額等	収入・支出額等合計
清算対象額	6,440,762	11,318,570	6,143,711	7,611,050	31,514,093
一 般 財 源	2,916,627	5,135,462	2,777,290	3,450,454	14,279,833
社 会 保 障 財 源	3,524,135	6,183,108	3,366,421	4,160,596	17,234,260
清算金収入額 (a)	6,052,740	9,730,444	7,136,582	8,159,623	31,079,389
一 般 財 源	2,740,571	4,413,436	3,230,198	3,698,184	14,082,389
社 会 保 障 財 源	3,312,169	5,317,008	3,906,384	4,461,439	16,997,000
清算金支出額 (b)	302,991	590,910	298,057	207,449	1,399,407
一 般 財 源	137,562	268,176	134,881	93,944	634,563
社 会 保 障 財 源	165,429	322,734	163,176	113,505	764,844
差 引 (a) - (b)	5,749,749	9,139,534	6,838,525	7,952,174	29,679,982
一 般 財 源	2,603,009	4,145,260	3,095,317	3,604,240	13,447,826
社 会 保 障 財 源	3,146,740	4,994,274	3,743,208	4,347,934	16,232,156
地方消費税交付金額	6,095,250	10,229,036	6,491,105	7,781,605	30,596,996
一 般 財 源	2,759,819	4,640,350	2,936,297	3,527,343	13,863,809
社 会 保 障 財 源	3,335,431	5,588,686	3,554,808	4,254,262	16,733,187

- (注)1 令和3年度分について記載した。
 2 清算及び交付の時期の区分は次による。
 I期…対象期間 前年度 2月～4月 清算月 5月 交付金交付月 6月
 II期…対象期間 5月～7月 清算月 8月 交付金交付月 9月
 III期…対象期間 8月～10月 清算月 11月 交付金交付月 12月
 IV期…対象期間 11月～1月 清算月 2月 交付金交付月 3月
 3 「清算金収入額」及び「清算金支出額」は都道府県間で相殺した後の額である。

5 不動産取得税に関する調

(1) 家 屋

区 分	①			②			③			④		⑤		⑥		⑦		⑧			減 免 等 さ れ る 前 の 税 額 ⑨	⑩		⑪		調 定 額 ⑨-⑩-⑪								
	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	件数	面 積	価 格	1 ㎡ 当 たり 評 価 額	控 除 額		控 除 額		件 数	面 積	価 格	左 の 内 訳				件 数	金 額	件 数	金 額									
											件 数	全 額 控 除 の 物 の 数	件 数	全 額 控 除 の 物 の 数				件 数	控 除 額	面 積							価 格	(イ)- (ロ)- (ハ)- (ニ)- ③-⑥	住宅部分	住宅以外 の 部 分	件 数	金 額	件 数	金 額
木 造	専 用 住 宅	17	106	2,723	4,767	443,133	38,848,979	1,093	170,197	14,706,795	86,410	2	3,364	900	10,926,372	902	10,929,736	131	18,187	16,170	962	3,760,889	3,760,889		112,785			112,785						
	併用住宅																																	
	住宅部分																																	
	非住宅部分																																	
	小 計							87	21,534	1,676,531	77,855	3	9,755	68	690,885	68	697,060					386,638	386,638		14,388			14,388						
	そ の 他	1	19	31				454	66,255	3,484,189	52,588											454	3,484,189	23,735	3,460,454		139,151	1	263	138,888				
	小 計	18	125	2,754	4,767	443,133	38,848,979	1,634	257,986	19,867,515	77,010	5	13,119	968	11,617,257	973	11,630,376	131	18,187	16,170	1,503	8,220,969	4,373,877	3,847,092	285,074		1	263	284,811					
	専 用 住 宅	1	80	60	615	79,364	1,732,459	2,844	427,555	5,617,311	13,138											2,844	5,605,803	5,605,803		168,045	38	2,079	1	39	165,927			
	併用住宅																																	
	住宅部分																																	
非住宅部分																																		
小 計							194	66,086	472,109	7,144											194	455,500	267,446	188,054		15,529			15,529					
そ の 他							368	79,891	630,959	7,898											368	629,925	14,207	615,718		25,028			25,028					
小 計	1	80	60	615	79,364	1,732,459	3,406	573,532	6,720,379	11,718											3,406	6,691,228	5,887,456	803,772	208,602	38	2,079	1	39	206,484				
計 A	19	205	2,814	5,382	522,497	40,581,438	5,040	831,518	26,587,894	31,975	5	13,119	984	11,646,408	989	11,659,527	131	18,187	16,170	4,909	14,912,197	10,261,333	4,650,864	493,676	38	2,079	2	302	491,295					
非 木 造	専 用 住 宅	12	51	1,408	578	33,938	3,578,808	82	13,790	1,415,769	102,666																							
	併用住宅																																	
	住宅部分																																	
	非住宅部分																																	
	小 計							3	8,231	1,072,072	130,248											3	396,864	260,107	136,757		13,273			13,273				
	そ の 他							300	154,884	11,872,956	76,657											300	11,872,956	41,004	11,831,952		474,906	1	325	33	97,650	376,931		
	小 計	12	51	1,408	578	33,938	3,578,808	385	176,905	14,360,797	81,178											382	12,910,491	941,782	11,968,709	507,396	1	325	33	97,650	409,421			
	専 用 住 宅				126	13,554	891,663	311	67,425	3,810,563	56,516																							
	併用住宅																																	
	住宅部分																																	
非住宅部分																																		
小 計							29	9,587	221,647	23,120											29	211,615	119,313	92,302		7,269			7,269					
そ の 他							252	175,231	7,426,586	42,382	1										252	7,414,362		7,414,362		296,564				296,564				
小 計				126	13,554	891,663	592	252,243	11,458,796	45,428	1										592	10,208,132	2,701,468	7,506,664	381,285	3	141			381,144				
計 B	12	51	1,408	704	47,492	4,470,471	977	429,148	25,819,593	60,165	1										974	23,118,623	3,643,250	19,475,373	888,681	4	466	33	97,650	790,565				
合 計 A + B	31	256	4,222	6,086	569,989	45,051,909	6,017	1,260,666	52,407,487	41,571	6										5,883	38,030,820	13,904,583	24,126,237	1,382,357	42	2,545	35	97,952	1,281,860				

(注) 1 令和3年度課税分について記載した。

なお、件数は1戸を1件とし、一構となるべき住宅が木造部分と非木造部分とからなっている場合の件数については、主たるものについて1件として計上し、面積及び価格等についても同様に記載した。

2 専用住宅及び併用住宅の区分については、おおむね固定資産評価基準における評点基準表の適用区分によって行った。

(2) 家屋の価格段階別

区 分	12万円未満のもの ①		12万円以上 18万円未満のもの ②		18万円以上 23万円未満のもの ③		23万円以上 30万円未満のもの ④		30万円を超え 50万円未満のもの ⑤		50万円を超え 350万円未満のもの ⑥		350万円を超え 420万円未満のもの ⑦				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円				
木 造	建築分	専用住宅	5	194	10	1,566	6	1,297	8	2,091	26	10,218	273	482,238	248	1,005,023	
	}	併用住宅									1	399	3	8,935			
		その他	1	31					1	232	11	4,658	167	327,776	30	115,935	
	}	承継分	専用住宅	8	473	35	5,209	38	7,787	51	13,423	117	47,552	2,708	4,640,481	168	647,551
		併用住宅			2	259	2	422	2	545	13	5,249	141	252,273	14	53,004	
	その他	1	119	33	4,875	9	1,848	14	3,630	52	20,379	217	299,339	13	49,498		
	小 計	15	817	80	11,909	55	11,354	76	19,921	220	88,455	3,509	6,011,042	473	1,871,011		
非 木 造	建築分	専用住宅	7	654	5	671	1	221	7	1,936	13	5,021	50	65,799	16	63,303	
	}	併用住宅															
		その他							5	1,311	2	824	65	119,698	12	47,266	
	}	承継分	専用住宅	2	131	1	124	1	211	6	1,662	3	1,313	91	207,622	26	100,892
		併用住宅												12	25,877		
	その他			2	303	5	1,036	4	1,100	6	2,268	83	131,096	9	34,369		
	小 計	9	785	8	1,098	7	1,468	22	6,009	24	9,426	301	550,092	63	245,830		
合 計	24	1,602	88	13,007	62	12,822	98	25,930	244	97,881	3,810	6,561,134	536	2,116,841			

区 分	420万円を超え 450万円未満のもの ⑧		450万円を超え 1,000万円未満のもの ⑨		1,000万円を超え 1,100万円未満のもの ⑩		1,100万円を超え 1,200万円未満のもの ⑪		1,200万円を超え 1,300万円未満のもの ⑫		1,300万円を超え 1,400万円未満のもの ⑬		1,400万円を超え 1,500万円未満のもの ⑭				
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格			
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円				
木 造	建築分	専用住宅	209	916,380	2,628	20,438,367	881	9,245,871	581	6,664,672	369	4,585,391	213	2,863,806	140	2,019,204	
	}	併用住宅			18	150,927	8	84,544	9	104,694	5	62,872	6	81,692	4	58,407	
		その他	13	56,476	137	951,833	15	157,250	10	115,200	7	87,661	6	80,071	6	87,222	
	}	承継分	専用住宅	54	235,194	263	1,489,741	4	41,657	4	46,485	1	12,103	1	13,422	1	14,852
		併用住宅			1	4,460	17	90,936									
	その他	4	17,527	15	95,704	1	10,800	3	33,989	2	25,418	1	13,777	1	14,918		
	小 計	281	1,230,037	3,078	23,217,508	909	9,540,122	607	6,965,040	384	4,773,445	227	3,052,768	152	2,194,603		
非 木 造	建築分	専用住宅	1	4,436	442	2,670,174	17	180,634	32	367,562	26	325,992	13	176,673	15	217,336	
	}	併用住宅															
		その他	3	12,846	59	404,184	5	53,056	4	44,823	6	74,539	2	27,225	7	100,543	
	}	承継分	専用住宅	6	25,944	199	1,373,927	7	73,536	19	215,448	11	140,547	4	54,660	12	171,373
		併用住宅			10	70,737	3	31,192									
	その他	7	30,532	49	331,212	2	21,438	3	34,734	6	73,761	5	67,928	2	28,857		
	小 計	17	73,758	759	4,850,234	34	359,856	58	662,567	49	614,839	24	326,486	36	518,109		
合 計	298	1,303,795	3,837	28,067,742	943	9,899,978	665	7,627,607	433	5,388,284	251	3,379,254	188	2,712,712			

区 分	1,500万円を超え 1,600万円以下のもの ⑮		1,600万円を超え 1,700万円以下のもの ⑯		1,700万円を超え 1,800万円以下のもの ⑰		1,800万円を超え 1,900万円以下のもの ⑱		1,900万円を超え 2,000万円以下のもの ⑲		2,000万円を超えるもの ⑳		合 計 ㉑			
	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格	件 数	価 格		
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円			
木 造	建 築 分	専用住宅	88	1,359,504	56	918,788	36	628,612	21	387,801	8	155,110	71	1,872,364	5,877	53,558,497
		併用住宅	9	140,357	4	65,029	4	70,312	2	37,388	2	38,316	12	772,659	87	1,676,531
		その他	4	60,800	2	33,289	4	70,229	3	54,854	4	77,554	34	1,203,149	455	3,484,220
	承 継 分	専用住宅	1	15,557	2	33,516			2	37,002			2	47,825	3,460	7,349,830
		併用住宅					1	17,035					2	64,961	194	472,109
		その他											1	22,103	368	630,959
小 計	102	1,576,218	64	1,050,622	45	786,188	28	517,045	14	270,980	122	3,983,061	10,441	67,172,146		
非 木 造	建 築 分	専用住宅	2	31,336	1	16,348	6	105,129	6	110,755	2	39,617	10	612,388	672	4,995,985
		併用住宅											3	1,072,072	3	1,072,072
		その他	1	15,078	3	49,451	4	71,284	6	110,944	5	97,117	111	10,642,767	300	11,872,956
	承 継 分	専用住宅	24	373,211	1	16,426					2	38,742	22	1,906,457	437	4,702,226
		併用住宅									1	19,177	3	74,664	29	221,647
		その他	2	31,201	2	32,355	10	174,527	3	55,437	1	19,966	51	6,354,466	252	7,426,586
小 計	29	450,826	7	114,580	20	350,940	15	277,136	11	214,619	200	20,662,814	1,693	30,291,472		
合 計	131	2,027,044	71	1,165,202	65	1,137,128	43	794,181	25	485,599	322	24,645,875	12,134	97,463,618		

(3) 土 地

区 分	① 価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの				② 法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの				③ 法第73条の3から第73条の7まで及び法附則第10条並びに①、②に該当する以外のもの				④ 法第73条の14第6項から第10項まで及び第14項並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当したもので②以外のもの		⑤ 課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの		
	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	面積	価格	特例適用前の価格	件数	控除額	件数	面積	価格
		㎡	千円	千円		㎡	千円	千円		㎡	千円	千円		千円		㎡	千円
住宅用宅地	822	56,817	20,056	40,112					8,918	8,049,913	20,828,786	41,657,572					
上記以外の宅地	50	2,983	1,994	3,989					771	4,268,452	1,524,568	3,049,136					
農 地	967	1,282,473	22,480	22,480	1	9,656	982	982	1,205	12,000,934	647,222	647,222	526	99,933			
山 林	319	450,533	556	556					204	7,096,099	82,138	82,138					
そ の 他	96	208,127	649	649					88	3,531,822	45,385	45,385	1	111			
計	2,254	2,000,933	45,735	67,786	1	9,656	982	982	11,186	34,947,220	23,128,099	45,481,453	527	100,044			

- (注) 1 令和3年度課税分について記載した。
2 地目の区分で、農地等を宅地に転用するものについて宅地として評価して課税した分については、「宅地」の欄に計上した。
3 ①、②、③欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。
4 「特例適用前の価格」欄には、法附則第11条の5第1項の規定の適用前の額（固定資産税評価額）を記載した。

区 分	課税標準額 ③-④-⑤ ⑥	減免等される 前の税額 ⑦	法第73条の24の規定の適用により 全額減額されるもの ⑧		法第73条の24の規定に該当 したもので⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73条の25の規定 の適用により徴収猶予をしてい るもの		法第73条の27の2から法第73条の 27の7まで並びに法附則第11条の 4、第12条の規定により減額、納 税義務の免除をしたもの ⑩		法第73条の31、他法の規定によ り減免等をしたもの ⑪		調 定 額 ⑦-⑧-⑨ -⑩-⑪
			件 数	減額した額 千円	件 数	減額した額 千円	件 数	徴収猶予額 千円	件 数	減額、納税義務 の免除をした額 千円	件 数	減免等した額 千円	
住 宅 用 宅 地	20,828,786	624,287	1,427	58,719	719	44,540		33	1,504	1	13	519,511	
上 記 以 外 の 宅 地	1,524,568	45,667	63	1,404	20	1,022						43,241	
農 地	547,289	15,337						107	1,349	3	26	13,962	
山 林	82,138	2,444										2,444	
そ の 他	45,274	1,343										1,343	
計	23,028,055	689,078	1,490	60,123	739	45,562		140	2,853	4	39	580,501	

(4) 土地の価格段階別

区 分	10万円未満のもの ①		10万円以上 13万円以下のもの ②		13万円を超え 20万円以下のもの ③		20万円を超え 150万円以下のもの ④		150万円を超え 200万円以下のもの ⑤		200万円を超え 500万円以下のもの ⑥		500万円を超え 1,000万円以下のもの ⑦		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの ⑧		2,000万円を超える もの ⑨		合 計 ⑩	
	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円	件 数	価 格 千円
住 宅 用 宅 地	833	20,691	46	5,189	108	17,807	4,362	3,705,755	1,248	2,155,133	2,457	7,148,023	448	3,067,497	167	2,280,465	71	2,448,282	9,740	20,848,842
上 記 以 外 の 宅 地	58	2,524	11	1,291	43	7,225	469	323,371	61	104,598	121	383,770	35	238,722	17	226,293	6	238,768	821	1,526,562
農 地	983	23,212	86	9,762	204	33,838	835	437,750	35	60,957	27	85,769	3	19,396					2,173	670,684
山 林	320	651	57	6,437	51	8,331	86	40,692	4	6,556	4	14,470	1	5,557					523	82,694
そ の 他	99	834	16	1,790	23	3,705	40	17,694	2	3,343	3	9,029	1	9,639					184	46,034
計	2,293	47,912	216	24,469	429	70,906	5,792	4,525,262	1,350	2,330,587	2,612	7,641,061	488	3,340,811	184	2,506,758	77	2,687,050	13,441	23,174,816

(注) 「価格」欄については、法附則第11条の5第1項の規定の適用により課税標準とされる額を記載した。

(5) 課税標準の特例の適用状況

区分	法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く。)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第5項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第8項第1号に該当するもの(土地区画整理法)		法第73条の14第8項第2号に該当するもの(都市再開発法)		法第73条の14第8項第3号に該当するもの(防災街区整備法)		法第73条の14第9項第1号に該当するもの(農振地域(交換分合))		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(農振地域(整備計画))		法第73条の14第10項に該当するもの(防災街区整備事業)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第11項に該当するもの(家庭的保育事業)(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(実績)			
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	4,731	49,346,605					4	5,075																					
	承継分	145	1,951,122	658	1,915,289																									
	小計	4,876	51,297,727	658	1,915,289			4	5,075																					
土地							2	672																						
計	4,876	51,297,727	658	1,915,289			6	5,747																						

区分	法第73条の14第12項に該当するもの(居宅訪問型保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(実績)		法第73条の14第13項に該当するもの(事業所内保育事業)(参酌基準によった場合)		法第73条の14第14項に該当するもの(認定生活困窮者就労訓練事業)		法附則第11条第1項(農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画)		法附則第11条第2項(高規格堤防)		法附則第11条第3項(特定目的会社)		法附則第11条第4項(投資信託の引受け)		法附則第11条第5項(投資法人)		法附則第11条第6項(PFI〔公共施設等〕)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(実績)		法附則第11条第7項(認定都市再生計画)(参酌基準によった場合)		法附則第11条第8項(認定長期優良住宅)		法附則第11条第9項(重要無形文化財)		
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数
家屋	建築分																								544	6,168,202			
	承継分																								2	19,477			
	小計																							546	6,187,679				
土地								526	100,339																				
計								526	100,339															546	6,187,679				

区分	法附則第11条第10項 (農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項 (サービス付き高齢者 向け賃貸住宅)		法附則第11条第12項 第1号イ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋)		法附則第11条第12項 第1号ロ (不動産特定共同事業契約: 小規模、既存家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号イ (不動産特定共同事業契約: 特定家屋の敷地)		法附則第11条第12項 第2号ハ (不動産特定共同事業契約: 建替え家屋)		法附則第11条第12項 第2号ニ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋)		法附則第11条第12項 第2号ホ (不動産特定共同事業契約: 増築等家屋の敷地)		法附則第11条第13項 (健康サポート薬局)		法附則第11条第14項 (低未利用土地)		法附則第11条第15項 (認定経営力向上計画)		法附則第11条第16項 (補遺・移住等環境整備 推進法人)		法附則第11条第17項 (居住誘導区域等権利設 定等促進計画)			
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
建築分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
家																												
承継分																												
屋																												
小計																												
土地																												
計																												

区分	法附則第11条第18項 (鉄道建設・運輸施設整 備支援機構)		法附則第11条の5第1項 (宅地評価土地)		法附則第51条第1項 (東日本大震災による代替家 屋)		法附則第51条第2項 (東日本大震災による代替家屋 の敷地)		法附則第51条第3項 (東日本大震災による代替農用 地)		法附則第51条第4項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋)		法附則第51条第5項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替家屋の 敷地)		法附則第51条第6項 (東日本大震災に伴う原子力発 電所の事故による代替農用地)		法附則第51条の2 (津波被災区域で行う土地改良 事業)		廃止後もなおその効力を 有する課税標準の特例の 規定に該当するもの		その他課税標準の特例 の規定に該当するもの		合計					
	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額		
建築分		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
家					1	8,045																			5,280	55,527,927		
承継分					1	12,224																			806	3,898,112		
屋																												
小計					2	20,269																		6,086	59,426,039			
土地			9,691	22,286,980																					10,219	22,387,991		
計			9,691	22,286,980	2	20,269																		16,305	81,814,030			

(6) 減額、納税義務の免除、徴収猶予の適用状況

区分	法第73条の2第7項に該当するもの (附帯設備分減額)		法第73条の24第1項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用住宅用地(2年以内新築))		法第73条の24第1項第2号に該当するもの (特例適用住宅用地(1年前内新築))		法第73条の24第1項第3号に該当するもの (特例適用住宅用地(新築1年以内))		法第73条の24第2項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用地(1年以内))		法第73条の24第2項第2号に該当するもの (特例適用耐震基準適合既存住宅用地(1年前内))		法第73条の24第3項第1号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用地(1年以内))		法第73条の24第3項第2号(法第73条の25、法第73条の27を含む。)に該当するもの (特例適用耐震基準不適合既存住宅用地(1年前内))		法第73条の27の2に該当するもの (耐震基準不適合住宅)	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家	1	千円 325		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
屋			1,098	57,039	16	849	435	18,401	680	29,396		千円		千円		千円		千円
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
地																		
徴収猶予をしたもの																		
合計	1	325	1,098	57,039	16	849	435	18,401	680	29,396								

区分	法第73条の27の3に該当するもの (被収用不動産の代替不動産)		法第73条の27の4に該当するもの (譲渡担保財産)		法第73条の27の5第1項(第2項を含む。)に該当するもの (第2種市街地再開発事業)		法第73条の27の6に該当するもの (農地利用集積円滑化団体等)		法第73条の27の7に該当するもの (土地改良区)		法附則第11条の4第1項(第2項を含む。)に該当するもの (心身障害者多数雇用事業所)		法附則第11条の4第3項に該当するもの (サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条の4第4項(第5項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(住宅))		法附則第11条の4第6項(第7項を含む。)に該当するもの (買取再販事業(土地))	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	41	2,220		千円
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
屋						千円		千円		千円		千円					33	1,504
減額をしたもの 納税義務を免除したもの																		
地							105	1,201										
徴収猶予をしたもの																		
合計							105	1,201						41	2,220		33	1,504

区分	法附則第12条第1項(第3項を含む。)に該当するもの		法附則第62条第1項に該当するもの (耐震基準不適合住宅)		法附則第62条第2項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有する減免等の規定に該当するもの		その他減免等の規定に該当するもの		合計	
	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額	件数	措置額
家		千円		千円		千円		千円		千円	42	2,545
減額をしたもの 納税義務を免除したもの												
屋								35	97,952	35	97,952	
徴収猶予をしたもの												
地	2	148						4	39	111	1,388	
減額をしたもの 納税義務を免除したもの												
合計	2	148						39	97,991	2,450	209,074	

6 ゴルフ場利用税に関する調

区分	税率	施設数	利用人員 ①	非課税利用人員						差引利用人員 ①－(②+③+④+⑤+⑥+⑦)	調定額
				法第75条の2 第1号に該当する者 ②	法第75条の2 第2号に該当する者 ③	法第75条の2 第3号に該当する者 ④	法第75条の3 第1号に該当する者 ⑤	法第75条の3 第2号に該当する者 ⑥	法附則第12条 の2に該当する者 ⑦		
ゴ	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超1,000円未満 800円	1	29,812	60	7,298	145	44	33		22,232	18,806
	600円以上800円未満 400円以上600円未満 400円未満	3	74,639	113	13,886	501		35		60,104	27,543
	小計	4	104,451	173	21,184	646	44	68		82,336	46,349
	18ホールを超えるもの										
ル	1,200円 1,100円以上1,200円未満 1,000円以上1,100円未満 800円超1,000円未満 800円	1	24,720	32	2,912	29				21,747	15,342
	600円以上800円未満 400円以上600円未満 400円未満	7	169,523	497	27,735	509		26		140,756	68,329
	小計	9	217,357	595	34,489	558		26		181,689	93,828
	18ホール										
フ	500円以上 400円以上500円未満 300円以上400円未満 300円未満										
	小計										
	18ホール未満9ホールを超えるもの										
場	500円以上 400円以上500円未満 300円以上400円未満 300円未満	2	18,141	260	4,439	89		27		13,326	5,331
	小計	2	18,141	260	4,439	89		27		13,326	5,331
	計	15	339,949	1,028	60,112	1,293	44	121		277,351	145,508

(注) 1 「施設数」欄には、令和4年2月末日現在における税率区分の別により、同日現在の実数を記載した。ただし、1つの施設で2月末日現在の適用税率が夏期の適用税率に比べ低いときは、夏期の適用税率によった。
 2 「利用人員」欄には、「施設数」欄に記載されている施設の令和3年3月1日から令和4年2月末日までの間の利用人員（延数）を記載した。
 3 「非課税利用人員」欄には、上記2の利用人員のうち、法第75条の2又は第75条の3又は附則第12条の2の規定による非課税措置の適用を受けた利用人員（延数）を記載した。

7 自動車税に関する調

(1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割に関する調

ア 新車

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	ASV特例に係る控除額 ⑤	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額			
					千円	千円	千円	千円	千円			
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	9								
			自家用	10,351	5,253	27	5,098		3,500	15,368,278	320,871	
			計	10,360	5,253	27	5,107		3,500	15,398,299	321,471	
		小型車	営業用	57	49		8		15,000		15,629	238
			自家用	11,312	3,164	216	8,148			13,838,273	292,120	
			計	11,369	3,213	216	8,156		15,000	13,853,902	292,358	
			計	66	49	17	60,650	15,000		45,650	838	
			計	21,663	8,417	243	13,246		3,500	29,206,551	612,991	
			計	21,729	8,466	243	13,263	15,000	3,500	29,252,201	613,829	
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	338	129		209		402,500	2,504,913	14,225
	自家用			1,346	425		921		1,641,500	3,837,668	63,762	
	計			1,684	554		1,130		2,044,000	6,342,581	77,987	
	けん引車		営業用	74	3		71			937,950	8,112	
			自家用	12	5		7			120,341	2,675	
			計	86	8		78			1,058,291	10,787	
	被けん引車		営業用	41			41			448,504	8,970	
			自家用	14	4		10			78,066	2,341	
			計	55	4		51			526,570	11,311	
	貨客兼用車		営業用	12	9		3			4,430	88	
		自家用	1,855	853		1,002		45,500	1,873,694	49,524		
	計	1,867	862		1,005		45,500	1,878,124	49,612			
	計	465	141	324	4,298,297		402,500	3,895,797	31,395			
	計	3,227	1,287	1,940	7,596,769		1,687,000	5,909,769	118,302			
	計	3,692	1,428	2,264	11,895,066		2,089,500	9,805,566	149,697			
バス	営業用	一般乗合用	11	8		3		30,000	33,600	336		
		一般乗合用以外	7	6		1		7,000	3,838	38		
	自家用	60	39		21		42,000	81,868	1,892			
	計	78	53		25		30,000	119,306	2,266			
三輪の小型自動車	営業用											
	自家用											
	計											

区 分	新規登録、新規検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ②	②のうち身体障害者等に係るもの	課 税 台 数 ①-②	取 得 価 額 ③	バリアフリー特例に係る控除額 ④	A S V特例に係る控除額 ⑤	課 税 標 準 額 ③- (④+⑤)	税 額	
					千円	千円	千円	千円	千円	
特 種 用 途 車	営業用	348	32	4	316	4,508,724		176,750	4,331,974	30,946
	自家用	619	309	69	310	1,895,896		339,500	1,556,396	28,187
	計	967	341	73	626	6,404,620		516,250	5,888,370	59,133
	営業用	897	236	4	661	8,942,109	45,000	586,250	8,310,859	63,553
	自家用	25,569	10,052	312	15,517	38,826,584		2,072,000	36,754,584	761,372
計	26,466	10,288	316	16,178	47,768,693	45,000	2,658,250	45,065,443	824,925	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	12	1		11	15,849			15,849	293
	自家用	14,842	10,341	27	4,501	6,745,869			6,745,869	71,823
	計	14,854	10,342	27	4,512	6,761,718			6,761,718	72,116
	四 輪 ト ラ ッ ク	217	7		210	226,892			226,892	4,438
	自家用	5,415	80		5,335	5,554,659			5,554,659	110,015
	計	5,632	87		5,545	5,781,551			5,781,551	114,453
	三 輪 車									
	営業用	229	8		221	242,741			242,741	4,731
	自家用	20,257	10,421	27	9,836	12,300,528			12,300,528	181,838
	計	20,486	10,429	27	10,057	12,543,269			12,543,269	186,569
総 計	1,126	244	4	882	9,184,850	45,000	586,250	8,553,600	68,284	
	45,826	20,473	339	25,353	51,127,112		2,072,000	49,055,112	943,210	
	46,952	20,717	343	26,235	60,311,962	45,000	2,658,250	57,608,712	1,011,494	

- (注)1 「新規登録、新規検査又は届出台数」欄には、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局等に新規登録、新規検査又は届出のあった台数を記載した。ただし、中古新規に係る登録台数は、中古車に含めた。
- 2 「非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち、法第148条、法第149条、第150条、法第445条、法第446条、第447条、法附則第12条の2の10第1項、第2項、第3項、第29条の8の2、第53条の2第1項から第3項及び第57条第1項から第3項の規定の適用を受けた自動車等、条例により課税免除又は全額を減免した自動車等の台数を記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「新規登録、新規検査又は届出台数」のうち自動車税（環境性能割）又は軽自動車税（環境性能割）が課税された台数を記載した。
- 4 「バリアフリー特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第1項から第3項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 5 「A S V特例に係る控除額」欄には、法附則第12条の2の13第4項から第6項の規定の適用により取得価額から控除した額を記載した。
- 6 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。
- 7 「特種用途車」欄には、いわゆる8ナンバーの自動車と0ナンバーの軽自動車を記載した。
- 8 軽自動車税（環境性能割）については、県が徴収した令和3年2月から令和4年1月（市町村への払い込みが令和3年4月から令和4年3月）分の実績を記載した。

イ 中古車

区 分		新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額		
									千円	千円	千円		
自動車 税 環 境 性 能 割	乗 用 車	普 通 車	営業用	17	17	16	50	50					
			自家用	10,489	12,324	4,192	27,005	25,551	17	1,454	1,721,888	1,721,888	37,130
			計	10,506	12,341	4,208	27,055	25,601	17	1,454	1,721,888	1,721,888	37,130
		小 型 車	営業用	33	23	25	81	81					
			自家用	7,039	12,915	4,056	24,010	22,923	21	1,087	850,504	850,504	16,725
			計	7,072	12,938	4,081	24,091	23,004	21	1,087	850,504	850,504	16,725
		計	50	40	41	131	131						
		自家用	17,528	25,239	8,248	51,015	48,474	38	2,541	2,572,392	2,572,392	53,855	
		計	17,578	25,279	8,289	51,146	48,605	38	2,541	2,572,392	2,572,392	53,855	
	トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	364	626	434	1,424	1,347	77	186,701	186,701	1,285	
			自家用	1,451	2,408	1,112	4,971	4,852	119	231,343	231,343	3,722	
			計	1,815	3,034	1,546	6,395	6,199	196	418,044	418,044	5,007	
		けん引車	営業用	49	94	91	234	223	11	41,106	41,106	410	
			自家用	17	8	3	28	24	4	8,259	8,259	189	
			計	66	102	94	262	247	15	49,365	49,365	599	
		被けん引車	営業用	33	43	55	131	125	6	12,377	12,377	247	
			自家用	13	7	7	27	25	2	2,254	2,254	68	
			計	46	50	62	158	150	8	14,631	14,631	315	
		貨客兼用車	営業用	8	12	32	52	52					
			自家用	1,221	1,386	746	3,353	3,297	56	50,725	50,725	1,298	
計			1,229	1,398	778	3,405	3,349	56	50,725	50,725	1,298		
	計	454	775	612	1,841	1,747	94	240,184	240,184	1,942			
	自家用	2,702	3,809	1,868	8,379	8,198	181	292,581	292,581	5,277			
	計	3,156	4,584	2,480	10,220	9,945	275	532,765	532,765	7,219			
バス	営業用	一般乗合用	21	10	34	65	63	2	8,849	8,849	99		
		一般乗合用以外	50	47	72	169	167	2	1,942	1,942	39		
	自家用	49	93	37	179	172	7	5,497	5,497	142			
	計	120	150	143	413	402	11	16,288	16,288	280			
三輪の小型自動車	営業用												
	自家用												
	計												

区 分	新規登録、 新規検査又は届出台数 ①	移転登録 台数 ②	自動車検査証 (軽自動車届 出済証)の記 入に係るもの ③	計 ①+②+③ ④	非課税、課税 免除、減免及 び免税点以下 台数 ⑤	⑤のうち身体 障害者等に係 るもの	課税台数 ④-⑤	取得価額 ⑥	課税標準額 ⑥	税 額	
特 種 用 途 車	営業用	201	450	371	1,022	954	68	182,355	182,355	1,315	
	自家用	446	632	467	1,545	1,505	40	76,859	76,859	1,370	
	計	647	1,082	838	2,567	2,459	108	259,214	259,214	2,685	
	営業用	776	1,322	1,130	3,228	3,062	166	433,330	433,330	3,395	
	自家用	20,725	29,773	10,620	61,118	58,349	38	2,947,329	2,947,329	60,644	
計	21,501	31,095	11,750	64,346	61,411	38	2,935	3,380,659	3,380,659	64,039	
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	10	7	11	28	28				
		自家用	22,862	33,694	8,559	65,115	64,342	773	526,214	526,214	5,538
		計	22,872	33,701	8,570	65,143	64,370	773	526,214	526,214	5,538
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	137	88	126	351	343	8	4,293	4,293	86
		自家用	5,561	10,552	1,896	18,009	17,690	319	187,005	187,005	3,678
		計	5,698	10,640	2,022	18,360	18,033	327	191,298	191,298	3,764
	三 輪 車	営業用									
		自家用									
		計									
	計	営業用	147	95	137	379	371	8	4,293	4,293	86
自家用		28,423	44,246	10,455	83,124	82,032	1,092	713,219	713,219	9,216	
計		28,570	44,341	10,592	83,503	82,403	1,100	717,512	717,512	9,302	
総 計	営業用	923	1,417	1,267	3,607	3,433	174	437,623	437,623	3,481	
	自家用	49,148	74,019	21,075	144,242	140,381	38	3,861	3,660,548	69,860	
	計	50,071	75,436	22,342	147,849	143,814	38	4,035	4,098,171	73,341	

- (注) 1 「移転登録台数」欄には、道路運送車両法第13条に規定する移転登録台数、所有者の変更により道路運送車両法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けた台数を記載した。
- 2 「自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係るもの」欄には、所有権留保付売買が行われたことに伴い道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けたもの及び同法施行規則第63条の5第1項の規定による軽自動車届出済証の記入(使用者変更)を受けたものを記載した。
- 3 「課税台数」欄には、「計」に記載された台数のうち自動車税(環境性能割)及び軽自動車税(環境性能割)が課税された台数を記載した。
- 4 その他、前記アに準じて記載した。

ウ 新車・中古車

区 分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額					
										①	②	③ 千円	④ 千円	⑤ 千円
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用	59	50				9	30,021			30,021	600
			自家用	37,356	30,804	44	6,552	17,093,666		3,500	17,090,166			358,001
		計	37,415	30,854	44	6,561	17,123,687		3,500	17,120,187			358,601	
		小型車	営業用	138	130		8	30,629	15,000		15,629			238
			自家用	35,322	26,087	237	9,235	14,688,777			14,688,777			308,845
		計	35,460	26,217	237	9,243	14,719,406	15,000		14,704,406			309,083	
		計	営業用	197	180		17	60,650	15,000		45,650			838
			自家用	72,678	56,891	281	15,787	31,782,443		3,500	31,778,943			666,846
		計	72,875	57,071	281	15,804	31,843,093	15,000	3,500	31,824,593			667,684	
		トラック	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除いたもの	営業用	1,762	1,476		286	3,094,114		402,500	2,691,614		
	自家用			6,317	5,277		1,040	5,710,511		1,641,500	4,069,011			67,484
	計			8,079	6,753		1,326	8,804,625		2,044,000	6,760,625			82,994
	けん引車		営業用	308	226		82	979,056			979,056			8,522
			自家用	40	29		11	128,600			128,600			2,864
	計		348	255		93	1,107,656			1,107,656			11,386	
	被けん引車		営業用	172	125		47	460,881			460,881			9,217
			自家用	41	29		12	80,320			80,320			2,409
	計		213	154		59	541,201			541,201			11,626	
	貨客兼用車		営業用	64	61		3	4,430			4,430			88
		自家用	5,208	4,150		1,058	1,969,919		45,500	1,924,419			50,822	
計	5,272	4,211		1,061	1,974,349		45,500	1,928,849			50,910			
計	2,306	1,888		418	4,538,481		402,500	4,135,981			33,337			
計	11,606	9,485		2,121	7,889,350		1,687,000	6,202,350			123,579			
計	13,912	11,373		2,539	12,427,831		2,089,500	10,338,331			156,916			
バス	営業用	一般乗合用	76	71		5	72,449	30,000		42,449			435	
		一般乗合用以外	176	173		3	12,780		7,000	5,780			77	
	自家用	239	211		28	129,365		42,000	87,365			2,034		
計	491	455		36	214,594	30,000	49,000	135,594			2,546			
三輪の小型自動車	営業用													
	自家用													
計														

区 分	新規登録、新規検査、届出台数、移転登録台数、自動車検査証(軽自動車届出済証)の記入に係る台数	非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数	②のうち身体障害者等に係るもの	課税台数 ①-②	取得価額	バリアフリー特例に係る控除額	ASV特例に係る控除額	課税標準額 ③-(④+⑤)	税 額	
										①
特 種 用 途 車	営業用	1,370	986	4	384	4,691,079		176,750	4,514,329	32,261
	自家用	2,164	1,814	69	350	1,972,755		339,500	1,633,255	29,557
	計	3,534	2,800	73	734	6,663,834		516,250	6,147,584	61,818
	営業用	4,125	3,298	4	827	9,375,439	45,000	586,250	8,744,189	66,948
	自家用	86,687	68,401	350	18,286	41,773,913		2,072,000	39,701,913	822,016
	計	90,812	71,699	354	19,113	51,149,352	45,000	2,658,250	48,446,102	888,964
軽自動車税環境性能割	四 輪 乗 用 車	営業用	40	29		11	15,849		15,849	293
		自家用	79,957	74,683	27	5,274	7,272,083		7,272,083	77,361
		計	79,997	74,712	27	5,285	7,287,932		7,287,932	77,654
	四 輪 ト ラ ッ ク	営業用	568	350		218	231,185		231,185	4,524
		自家用	23,424	17,770		5,654	5,741,664		5,741,664	113,693
		計	23,992	18,120		5,872	5,972,849		5,972,849	118,217
	三 輪 車	営業用								
		自家用								
		計								
	計	営業用	608	379		229	247,034		247,034	4,817
		自家用	103,381	92,453	27	10,928	13,013,747		13,013,747	191,054
		計	103,989	92,832	27	11,157	13,260,781		13,260,781	195,871
総 計	営業用	4,733	3,677	4	1,056	9,622,473	45,000	586,250	8,991,223	71,765
	自家用	190,068	160,854	377	29,214	54,787,660		2,072,000	52,715,660	1,013,070
	計	194,801	164,531	381	30,270	64,410,133	45,000	2,658,250	61,706,883	1,084,835

(注) 前記ア及びイに準じて記載した。

エ 取得価額段階別（新車）

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの		100万円を超え150万円以下のもの		150万円を超え200万円以下のもの		200万円を超え250万円以下のもの		250万円を超え300万円以下のもの		300万円を超えるもの		合 計																				
			台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額															
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円																
自動車税環境性能割	乗用車	普通車	営業用												1	2,689	54	8	27,332	546	9	30,021	600												
			自家用	20			2	2,942	88	552	1,018,032	22,968	825	1,856,636	38,318	2,262	6,136,463	122,367	1,457	6,357,705	137,130	5,098	15,371,778	320,871											
		計	20			2	2,942	88	552	1,018,032	22,968	825	1,856,636	38,318	2,263	6,139,152	122,421	1,465	6,385,037	137,676	5,107	15,401,799	321,471												
		小型車	営業用				2	2,852	14	3	5,241	105	2	4,383	56				1	18,153	63	8	30,629	238											
			自家用				1,848	2,490,318	44,375	5,522	9,534,371	212,201	596	1,329,006	26,857	176	465,868	8,398	6	18,710	289	8,148	13,838,273	292,120											
		計				1,850	2,493,170	44,389	5,525	9,539,612	212,306	598	1,333,389	26,913	176	465,868	8,398	7	36,863	352	8,156	13,868,902	292,358												
	計				2	2,852	14	3	5,241	105	2	4,383	56	1	2,689	54	9	45,485	609	17	60,650	838													
	計				20	1,850	2,493,260	44,463	6,074	10,552,403	235,169	1,421	3,185,642	65,175	2,438	6,602,331	130,765	1,463	6,376,415	137,419	13,246	29,210,051	612,991												
	計				20	1,852	2,496,112	44,477	6,077	10,557,644	235,274	1,423	3,190,025	65,231	2,439	6,605,020	130,819	1,472	6,421,900	138,028	13,263	29,270,701	613,829												
	トラック	けん引車	営業用	4	7	5,956	59	6	7,872	60	2	3,118	31			8	22,770	245	186	2,867,697	13,830	209	2,907,413	14,225											
			自家用	30	16	13,627	257	199	257,397	4,731	36	60,978	1,135	28	60,959	1,805	113	307,210	5,552	529	4,778,997	50,282	921	5,479,168	63,762										
		計	34	23	19,583	316	205	265,269	4,791	38	64,096	1,166	28	60,959	1,805	121	329,980	5,797	715	7,646,694	64,112	1,130	8,386,581	77,987											
		被けん引車	営業用																71	937,950	8,112	71	937,950	8,112											
			自家用																7	120,341	2,675	7	120,341	2,675											
		計																78	1,058,291	10,787	78	1,058,291	10,787												
		貨客兼用車	営業用																41	448,504	8,970	41	448,504	8,970											
			自家用	4	3	2,016	60												7	76,050	2,281	10	78,066	2,341											
		計	4	3	2,016	60												48	524,554	11,251	51	526,570	11,311												
		性能割	営業用					2	2,908	58	1	1,522	30										3	4,430	88										
			自家用	3			298	431,900	12,702	441	681,033	20,406	44	96,069	2,880	127	354,011	6,405	92	356,181	7,131	1,002	1,919,194	49,524											
計		3			300	434,808	12,760	442	682,555	20,436	44	96,069	2,880	127	354,011	6,405	92	356,181	7,131	1,005	1,923,624	49,612													
計					4	7	5,956	59	8	10,780	118	3	4,640	61			8	22,770	245	298	4,254,151	30,912	324	4,298,297	31,395										
計					37	19	15,643	317	497	689,297	17,433	477	742,011	21,541	72	157,028	4,685	240	661,221	11,957	635	5,331,569	62,369	1,940	7,596,769	118,302									
計				41	26	21,599	376	505	700,077	17,551	480	746,651	21,602	72	157,028	4,685	248	683,991	12,202	933	9,585,720	93,281	2,264	11,895,066	149,697										
バス	営業用	一般乗合用																3	63,600	336	3	63,600	336												
		一般乗合用以外																1	10,838	38	1	10,838	38												
自家用														1	2,461	49	3	8,922	268	17	112,485	1,575	21	123,868	1,892										
計														1	2,461	49	3	8,922	268	21	186,923	1,949	25	198,306	2,266										
三輪の小型自動車	営業用	営業用																																	
		自家用																																	
計																																			
特種用途車	営業用	営業用													1	2,297	46	11	30,006	150	304	4,476,421	30,946												
		自家用	20	11	8,196	152	29	35,578	549	52	84,528	2,152	3	7,066	165	26	72,557	1,495	189	1,687,971	23,674	310	1,895,896	28,187											
計	20	11	8,196	152	29	35,578	549	52	84,528	2,152	4	9,363	211	37	102,563	1,645	493	6,164,392	54,424	626	6,404,620	59,133													
計														3	6,680	102	20	55,465	449	615	8,850,495	62,645	661	8,942,109	63,553										
計														77	30	23,839	469	2,376	3,218,135	62,445	6,603	11,378,942	258,862	1,497	3,352,197	70,074	2,707	7,345,031	144,485	2,304	13,508,440	225,037	15,517	38,826,584	761,372
計														81	37	29,795	528	2,386	3,231,767	62,577	6,609	11,388,823	259,028	1,500	3,358,877	70,176	2,727	7,400,496	144,934	2,919	22,358,935	287,682	16,178	47,768,693	824,925

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え100万円以下のもの			100万円を超え150万円以下のもの			150万円を超え200万円以下のもの			200万円を超え250万円以下のもの			250万円を超え300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合計		
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額
軽自動車税 環境性能割	四輪乗用車	営業用	1	千円	千円	1	千円	千円	6	千円	千円	4	千円	千円		千円	千円		千円	千円	11	千円	千円
		自家用	10,321	148	127,548	1,522	1,983	2,712,798	28,420	2,356	3,871,006	41,511	3	6,152	61	11	28,365	309			4,501	6,745,869	71,823
		計	10,322	149	128,503	1,541	1,989	2,720,726	28,578	2,360	3,877,972	41,627	3	6,152	61	11	28,365	309			4,512	6,761,718	72,116
	四輪トラック	営業用	6	28	25,550	450	182	201,342	3,988												210	226,892	4,438
		自家用	64	2,423	2,207,630	43,933	2,870	3,282,619	64,795	42	64,410	1,287									5,335	5,554,659	110,015
		計	70	2,451	2,233,180	44,383	3,052	3,483,961	68,783	42	64,410	1,287									5,545	5,781,551	114,453
	三輪車	営業用	7	29	26,505	469	188	209,270	4,146	4	6,966	116									221	242,741	4,731
		自家用	10,385	2,571	2,335,178	45,455	4,853	5,995,417	93,215	2,398	3,935,416	42,798	3	6,152	61	11	28,365	309			9,836	12,300,528	181,838
		計	10,392	2,600	2,361,683	45,924	5,041	6,204,687	97,361	2,402	3,942,382	42,914	3	6,152	61	11	28,365	309			10,057	12,543,269	186,569
	総計	営業用	11	36	32,461	528	198	222,902	4,278	10	16,847	282	3	6,680	102	20	55,465	449	615	8,850,495	62,645	882	9,184,850
自家用		10,462	2,601	2,359,017	45,924	7,229	9,213,552	155,660	9,001	15,314,358	301,660	1,500	3,358,349	70,135	2,718	7,373,396	144,794	2,304	13,508,440	225,037	25,353	51,127,112	943,210
計		10,473	2,637	2,391,478	46,452	7,427	9,436,454	159,938	9,011	15,331,205	301,942	1,503	3,365,029	70,237	2,738	7,428,861	145,243	2,919	22,358,935	287,682	26,235	60,311,962	1,011,494

オ 取得価額段階別（中古車）

区	分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの			70万円を超え90万円以下のもの			90万円を超え110万円以下のもの			110万円を超え130万円以下のもの			130万円を超え150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合計				
			台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額	台数	取得価額	税額		
自動車税 環境性能割	乗用車	普通車	営業用	36	千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円	
			自家用	18,934	422	249,006	5,300	268	213,964	4,503	188	186,577	4,131	149	177,678	3,732	112	156,700	3,720	315	737,963	15,744	1,454	1,721,888	37,130
			計	18,970	422	249,006	5,300	268	213,964	4,503	188	186,577	4,131	149	177,678	3,732	112	156,700	3,720	315	737,963	15,744	1,454	1,721,888	37,130
		小型車	営業用	68																					
			自家用	18,651	466	277,679	5,163	351	280,800	5,348	197	196,244	4,350	55	66,089	1,267	10	13,860	307	8	15,832	290	1,087	850,504	16,725
			計	18,719	466	277,679	5,163	351	280,800	5,348	197	196,244	4,350	55	66,089	1,267	10	13,860	307	8	15,832	290	1,087	850,504	16,725
	けん引車 けん引車 被けん引車	営業用	104																						
		自家用	37,585	888	526,685	10,463	619	494,764	9,851	385	382,821	8,481	204	243,767	4,999	122	170,560	4,027	323	753,795	16,034	2,541	2,572,392	53,855	
		計	37,689	888	526,685	10,463	619	494,764	9,851	385	382,821	8,481	204	243,767	4,999	122	170,560	4,027	323	753,795	16,034	2,541	2,572,392	53,855	
		けん引車 けん引車 被けん引車	営業用	571	11	6,353	48	10	7,689	45	11	10,899	89	9	11,070	110	4	5,556	28	32	145,134	965	77	186,701	1,285
自家用	3,363	25	15,011	190	13	10,299	165	6	5,784	96	14	16,161	254	3	4,074	81	58	180,014	2,936	119	231,343	3,722			
計	3,934	36	21,364	238	23	17,988	210	17	16,683	185	23	27,231	364	7	9,630	109	90	325,148	3,901	196	418,044	5,007			
けん引車 けん引車 被けん引車	営業用	116	2	1,097	5	2	1,587	16	1	1,046	5														
自家用	11	1	569	6																					
計	127	3	1,666	11	2	1,587	16	1	1,046	5															
けん引車 けん引車 被けん引車	営業用	72				1	890	18				1	1,117	22				4	10,370	207	6	12,377	247		
自家用	13				1	864	26								1	1,390	42				2	2,254	68		
計	85				2	1,754	44					1	1,117	22	1	1,390	42	4	10,370	207	8	14,631	315		

区 分	50万円以下の台数	50万円を超え70万円以下のもの			70万円を超え90万円以下のもの			90万円を超え110万円以下のもの			110万円を超え130万円以下のもの			130万円を超え150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計				
		台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額	台数	取得価額	税 額		
自動車税	トラック	営業用	24																					
		家用	2,491	23	13,957	391	12	9,091	241	7	6,703	181	6	7,298	180	2	2,759	55	6	10,917	250	56	50,725	1,298
		計	2,515	23	13,957	391	12	9,091	241	7	6,703	181	6	7,298	180	2	2,759	55	6	10,917	250	56	50,725	1,298
	バス	営業用	783	13	7,450	53	13	10,166	79	12	11,945	94	10	12,187	132	5	6,996	57	41	191,440	1,527	94	240,184	1,942
		家用	5,878	49	29,537	587	26	20,254	432	13	12,487	277	20	23,459	434	6	8,223	178	67	198,621	3,369	181	292,581	5,277
		計	6,661	62	36,987	640	39	30,420	511	25	24,432	371	30	35,646	566	11	15,219	235	108	390,061	4,896	275	532,765	7,219
	三輪の小型自動車	営業用	24																					
		家用	58	1	571	12																		
		計	124	4	2,337	47																		
	特殊用途車	営業用	206	5	2,908	59																		
		家用	24																					
		計	24																					
三輪の小型自動車	営業用	399	19	10,873	79	7	5,256	33	7	7,102	45	3	3,486	17	1	1,340	7	31	154,298	1,134	68	182,355	1,315	
	家用	1,009	5	2,909	58	3	2,521	42	5	5,179	124	4	4,748	108	3	4,298	86	20	57,204	952	40	76,859	1,370	
	計	1,408	24	13,782	137	10	7,777	75	12	12,281	169	7	8,234	125	4	5,638	93	51	211,502	2,086	108	259,214	2,685	
軽自動車税	営業用	1,368	33	18,894	144	20	15,422	112	20	20,055	159	13	15,673	149	7	9,707	91	73	353,579	2,740	166	433,330	3,395	
	家用	44,596	946	561,468	11,155	648	517,539	10,325	405	402,327	8,937	228	271,974	5,541	132	184,401	4,331	410	1,009,620	20,355	2,769	2,947,329	60,644	
	計	45,964	979	580,362	11,299	668	532,961	10,437	425	422,382	9,096	241	287,647	5,690	139	194,108	4,422	483	1,363,199	23,095	2,935	3,380,659	64,039	
軽自動車税	営業用	27																						
	家用	64,315	433	254,743	2,802	301	234,779	2,371	39	36,692	365													
	計	64,342	433	254,743	2,802	301	234,779	2,371	39	36,692	365													
軽自動車税	営業用	331	8	4,293	86																			
	家用	17,689	307	177,526	3,495	12	9,479	183																
	計	18,020	315	181,819	3,581	12	9,479	183																
軽自動車税	営業用	358	8	4,293	86																			
	家用	82,004	740	432,269	6,297	313	244,258	2,554	39	36,692	365													
	計	82,362	748	436,562	6,383	313	244,258	2,554	39	36,692	365													
軽自動車税	営業用	1,726	41	23,187	230	20	15,422	112	20	20,055	159	13	15,673	149	7	9,707	91	73	353,579	2,740	174	437,623	3,481	
	家用	126,600	1,686	993,737	17,452	961	761,797	12,879	444	439,019	9,302	228	271,974	5,541	132	184,401	4,331	410	1,009,620	20,355	3,861	3,660,548	69,860	
	計	128,326	1,727	1,016,924	17,682	981	777,219	12,991	464	459,074	9,461	241	287,647	5,690	139	194,108	4,422	483	1,363,199	23,095	4,035	4,098,171	73,341	

(注) 1 「50万円以下の台数」欄には、法第158条及び法第452条の規定により免税点の適用を受けた台数を記載した。
2 「税額」欄には、取得年度に関わらず、令和3年度に調定した金額を記載し、「税額」以外の欄には、令和3年度に取得したものを記載した。

(2) 自動車税種別割に関する調

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑪のうち	⑪のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末		
	現在	現在台	うち	うち	うち	②-③	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	⑭に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちブラ	現在		
	登録台数	数	台数	台数	台数	+④+⑤	の構成	ーによる	の軽減	の軽減	ーによる	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	課税	を動力	を動力	グイン	調定額		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	千円		
営業用	1,000cc 以下	17	17			17					2	2		130				17		15								16	3		122
	1,000cc 超 1,500cc 以下	400	400			400		26	26		6	5	1	3,251		65		49	10	457							458			3,464	
	1,500cc 超 2,000cc 以下	1,752	1,722			1,722		3	2	1	515	515		17,062		5	5	5,614		1,592							1,567	1		16,693	
	2,000cc 超 2,500cc 以下	30	27			27		1	1		8	3	5	378		4		47	79	30							27			378	
	2,500cc 超 3,000cc 以下	163	162			162					63	28	35	2,688				504	630	164							163			2,640	
	3,000cc 超 3,500cc 以下	2	2			2					1	1		38				21		2							2			38	
	3,500cc 超 4,000cc 以下																														
	4,000cc 超 4,500cc 以下	4	4			4						4	4		108				108		4						4			108	
	4,500cc 超 6,000cc 以下	2	2			2						2	2		63				62		2						2			62	
	6,000cc 超																														
小計	2,370	2,336			2,336		30	29	1	601	560	41	23,718		74	5	6,422	719	2,266							2,239	3	1	23,505		
乗用(旧税率適用分)	1,000cc 以下	29,957	29,628	40	9	1,195	28,384	47			2,307	2,307		846,468	376			78,207	27,916	38	10	1,263	1,262	26,412	564		4		821,666		
	1,000cc 超 1,500cc 以下	146,631	144,513	379	77	6,229	137,828	1,189			26,468	26,463	5	4,858,881	9,849			1,047,935	198	136,285	358	86	6,523	6,518	127,908		32		4,691,437		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	118,749	114,757	815	129	4,475	109,338	2,581			28,061	27,905	156	4,418,178	35,756			1,266,887	7,082	111,817	759	136	4,723	4,723	103,057	904		4,270,611			
	2,000cc 超 2,500cc 以下	50,406	48,351	272	11	1,247	46,821	850			15,141	14,715	426	2,148,150	15,874			724,627	20,299	47,977	241	12	1,320	1,320	44,538		4		2,081,769		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	11,664	10,719	66	117		10,536	315			6,808	4,922	1,886	558,577	5,905			276,852	106,116	10,624	59	122				9,559	4		531,269		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	6,511	6,208	15	2		6,191	206			2,677	2,508	169	362,939	3,914			161,018	10,728	6,094	11	2				5,790			349,460		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	2,047	1,766	2			1,764	35			510	509	1	117,832	665			37,708	76	1,967	2					1,697			114,524		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	1,150	993	4			989	15			795	787	8	81,907	285			67,452	658	1,044	3					891			78,669		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	1,478	1,409	7			1,402	7			519	519		127,268	154			51,524		1,405	6					1,334			123,658		
	6,000cc 超	63	63				63				17	17		7,230				2,169		66						65			7,005		
小計	368,656	358,407	1,600	345	13,146	343,316	5,245			83,303	80,652	2,651	13,527,430	72,778			3,714,379	145,157	345,195	1,477	368	13,829	13,823	321,251	564	944		13,070,068			
乗用(新税率適用分)	1,000cc 以下	9,385	9,385	12	1	282	9,090	104	52	52				225,638		338	650		14,452	16	2	451	451	13,988	127				286,350		
	1,000cc 超 1,500cc 以下	12,471	12,471	12	5	341	12,113	3,633	3,286	347				290,306		26,288	5,378		21,100	33	7	547	547	20,499					405,612		
	1,500cc 超 2,000cc 以下	9,015	9,015	73	3	203	8,736	2,143	1,835	308				259,407		16,515	5,544		13,551	97	7	316	315	13,131	28				337,321		
	2,000cc 超 2,500cc 以下	3,196	3,196	15		66	3,115	1,341	1,332	9				92,019		14,652	198		5,262	19		118	118	5,112					131,711		
	2,500cc 超 3,000cc 以下	616	616	9	2	3	602	182	182					23,014		2,275			1,051	10	5	3	3	1,033					33,952		
	3,000cc 超 3,500cc 以下	125	125	6			119	38	18	20				5,274		261	570		216	6				210					7,351		
	3,500cc 超 4,000cc 以下	88	88				88							5,721					150					150					7,394		
	4,000cc 超 4,500cc 以下	8	8				8							604					17					17					899		
	4,500cc 超 6,000cc 以下	28	28				28							2,436					32					32					2,530		
	6,000cc 超	3	3				3							330					4					4					376		
小計	34,935	34,935	127	11	895	33,902	7,441	6,705	736				904,749		60,329	12,340		55,835	181	21	1,435	1,434	54,176	127	28			1,213,496			
計	A	405,961	395,678	1,727	356	14,041	379,554	5,245	7,471	6,734	737	83,904	81,212	2,692	14,455,897	72,778	60,403	12,345	3,720,801	145,876	403,296	1,658	389	15,264	15,257	377,666	694	973	14,307,069		

区分	賦課期日	賦課期	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑩のうち	⑩のう	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末
	現在	日	うち	うち	うち	課税台数	ち合衆	ちグリ	ち75%	ち50%	ちグリ	ガソリン	ちディ	現在	⑦に係る	⑨に係る	⑩に係る	⑫に係る	⑬に係る	現在	現在	現在	現在	ち身体	現在	ち電気	ち天然	ちプラ	現在
	登録台数	現在台	非課税	課税	免除	②-③	国軍隊	による	軽減の	軽減の	による	車又はL	ーゼル	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額	登録台数	台数	台数	台数	るもの	台数	るもの	るもの	るもの	調定額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	千円	千円	千円	千円	千円	千円	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	千円
トラック	1トン以下	178	175			175					39	11	28	1,161				78	199	187							185		1,181
	1トン超2トン以下	1,320	1,298			1,298					524	7	517	12,154				69	5,118	1,285							1,265		12,018
	2トン超3トン以下	1,567	1,550			1,550					540	1	539	19,248				13	7,115	1,540							1,533		19,254
	3トン超4トン以下	800	792			792					427		427	12,520					7,046	763							757		12,166
	4トン超5トン以下	76	76			76					38		38	1,474					771	75							74		1,350
	5トン超6トン以下	59	58			58					29		29	1,340					702	57							55		1,326
	6トン超7トン以下	169	165			165					76		76	4,398					2,128	169							166		4,309
	7トン超8トン以下	189	185			185					86		86	5,707					2,786	184							178		5,605
8トン超	3,798	3,758			3,758					1,274		1,274	193,494					70,843	3,789							3,749		192,212	
トラック兼用車を除く	1トン以下	5,102	4,928	36		4,884	1			2,458	784	1,674	41,062	32				6,899	14,731	4,996	36		9	9	4,766	2		40,562	
	1トン超2トン以下	22,882	22,411	177		22,189	2			16,565	116	16,449	273,436	64				1,462	207,257	22,380	169		49	49	21,713		21,713	270,377	
	2トン超3トン以下	5,918	5,841	67		5,774	2			3,365	1	3,364	97,800	64				18	59,206	6,113	71					5,958		98,548	
	3トン超4トン以下	5,061	4,984	78	1	4,905	4			2,911	2	2,909	106,371	79				45	65,453	5,092	77		1	1	4,946		4,946	107,300	
	4トン超5トン以下	455	449	8		441	2			257		257	11,877	39					7,196	465	8					453		11,941	
	5トン超6トン以下	209	209	7		202				116		116	6,408						3,828	212	7					205		6,410	
	6トン超7トン以下	356	355	15		340				214		214	12,649						8,239	363	14					350		12,611	
	7トン超8トン以下	384	380	1		379	1			210		210	16,157	8					9,345	402	1					401		16,262	
8トン超	1,798	1,782	5		1,777	5			1,062		1,062	109,672	62					68,180	1,848	5					1,826		110,577		
小計	50,321	49,396	394		48,948	17			30,191	922	29,269	926,928	348				8,584	540,143	49,920	388		59	59	48,580	2	48,580	924,009		
トラックけん引車	営業用小型車																												
	営業用普通車	1,000	996			996				264		264	15,436					4,383	1,008							1,006		15,490	
	自家用小型車																												
	自家用普通車	126	125			125				67		67	2,709						1,514	130						127		2,718	
	小計	1,126	1,121			1,121				331		331	18,145						5,897	1,138						1,133		18,208	
	被けん引車																												
営業用小型車																													
営業用普通車(8トン以下)	8	8			8								60						8							8		63	
営業用普通車(8トン超)	889	885			885								59,237						914							912		59,967	
自家用小型車	7	5	1		4								21						9	1					6		21		
自家用普通車(8トン以下)	34	32	10		22								224						44	10					32		275		
自家用普通車(8トン超)	145	142			142								11,659						141							135		11,613	
小計	1,083	1,072	11		1,061								71,201						1,116	11					1,093		71,939		

区分	賦課期日	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑩のうち	⑩のうち	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末		
	現在台 登録台数①	うち 非課税 台数③	うち 課税 免除 台数④	うち 減免 台数⑤	②-③ +④+⑤⑥	ち合衆 国軍隊 の構成 員等分 ⑦	ちグリ ーン化 による 軽減の 適用を 受けた もの⑧	ち75% 軽減の もの⑨	ち50% 軽減の もの⑩	ちグリ ーン化 による 重課の 適用を 受けた もの⑪	PG車 ⑫	ちディ ーゼル ⑬	現在 ⑭	⑭に係る ⑮	⑭に係る ⑯	⑭に係る ⑰	⑭に係る ⑱	⑭に係る ⑲	現在 ⑳	現在 課税免 除 台数㉑	現在 課税免 減 台数㉒	現在 課税免 減 台数㉓	現在 課税免 減 台数㉔	ち身体 障害者 等に係 るもの ㉕	年度末 課税 台数㉖	ち電気 を動力 源とする もの㉗	ち天然 ガスを 動力源 とする もの㉘	ちプラ グイン ハイブ リッド 車㉙	現在 課税 額 ㉚	
貨客兼用車	営業用 1,000cc以下	68	66		66				39	39			782				480		78										72	787
	営業用 1,000cc超1,500cc以下	185	170		170				83	15	68		2,344				210	973	187									166	2,254	
	営業用 1,500cc超	8	8	1	7				3	3			96				43		7	1							6	95		
	家用 1,000cc以下	7,577	7,504	81	35	7,387				949	877	72	106,963				13,769	1,130	7,854	77	2	36	36				7,679	109,322		
	家用 1,000cc超1,500cc以下	20,282	19,702	392	118	19,184	10			7,893	1,268	6,625	326,437	197			22,363	119,964	20,268	375	9	130	129				19,206	326,516		
	家用 1,500cc超	28,120	27,450	474	153	26,814	10			8,967	2,202	6,765	436,622	197			36,865	122,067	28,394	453	11	166	165				27,129	438,974		
小計	80,650	79,039	879	207	77,944	27			39,489	3,124	36,365	1,452,896	545			45,449	668,107	80,568	852	11	225	224				77,935	1,453,130			
計 B																														
営業用以外	30人以下	93	93		93								1,116					90				6					87	1,039		
	30人超40人以下	50	50		50								725					48									48	713		
	40人超50人以下	65	65		65								1,137					63				7				54	994			
	50人超60人以下	364	364	123	241								4,820					352	121			73				164	3,294			
	60人超70人以下	65	65	11	54								1,215					62	8			22				32	711			
	70人超80人以下	183	183	122	61								1,556					181	124			24				34	909			
	80人超	6	6		6								174					6								6	174			
	小計	826	826	256	570								10,743					802	253			132				425	7,834			
	30人以下	239	237		237					143	143		6,652					4,161	232								230	6,645		
	30人超40人以下	38	38		38					22	22		1,287					775	39								39	1,259		
	40人超50人以下	117	116		116					79	79		4,708					3,302	115							113	4,894			
	50人超60人以下	333	332	1	331					173	173		15,325					8,373	335							329	15,140			
	60人超70人以下	66	66	1	65					33	33		3,448					1,832	68							68	3,398			
70人超80人以下	3	3	1	2					2	2		125					125	2	1						1	84				
80人超	1	1		1					1	1		70					70									41				
小計	797	793	3	790					453	453		31,615					18,638	791	1						780	31,461				
30人以下	1,665	1,645	199	239	1,207				561	14	547	41,682				508	19,856	1,601	193	236						1,154	40,928			
30人超40人以下	66	65	18	15	32				16	16		1,378					722	60	18	15						27	1,201			
40人超50人以下	189	186	113	1	72				49	49		3,768					2,641	185	113	1						69	3,722			
50人超60人以下	86	83	36	47					41	41		2,913					2,571	76	31							42	2,937			
60人超70人以下	21	21	8	13					6	6		891					432	19	8							11	837			
70人超80人以下	5	5	2	3					3	3		244					244	5	2							3	244			
80人超	6	6	2	4					4	4		365					365	6	2							4	365			
小計	2,038	2,011	378	255	1,378				680	14	666	51,241				508	26,831	1,952	367	252						1,310	50,234			
計 C	3,661	3,630	637	255	2,738				1,133	14	1,119	93,599				508	45,469	3,545	621	252	132					2,515	89,529			

区分	賦課期日	②の	②の	②の	差引	⑥のう	⑥のう	⑧のう	⑧のう	⑥のう	⑩のうち	⑩のう	賦課期日	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	⑭のうち	年度末	年度末	年度末	年度末	⑳のうち	年度末	㉑のうち	㉑のうち	㉑のうち	年度末		
	現在 登録台数 ①	日 現在台 数 ②	うち 非課税 台数 ③	うち 課税 免除 台数 ④	うち 減免 台数 ⑤	②-③ +④+⑤ ⑥	ち合衆 国軍隊 の構成 員等分 ⑦	ちグリ ーン化 による 軽課の 適用を 受けた もの ⑧	ち75% 軽減の もの ⑨	ち50% 軽減の もの ⑩	ちグリ ーン化 による 重課の 適用を 受けた もの ⑪	PG車 ⑫	ちディ ーゼル 車 ⑬	現在 ⑭	⑰に係る ⑮	⑱に係る ⑲	⑲に係る ⑳	⑲に係る ㉑	現在 登録台数 ⑳	現在 非課税 台数 ㉑	現在 課税免 除台数 ㉒	現在 減免 台数 ㉓	㉔のうち 身体障 害者等 に係る もの ㉔	現在 課税 台数 ㉕	㉖のうち 電気 を動力 源とす るもの ㉖	㉗のうち 天然 ガスを 動力源 とする もの ㉗	㉘のうち プラ グイン ハイブ リッド 車 ㉘	現在 登録台 数 ㉙		
三輪の 小型自動車	営業用													千円	千円	千円	千円	千円												千円
	自家用	15	14			14				14	14		104				104		17									16	108	
	計 D	15	14			14				14	14		104				104		17								16	108		
特種用途車	営業用	5,274	5,236		108	5,128				1,311	141	1,170	189,879				1,499	42,925	5,300			123	123	5,163				190,537		
	自家用	14,696	14,474	2,486	327	1,804	6	2	2	4,805	426	4,379	206,933	117	10		13,136	106,602	14,612	2,400	317	2,086	2,086	9,910				205,669		
	計 E	19,970	19,710	2,486	327	1,912	6	2	2	6,116	567	5,549	396,812	117	10		14,635	149,527	19,912	2,400	317	2,209	2,209	15,073				396,206		
合計 A+B+C+D+E	510,257	498,071	5,729	947	16,160	475,235	5,278	7,473	6,736	737	130,656	84,931	45,725	16,399,308	73,440	60,413	12,345	3,781,497	1,008,979	507,338	5,531	969	17,830	17,690	473,205	698	973	16,246,042		

- (注) 1 「賦課期日現在登録台数」及び「年度末現在登録台数」欄には、自動車登録ファイルに登録されている台数を記載した。なお、令和3年3月9日付け総務部第16号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和3年4月以降に抹消処理等を行った車両については「賦課期日現在登録台数」欄には含めていない。また、令和4年3月10日付け総務部第15号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る取扱いについて」に基づき、令和4年4月以降に抹消処理等を行った車両については「年度末現在登録台数」欄から除いている。
- 2 「賦課期日現在台数」欄には、賦課期日現在における課税自動車の台数と「非課税台数」、「課税免除台数」及び「減免台数」欄の合計台数を記載した。
- 3 「②のうち非課税台数」及び「年度末現在非課税台数」欄には、法第148条、法附則第54条第1項及び第2項の規定により非課税とした自動車の台数を、「②のうち課税免除台数」及び「年度末現在課税免除台数」欄には、法附則第54条第3項及び条例により全額を課税免除した自動車の台数を、「②のうち減免台数」及び「年度末現在減免台数」欄には、条例により全額を減免した自動車の台数を記載した。
- 4 「⑥のうち合衆国軍隊の構成員等分」欄には、「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」（平成11年2月16日自治税企第4号各都道府県知事あて・自治事務次官通達）による税率により課税する合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車について記載した。
- 5 「⑥のうちグリーン化による軽課の適用を受けたもの」及び「⑥のうちグリーン化による重課の適用を受けたもの」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定（グリーン化特例）の適用を受けた自動車の台数を記載した。
- 6 「⑭のうち㉑に係る調定額」、「⑭のうち㉒に係る調定額」、「⑭のうち㉓に係る調定額」及び「⑭のうち㉔に係る調定額」欄は、法附則第12条の3又は法附則第12条の4第3項の規定を適用した後の金額を記載した。
- 7 「㉔のうち身体障害者等に係るもの」欄には、身体障害者等について全額を減免した自動車台数を記載した。
- 8 ローターエンジン車については、取扱通知第10章17により算出した総排気量区分に応じて記載した。
- 9 各欄の台数及び調定額は旧法の自動車税及び自動車税種別割を合わせた数値を記載した。

8 鉱 区 税 に 関 す る 調

区 分	総 鉱 区		左のうち非課税鉱区		課税対象鉱区		調 定 額
	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長	件 数	面積又は 延 長	
砂鉱を 目的と しない 鉱業権 の鉱区 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> 試掘鉱区 { 採掘鉱区 { </div>	6	百アール 1,655		百アール	6	百アール 1,658	千円 221
	41	5,002			41	5,018	2,007
砂鉱を目的とす る鉱業権の鉱区 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> { { </div>		千メートル		千メートル		千メートル	
合 計	47				47		2,228

9 狩 獵 税 に 関 す る 調

	区 分	税 率	狩 獵 者 登 録 総 件 数	調 定 額
第一種銃獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		273	千円 3,358
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
	③ 法附則32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	41	336
	④ 法附則32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	97	795
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	135	2,227
	所得割額の納付を要しない者		25	192
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
	⑧ 法附則32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	3	16
	⑨ 法附則32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	12	66
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	10	110
課税免除		616		
⑪ 法附則32条第1項に該当するもの		611		
⑫ 法附則32条第2項に該当するもの		5		
網獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		4	20
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	⑮ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	2	8
	⑯ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	1	4
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	1	8
	所得割額の納付を要しない者			
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	⑳ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉑ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉒ 上記に該当しないもの	5,500円		
課税免除		10		
㉓ 法附則32条第1項に該当するもの		10		
㉔ 法附則32条第2項に該当するもの				
わな獵免許に係る登録	所得割額の納付を要する者		49	337
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
	㉗ 法附則32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	6	25
	㉘ 法附則32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	10	41
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	33	271
	所得割額の納付を要しない者		1	3
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉜ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
	㉝ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉞ 上記に該当しないもの	5,500円		
課税免除		179		
㉟ 法附則32条第1項に該当するもの		178		
㊱ 法附則32条第2項に該当するもの		1		
第二種銃獵免許に係る登録	⑳ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
	㉑ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
	㉒ 法附則32条第1項に該当するもの		4	
	㉓ 法附則32条第2項に該当するもの			
	㉔ 法附則32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉕ 法附則32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	1	3
	㉖ 上記に該当しないもの	5,500円	10	55
① ~ ㉞ の 合 計			1,173	3,971

10 軽油引取税に関する調

(1) 軽油の引取数量等

区 分	数 量	件 数	
引 取 数 量 ①	589,961		キロリットル
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②	165,598		
差 引 ①-② ③	424,363		
欠 減 量			
特 約 業 者 分 1/100	3,812		
元 売 業 者 分 0.3/100	129		
計 ④	3,941		
課 税 標 準 量 ③-④ ⑤	420,422		
申 告 納 付 等 の 分			
燃料炭化水素油の販売量(法144の2③) 【課税対象とならない数量】			
軽油又は燃料炭化水素油の販売量(法144の2④) 【課税対象とならない数量】			
炭化水素油の消費量(法144の2⑤) 【課税対象とならない数量】			
みなす課税された軽油の消費・譲渡額(法144の3①V) 【課税対象とならない数量】			
みなす課税された軽油の輸入量(法144の3①VI) 【課税対象とならない数量】	2,897		他
計 ⑥	1,348		
【課税対象とならない数量の計】 ⑦	2,897		
課 税 標 準 量 ⑥-⑦ ⑧	1,549		
合 計 ⑤+⑧	421,971		
特 別 徴 収 義 務 者 数 等			件
元 売 業 者		18	
特 約 業 者		14	
計		44	
仮 特 約 業 者		287	
そ の 他 の 者		44	
計		151	
		301	

- (注) 1 「引取数量」欄には、法第144条の2第1項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 2 「課税対象とならない数量」欄には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、税証による引取数量、合衆国軍隊等の引取り及び「外国公館等において暖房用ボイラーに使用される軽油に対する軽油引取税の免除について」(平成元年12月28日付け自治府第103号(自治省税務局長通達)に係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 3 「特別徴収義務者数等」欄には、令和4年2月末日現在により記載した。「本店の数」欄には、県内における主たる事務所又は事業所の数を記載した。また、「登録数」欄には、法第144条の15第2項の規定により登録した元売業者又は特約業者ごとの数を記載した。例えば、県内に同一元売業者又は特約業者に係る登録が複数ある場合は、1と計上した。さらに、「事務所等の数」欄には、県内に所在するすべての事務所又は事業所の数(主たる事務所又は事業所を含む。)を記載した。

(2) 課税免除措置の対象となる軽油

区 分	免 軽 油 使 用 者 数	税 油 者 等	数 量	み な す 課 税		引 取 課 税		普 通 徴 収		通 告 処 分 ・ 告 発	
				件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
			キロリットル		千円		千円		千円		千円
法第百四十四条の五		輸 出									
		課 税 済		49	57,215						
		小 計 A		49	57,215						
法第百四十四条の六		石 油 化 学 製 品 製 造 業									
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項		船 舶		2,335	38,736	3	69				
		自衛隊(機械等)		6	418						
		鉄道事業又は軌道事業		6	5,232						
		農業等		6,556	19,429	2	67				
		林業等		73	5,224						
		セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)		11	180						
		生コンクリート製造業		1	13						
		鉱物の掘採事業		51	12,593						
		とび・土工工事		1	78						
		鉱さいバラス製造業		1	35						
		港湾運送業		5	1,461						
		倉庫業		5	140						
		貨物利用運送事業		1	1						
		鉄道貨物積卸業		1	1						
		航空運送サービス		5	34						
		廃棄物処理事業		11	152						
		木材加工業		30	595						
		木材市場業		2	15						
		パークたい肥製造業		1	151						
		索道事業		10	226						
		小 計 B		9,110	84,713	5	136				
		法附則第十二条の二の七第五項関係									
		法附則第十二条の二の七第六項関係									
		アメリカ合衆国軍隊関係		3	23,670						
		外国公館等の暖房用ボイラー関係									
		合 計 A+B+C+D+E+F		9,162	165,598	5	136				

- (注) 1 「課税済」欄には、法第144条の5第2号に係るものを記載した。
- 2 「林業等」欄には、素材生産業を含む。
- 3 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における該当特約業者の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和4年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。
- 4 「みなす課税」欄には、法第144条の3第1項第3号又は第4号の規定により課税した件数及び税額を記載した。
- 5 「普通徴収」欄には、法第144条の22第4項及び第144条の25第5項の規定により課税した件数及び税額を記載した。

11 徴収状況に関する調

区 分	調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②				滞 納 額 ① - ② ③				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額						
	件 数	税 額	件 数	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	税 額	左 の うち 証 紙 徴 収 に 係 る も の	件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	任 意 徴 収 ④			差 押 徴 収 ⑤			
											件 数	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	税 額	左 の うち 徴 収 猶 予 等 に 係 る も の	任 意 納 税 件 数	任 意 納 税 税 額	
現 年 課 税 分	法人県民税	千円 32,055	2,715,315	27,905		2,574,294	千円 4,150		141,021	千円 3,935		134,097	千円 18	1,306			
	法人事業税	17,640	27,291,016	15,293		26,676,383	2,347	614,633	2,267	585,785	19	12,162					
	個人事業税	12,141	1,041,487	10,850		936,152	1,291	105,335	1,192	88,401	2	50					
	不動産取得税	15,323	1,862,361	14,186		1,757,351	1,137	105,010	1,064	95,294							
	自動車税 環境性能割	19,113	888,964	19,112	12,230	888,948	570,500	1	16								
	自動車税 種別割	505,117	16,246,042	447,408	21,788	14,928,181	375,846	57,709	1,317,861	56,103	1,258,979	65	2,598				
	軽油引取税	1,887	13,545,264	1,520		7,730,166	367	236	5,815,098	5,315,932	367	236	5,815,098	5,315,932			
	その他の県税	11,354	23,246,521	11,321		23,237,733	33		8,788		33	8,788					
	計 A	614,630	86,836,970	547,595	34,018	78,729,208	946,346	67,035	236	8,107,762	5,315,932	64,961	236	7,986,442	5,315,932	104	16,116
	滞納繰越分 B	3,587	360,036					3,587	360,036		1,384	236,452	75	4,305			
合計 A + B	618,217	87,197,006	547,595	34,018	78,729,208	946,346	70,622	236	8,467,798	5,315,932	66,345	236	8,222,894	5,315,932	179	20,421	

区 分	滞納額③のうち整理済額		収 入 計		⑥のうち還付未済額		欠 損 処 分		整 理 未 済 額	
	差 押 徴 収 ⑤		②+④+⑤		⑦		⑧		①-⑥+⑦-⑧	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
現 年 課 税 分	法人県民税	千円 26	475	31,884	2,710,172		千円 15	349	156	4,794
	法人事業税	9	296	17,588	27,274,626			52	16,390	
	個人事業税	9	1,008	12,053	1,025,611			88	15,876	
	不動産取得税	6	548	15,256	1,853,193			67	9,168	
	自動車税 環境性能割			19,112	888,948			1	16	
	自動車税 種別割	192	7,797	503,768	16,197,555		4	114	1,345	48,373
	軽油引取税			1,887	13,545,264					
	その他の県税			11,354	23,246,521					
	計 A	242	10,124	612,902	86,741,890		19	463	1,709	94,617
	滞納繰越分 B	155	13,025	1,614	253,782		245	12,277	1,728	93,977
合計 A + B	397	23,149	614,516	86,995,672		264	12,740	3,437	188,594	

- (注) 1 個人県民税(均等割及び所得割)及び地方消費税を除くその他の県税について、令和4年5月末日現在により記載した。
- 2 「調定額」及び「納期内収入額」の「件数」は、納期を2期に分けて徴収する税(例 個人事業税)については2件とし、また、申告納付又は申告納入に係る税(例 法人事業税、軽油引取税)については、申告書の提出があったものについてそれぞれ1件として記載した。
- 3 分割納入となった場合の件数は、最終の納付があったときに1件とした。
- 4 納期内収入額②の「左のうち証紙徴収に係るもの」欄には、法第162条第1項及び法第177条の11第4項の規定により徴収した件数及び税額を記載した。
- 5 滞納額③及び任意徴収④の「左のうち徴収猶予等に係るもの」欄には、第144条の29第1項の規定により徴収猶予した軽油引取税の件数及び税額を記載した。
- 6 過誤納金で充当したものは、任意徴収とした。
- 7 「滞納処分徴収」欄には、公売処分による徴収及び交付要求又は参加差押による徴収額を記載した。

12 整理未済額の内訳

区 分	件 数	税 額
		千円
財 産 差 押 額 ①	108	8,851
換 価 猶 予 額 ②	49	21,177
滞 納 処 分 の 停 止 額 ③	20	2,662
徴 収 猶 予 額 ④	12	3,696
徴 収 嘱 託 額 ⑤		
交 付 要 求 額 ⑥	80	2,487
⑥のうち参加差押に係るもの		292
分 納 誓 約 額 ⑦		
そ の 他 ⑧	3,168	149,721
計	3,437	188,594

- (注) 1 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、上から順次該当させて、重複しないように記載した。
 2 「財産差押額」には、換価猶予又は徴収猶予に係る財産差押額は含めていない。

13 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額						計
	過 疎 法	企 業 立 地 法	地 域 未 来 投 資 促 進 法	半 島 振 興 法	原 発 地 域 振 興 法	地 域 再 生 法	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事 業 税 { 個 人 法 人	13,311				2,224		15,535
不 動 産 取 得 税	5,095		34,277	1,976	8,409		49,757
固 定 資 産 税 (特 例 分)							
計	18,406		34,277	1,976	10,633		65,292

14 地方税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立て

区分	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						翌年度への繰越
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 上記以外 合計										
		1	1							1
		1	1							

(2) 訴 訟

区分	前年度末係属件数 ①	当該年度中発生件数 ②	計 ①+② ③	①の事件発生年度別内訳						当該年度中の完結件数 ④	④の完結事由別内訳						当該年度末係属件数 ③-④ ⑤	⑤の係属審級別内訳		
				27以前	28	29	30	元	2		取下	却下	和解	勝訴	一部敗訴	敗訴		1 審	2 審	3 審
賦課徴収 個人事業税 非自主決定分 自主決定分 不動産取得税 軽油引取税 その他の税 滞納処分 その他 合計																				
			1	1															1	1
			1	1															1	1

15 犯 則 事 件 に 関 する 調

区 分	前年度からの繰越件数		犯則摘発		通告処分			通告履行		告 発			不 問		通知処分	時効完成	翌年度への繰越件数								
	処 未	分 済	履 未	行 済	件 数	左 の 脱 税 額	件 数	左 の 脱 税 額	通 告 額	件 数	履 行 額	告 直 告 発		通 告 不 履 行 による 告 発 件 数	件 数	左 の 脱 税 額	件 数	件 数	処 未	分 済	履 未	行 済			
												件 数	左 の 脱 税 額												
軽 油 引 取 税						千円			千円				千円												
	法144条の22 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
	法144条の25 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
	法144条の33第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
	法144条の33第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
	法144条の33第3項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
	法144条の41第1項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
	法144条の41第2項 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
	その他の罪 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
	計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																								
そ の 他 の 税																									
〔両罰規定による行為者に対するもの〕																									
合 計 〔両罰規定による行為者に対するもの〕																									

16 延滞金等に関する調

(1) 延滞金等

区 分	延 滞 金	還 付 加 算 金 (充当したものを含む。)
件 数	6,183	968
金 額	82,713 千円	5,120 千円

(2) 過少申告加算金等

区 分	過少申告加算金		不申告加算金		重 加 算 金		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
		千円		千円		千円		千円
法 人 事 業 税	50	257	72	810	209	12,613	331	13,680
ゴ ル フ 場 利 用 税							0	0
軽 油 引 取 税	20	25	1	3			21	28
そ の 他	3	10	8	26			11	36
計	73	292	81	839	209	12,613	363	13,744

17 徴税費に関する調（累年比較）

（単位：千円）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
税収入	予 算 額 (イ)	184,047,079	142,662,839	145,305,405	144,586,888	152,067,039	
	調 定 額 (ロ)	186,395,263	144,854,136	147,671,560	148,191,472	153,932,428	
	収 入 額 (ハ)	184,260,899	142,930,479	145,874,817	146,191,197	152,435,844	
徴 税 費	人 件 費						
	職 員 給 当	586,861	575,357	586,097	580,183	596,827	
	諸 手 当						
	超 過 勤 務 手 当	25,820	24,592	26,876	22,161	23,349	
	税 務 特 別 手 当	1,312	1,204	1,078	842	740	
	そ の 他 の 手 当	293,943	284,097	290,645	293,583	294,507	
	小 計	321,075	309,893	318,599	316,586	318,596	
	そ の 他 の 人 件 費	213,630	208,384	207,647	217,047	205,218	
	計	1,121,566	1,093,634	1,112,343	1,113,816	1,120,641	
	旅 費	6,553	7,078	6,245	1,902	1,983	
需 用 費	需 用 費	54,221	59,585	64,829	61,642	63,648	
	通 信 運 搬 費	55,651	54,752	53,662	51,003	50,653	
	備 品 費	4,049	3,789	201	186	150	
	そ の 他	44,056	45,082	45,142	44,020	47,491	
計	157,977	163,208	163,834	156,851	161,942		
徴 収 取 扱 費 等	個 人 県 民 税 徴 収 取 扱 費	1,875,592	1,879,191	1,888,143	1,893,613	1,885,591	
	内 訳	納 税 義 務 者 数 分	1,818,090	1,818,251	1,822,039	1,826,874	1,815,324
		払 込 金 額 分	964	689	455	391	444
		そ の 他	56,538	60,251	65,649	66,348	69,823
	地 方 消 費 税 徴 収 取 扱 費	217,913	80,003	90,902	87,076	81,316	
	納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	2,796	2,796	2,791	2,699	2,714	
	特 別 徴 収 義 務 者 対 する 交 付 金 等	333,712	341,152	343,131	328,472	327,205	
	内 訳	特 別 地 方 消 費 税					
		ゴ ル フ 場 利 用 税	333,712	341,152	343,131	328,472	327,205
	そ の 他	2,229	2,142	2,196	2,130	1,930	
計	2,432,242	2,305,284	2,327,163	2,313,990	2,298,756		
合 計 (ニ)	3,718,338	3,569,204	3,609,585	3,586,559	3,583,322		

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税収入に対する 徴税費の割合	対 予 算 額 $\frac{(ニ)}{(イ)}$	2.02	2.50	2.48	2.48	2.36
	対 調 定 額 $\frac{(ニ)}{(ロ)}$	1.99	2.46	2.44	2.42	2.33
	対 収 入 額 $\frac{(ニ)}{(ハ)}$	2.02	2.50	2.47	2.45	2.35
徴税吏員等数	吏 員	172	170	169	166	171
	そ の 他					
	計 (ホ)	172	170	169	166	171
	臨 時 職 員	9	9	10	10	9
徴税吏員1人当たり徴税額 $\frac{(ハ)}{(ホ)}$	千円	1,071,284	840,768	863,165	880,670	891,438
徴税吏員1人 当たり徴税費	人件費(含旅費)	6,559	6,475	6,619	6,721	6,565
	物件費(含徴収取扱費等)	15,059	14,520	14,740	14,885	14,390
	計 $\frac{(ニ)}{(ホ)}$	21,618	20,995	21,358	21,606	20,955
県 税 部 等 数		6	6	6	6	6

- (注) 1 徴税吏員数は各年度末日現在の職員数による。ただし、臨時職員については勤務月数の合計数を12で除して得た数を記載した。
2 諸手当中「その他の手当」欄には、扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等について記載した。
3 「その他の人件費」欄には、共済組合負担金等人数割によって算出したもの及び臨時職員等のため支出した人件費等を記載した。

18 税務機構に関する調

事務別税務職員配置数

区 分	総 務 関 係		直 税 関 係		間 税 関 係		徴 収 関 係		合 計	
	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等	吏員等	会計年度 任用職員等
本 庁	17	1	3		1		1		22	1
事 務 所 等	25		55	1	15	1	54	6	149	8
計	42	1	58	1	16	1	55	6	171	9

第四 調定収入状況

1 住民税

(1) 調定収入状況

ア 県税部別の状況

(単位：千円、%)

区 分	調 定 額						収 入 額			収 入 歩 合						
	県 民 税 A	前 年 比	市 町 村 民 税 B	前 年 比	計 (A + B) = C	前 年 比	県 民 税 D	市 町 村 民 税 E	計 (D + E) = F	3 年 度		2 年 度		増 減		
										県 民 税 G	住 民 税 H	県 民 税 I	住 民 税 J	県 民 税 G-I=K	住 民 税 H-J=L	
東 青	現年課税分	8,558,487	99.0	13,018,971	99.0	21,577,458	99.0	8,474,585	12,891,345	21,365,930	99.0	99.0	98.9	98.9	0.1	0.1
	滞納繰越分	418,088	93.7	635,969	93.7	1,054,057	93.7	92,264	140,347	232,611	22.1	22.1	21.4	21.4	0.7	0.7
	計	8,976,576	98.8	13,654,940	98.8	22,631,516	98.8	8,566,849	13,031,692	21,598,541	95.4	95.4	95.1	95.1	0.3	0.3
中 南	現年課税分	6,674,700	101.1	10,171,899	101.1	16,846,599	101.1	6,612,976	10,077,840	16,690,816	99.1	99.1	99.1	99.1	0.0	0.0
	滞納繰越分	234,010	86.9	356,608	86.9	590,618	86.9	61,900	94,304	156,204	26.5	26.4	27.7	27.7	△ 1.2	△ 1.3
	計	6,908,710	100.5	10,528,507	100.5	17,437,217	100.5	6,674,876	10,172,144	16,847,020	96.6	96.6	96.3	96.3	0.3	0.3
三 八	現年課税分	8,431,982	101.1	12,831,140	101.0	21,263,123	101.0	8,331,945	12,678,945	21,010,890	98.8	98.8	98.6	98.6	0.2	0.2
	滞納繰越分	327,831	99.4	498,855	99.4	826,686	99.4	95,176	144,802	239,978	29.0	29.0	29.6	29.6	△ 0.6	△ 0.6
	計	8,759,813	101.0	13,329,995	101.0	22,089,808	101.0	8,427,121	12,823,747	21,250,868	96.2	96.2	96.0	96.0	0.2	0.2
西 北	現年課税分	2,774,536	102.3	4,238,454	102.3	7,012,989	102.3	2,753,404	4,206,171	6,959,575	99.2	99.2	99.3	99.3	△ 0.1	△ 0.1
	滞納繰越分	81,597	78.1	124,656	78.0	206,253	78.1	25,539	39,014	64,553	31.3	31.3	31.8	31.8	△ 0.5	△ 0.5
	計	2,856,133	101.4	4,363,109	101.4	7,219,242	101.4	2,778,943	4,245,185	7,024,128	97.3	97.3	96.8	96.8	0.5	0.5
上 北	現年課税分	5,579,069	100.1	8,493,649	100.1	14,072,718	100.1	5,536,802	8,429,297	13,966,099	99.2	99.2	99.2	99.2	0.0	0.0
	滞納繰越分	163,487	81.6	248,955	81.6	412,442	81.6	49,263	75,009	124,272	30.1	30.1	31.0	31.0	△ 0.9	△ 0.9
	計	5,742,555	99.4	8,742,604	99.4	14,485,160	99.4	5,586,065	8,504,307	14,090,372	97.3	97.3	96.8	96.8	0.5	0.5
下 北	現年課税分	1,935,661	100.4	2,946,257	100.4	4,881,918	100.4	1,914,049	2,913,370	4,827,419	98.9	98.9	99.2	99.2	△ 0.3	△ 0.3
	滞納繰越分	81,176	83.1	123,509	83.1	204,685	83.1	17,470	26,582	44,052	21.5	21.5	23.1	23.1	△ 1.6	△ 1.6
	計	2,016,837	99.6	3,069,766	99.5	5,086,603	99.5	1,931,520	2,939,952	4,871,472	95.8	95.8	95.5	95.5	0.3	0.3
計	現年課税分	33,954,435	100.4	51,700,370	100.4	85,654,805	100.4	33,623,762	51,196,968	84,820,730	99.0	99.0	98.9	98.9	0.1	0.1
	滞納繰越分	1,306,189	90.2	1,988,552	90.2	3,294,741	90.2	341,612	520,058	861,669	26.2	26.2	26.6	26.6	△ 0.4	△ 0.4
	計	35,260,624	100.0	53,688,922	100.0	88,949,546	100.0	33,965,374	51,717,026	85,682,400	96.3	96.3	96.0	96.0	0.3	0.3

イ 市町村別の状況

(単位：千円、%)

区分	調 定 額				収 入 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 歩 合			
	県 民 税	前 年 比	住 民 税	前 年 比	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	住民税前年	
市	青 森 市	8,491,632	98.8	21,406,287	98.8	8,099,539	20,417,872	32,553	82,062	359,540	906,353	95.4	95.4	95.0
	弘 前 市	4,912,815	100.0	12,387,274	100.0	4,747,463	11,970,352	14,935	37,658	150,417	379,264	96.6	96.6	96.2
	八 戸 市	7,352,385	101.3	18,530,829	101.3	7,071,538	17,822,988	28,102	70,829	252,744	637,012	96.2	96.2	96.0
	黒 石 市	715,613	101.3	1,809,707	101.3	691,686	1,749,200	1,065	2,694	22,861	57,814	96.7	96.7	96.1
	五 所 川 原 市	1,239,167	99.7	3,129,460	99.7	1,210,233	3,056,390	6,643	16,776	22,291	56,294	97.7	97.7	97.2
	十 和 田 市	1,704,950	95.9	4,301,841	95.9	1,673,283	4,221,941	7,357	18,564	24,309	61,336	98.1	98.1	97.5
	三 沢 市	1,422,842	100.7	3,584,238	100.7	1,383,507	3,485,150	4,786	12,056	34,549	87,031	97.2	97.2	96.9
	む つ 市	1,620,912	99.2	4,087,735	99.2	1,558,506	3,930,354	5,517	13,913	56,889	143,468	96.1	96.1	96.1
	つ が る 市	605,081	102.0	1,530,185	102.0	595,126	1,505,010	1,066	2,697	8,889	22,478	98.4	98.4	97.9
	平 川 市	624,344	101.6	1,580,227	101.6	604,477	1,529,944	3,213	8,133	16,653	42,149	96.8	96.8	96.6
	計	28,689,741	99.8	72,347,782	99.8	27,635,360	69,689,200	105,239	265,382	949,142	2,393,199	96.3	96.3	96.0
東 津 軽 郡	平 内 町	285,684	97.7	720,926	97.7	276,144	696,853	829	2,093	8,710	21,980	96.7	96.7	96.7
	今 別 町	39,398	101.6	99,767	101.6	38,256	96,875	104	265	1,038	2,628	97.1	97.1	97.0
	蓬 田 村	53,996	95.1	136,691	95.1	50,098	126,823			3,898	9,868	92.8	92.8	91.5
	外 ヶ 浜 町	105,866	96.9	267,845	96.9	102,811	260,117	23	58	3,032	7,670	97.1	97.1	96.9
		計	484,943	97.5	1,225,229	97.5	467,310	1,180,669	956	2,415	16,677	42,145	96.4	96.4
西 津 軽 郡	鱒 ヶ 沢 町	168,204	99.0	425,479	99.0	164,861	417,023	144	365	3,199	8,091	98.0	98.0	97.3
	深 浦 町	117,407	100.7	297,458	100.7	115,774	293,322	66	168	1,566	3,968	98.6	98.6	98.4
		計	285,610	99.7	722,937	99.7	280,635	710,345	211	533	4,765	12,060	98.3	98.3
中 津 軽 郡	西 目 屋 村	21,528	110.5	54,531	110.3	20,228	51,240	61	154	1,238	3,137	94.0	94.0	98.7
		計	21,528	110.5	54,531	110.3	20,228	51,240	61	154	1,238	3,137	94.0	94.0
南 津 軽 郡	藤 崎 町	323,019	101.4	816,774	101.4	310,047	783,971	686	1,735	12,287	31,068	96.0	96.0	95.8
	大 鰐 町	154,863	102.4	392,526	102.4	148,032	375,212	405	1,027	6,426	16,288	95.6	95.6	95.3
	田 舎 館 村	156,528	105.0	396,178	104.9	152,942	387,101	217	549	3,370	8,529	97.7	97.7	98.1
		計	634,411	102.5	1,605,478	102.5	611,021	1,546,284	1,308	3,310	22,083	55,885	96.3	96.3

(単位：千円、%)

区 分	調 定 額				収 入 額		不 納 欠 損 額		収 入 未 済 額		収 入 歩 合			
	県 民 税	前 年 比	住 民 税	前 年 比	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	県 民 税	住 民 税	住民税前年	
北 津 軽 郡	板 柳 町	269,188	108.3	680,981	108.2	258,059	652,827	1,926	4,873	9,203	23,281	95.9	95.9	94.2
	鶴 田 町	246,093	103.9	622,309	103.9	232,289	587,404	857	2,167	12,947	32,739	94.4	94.4	94.0
	中 泊 町	210,994	101.1	533,370	101.0	202,601	512,154	1,096	2,771	7,297	18,446	96.0	96.0	95.5
	計	726,274	104.6	1,836,661	104.6	692,949	1,752,384	3,880	9,811	29,446	74,465	95.4	95.4	94.5
上 北 郡	野 辺 地 町	328,839	98.9	830,318	98.9	320,878	810,215	700	1,767	7,262	18,336	97.6	97.6	97.7
	七 戸 町	341,851	100.5	863,914	100.4	331,545	837,871	623	1,575	9,682	24,469	97.0	97.0	97.0
	六 戸 町	277,944	104.9	701,773	104.8	273,900	691,565	137	345	3,907	9,864	98.5	98.5	98.4
	横 浜 町	108,134	91.9	273,049	91.9	102,881	259,786	363	917	4,889	12,346	95.1	95.1	95.0
	東 北 町	401,621	100.8	1,014,945	100.8	379,284	958,495	3,811	9,630	18,527	46,820	94.4	94.4	93.1
	六ヶ所村	426,933	98.9	1,074,653	98.9	416,962	1,049,554	467	1,175	9,504	23,924	97.7	97.7	97.5
	おいらせ町	729,442	104.3	1,840,427	104.2	703,824	1,775,794	1,931	4,872	23,686	59,761	96.5	96.5	95.7
計	2,614,763	101.1	6,599,081	101.1	2,529,274	6,383,280	8,031	20,281	77,457	195,519	96.7	96.7	96.3	
下 北 郡	大 間 町	171,516	103.0	432,046	102.9	154,201	388,428	56	142	17,259	43,476	89.9	89.9	88.5
	東 通 村	159,440	98.2	402,351	98.2	155,574	392,596	587	1,482	3,279	8,274	97.6	97.6	96.8
	風 間 浦 村	29,206	101.5	73,980	101.4	28,748	72,820			458	1,159	98.4	98.4	98.8
	佐 井 村	35,763	107.2	90,491	107.1	34,491	87,273	56	141	1,216	3,076	96.4	96.4	96.2
計	395,925	101.2	998,868	101.2	373,014	941,118	700	1,766	22,211	55,985	94.2	94.2	93.4	
三 戸 郡	三 戸 町	197,268	100.9	498,877	100.8	191,361	483,938	325	823	5,582	14,116	97.0	97.0	95.9
	五 戸 町	366,330	99.0	926,370	99.0	346,119	875,261	1,919	4,853	18,292	46,256	94.5	94.5	94.1
	田 子 町	101,771	96.1	257,501	96.1	99,537	251,849	157	396	2,077	5,256	97.8	97.8	97.5
	南 部 町	376,958	102.5	952,835	102.5	365,081	922,812	1,319	3,335	10,558	26,688	96.8	96.8	96.6
	階 上 町	328,728	96.7	831,204	96.8	318,047	804,195	793	2,005	9,889	25,004	96.8	96.8	96.2
	新 郷 村	36,373	95.6	92,193	95.7	35,439	89,824			934	2,368	97.4	97.4	97.4
計	1,407,428	99.3	3,558,980	99.3	1,355,583	3,427,880	4,513	11,412	47,332	119,688	96.3	96.3	95.8	
市 計	28,689,741	99.8	72,347,782	99.8	27,635,360	69,689,200	105,239	265,382	949,142	2,393,199	96.3	96.3	96.0	
町 村 計	6,570,883	100.9	16,601,764	100.9	6,330,014	15,993,199	19,659	49,681	221,210	558,884	96.3	96.3	95.9	
県 計	35,260,624	100.0	88,949,546	100.0	33,965,374	85,682,400	124,898	315,063	1,170,352	2,952,083	96.3	96.3	96.0	

(2) 県税部別個人県民税定期賦課の状況

(単位：人、千円、%)

区	分	実 人 員	調 定 額			前 年 比		
			均 等 割	所 得 割	計	実 人 員	調 定 額	
東	青	普通徴収分	24,059	38,341	1,404,408	1,442,749	99.1	101.3
		特別徴収分	119,342	176,349	6,798,861	6,975,210	100.1	98.4
		計	143,401	214,690	8,203,269	8,417,959	99.9	98.9
中	南	普通徴収分	27,665	46,820	1,353,003	1,399,823	101.5	110.1
		特別徴収分	96,726	139,854	5,035,376	5,175,230	100.3	98.9
		計	124,391	186,674	6,388,379	6,575,053	100.5	101.0
三	八	普通徴収分	26,099	40,251	1,581,737	1,621,988	92.7	105.2
		特別徴収分	117,065	172,856	6,473,335	6,646,191	100.7	99.2
		計	143,164	213,107	8,055,072	8,268,179	99.2	100.3
西	北	普通徴収分	14,870	24,357	673,730	698,087	100.3	110.4
		特別徴収分	45,216	65,774	1,963,338	2,029,112	99.0	95.8
		計	60,086	90,131	2,637,068	2,727,199	99.3	99.1
上	北	普通徴収分	20,585	30,642	1,040,649	1,071,291	92.0	99.3
		特別徴収分	77,553	114,741	4,313,109	4,427,850	100.3	100.1
		計	98,138	145,383	5,353,758	5,499,141	98.5	99.9
下	北	普通徴収分	6,748	9,644	335,791	345,435	99.3	107.3
		特別徴収分	27,667	40,559	1,517,327	1,557,886	99.9	98.9
		計	34,415	50,203	1,853,118	1,903,321	99.8	100.3
計		普通徴収分	120,026	190,055	6,389,318	6,579,373	97.0	104.9
		特別徴収分	483,569	710,133	26,101,346	26,811,479	100.2	98.8
		計	603,595	900,188	32,490,664	33,390,852	99.5	99.9

(3) 市町村別収入歩合年度別調

(単位：%)

区 分		2 9	3 0	元	2	3
市	青 森 市	94.4	94.7	94.7	95.0	95.4
	弘 前 市	94.4	95.0	95.6	96.2	96.6
	八 戸 市	95.1	95.7	96.0	96.0	96.2
	黒 石 市	94.4	94.9	95.7	96.1	96.7
	五 所 川 原 市	94.0	94.9	96.1	97.2	97.7
	十 和 田 市	94.5	95.9	96.7	97.5	98.1
	三 沢 市	95.2	96.1	96.6	96.9	97.2
	む つ 市	95.6	95.6	95.6	96.1	96.1
	つ が る 市	96.1	96.9	97.5	97.9	98.4
	平 川 市	95.2	95.6	96.3	96.6	96.8
	計	94.7	95.3	95.6	96.0	96.3
東 津 軽 郡	平 内 町	97.0	96.5	95.8	96.7	96.7
	今 別 町	96.9	97.2	97.6	97.0	97.1
	蓬 田 村	91.0	91.8	92.1	91.5	92.8
	外ヶ浜 町	97.2	97.0	96.9	96.9	97.1
	計	96.5	96.2	95.8	96.2	96.4
西 津 軽 郡	鱒ヶ沢 町	92.1	94.2	95.9	97.3	98.0
	深 浦 町	99.0	98.8	98.3	98.4	98.6
	計	94.8	96.0	96.9	97.7	98.3
中 津 軽 郡	西 目 屋 村	96.7	96.6	98.1	98.7	94.0
	計	96.7	96.6	98.1	98.7	94.0
南 津 軽 郡	藤 崎 町	94.6	94.8	95.0	95.8	96.0
	大 鰐 町	92.6	94.2	95.4	95.3	95.6
	田 舎 館 村	97.2	97.5	97.6	98.1	97.7
	計	94.7	95.3	95.7	96.2	96.3

(単位：%)

区 分		2 9	3 0	元	2	3
北 津 軽 郡	板 柳 町	92.3	93.0	93.4	94.2	95.9
	鶴 田 町	93.6	93.5	93.5	94.0	94.4
	中 泊 町	90.2	93.9	94.5	95.5	96.0
	計	92.1	93.5	93.8	94.5	95.4
上 北 郡	野 辺 地 町	97.0	97.4	97.6	97.7	97.6
	七 戸 町	95.7	96.4	97.0	97.0	97.0
	六 戸 町	97.3	97.6	97.8	98.4	98.5
	横 浜 町	97.3	96.2	94.6	95.0	95.1
	東 北 町	91.5	91.5	92.0	93.1	94.4
	六ヶ所村	96.0	96.5	97.1	97.5	97.7
	おいらせ町	94.6	94.8	95.0	95.7	96.5
	計	95.2	95.5	95.7	96.3	96.7
下 北 郡	大 間 町	80.5	83.2	83.7	88.5	89.9
	東 通 村	92.5	94.7	96.2	96.8	97.6
	風 間 浦 村	96.1	97.6	98.3	98.8	98.4
	佐 井 村	94.5	96.2	96.2	96.2	96.4
	計	88.0	90.3	91.2	93.4	94.2
三 戸 郡	三 戸 町	94.6	95.7	96.1	95.9	97.0
	五 戸 町	94.6	94.1	94.5	94.1	94.5
	田 子 町	98.0	97.7	97.3	97.5	97.8
	南 部 町	94.4	94.9	96.0	96.6	96.8
	階 上 町	92.9	94.5	95.4	96.2	96.8
	新 郷 村	97.1	97.5	97.4	97.4	97.4
	計	94.5	95.0	95.6	95.8	96.3
市 計		94.7	95.3	95.6	96.0	96.3
町 村 計		94.4	94.9	95.3	95.9	96.3
県 計		94.7	95.2	95.6	96.0	96.3

2 県民税利子割

調定状況（現年課税分）

（単位：千円、％）

区	分	調定額	前年比
公 社 債 利 子 等	特定公社債以外の公社債の利子	40	42.3
	銀行預金利子	59,587	65.3
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	19,886	59.1
	勤務先預金等の利子	50,085	99.9
	合同運用信託の収益の分配 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外 の収益の分配		
	郵便貯金利子	1	50.0
	国外一般公社債等の利子等		
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	960	96.5
	小計	130,559	74.1
私 募 公 社 債 等 の 収 益 の 運 用 分 配 等	私募公社債等運用投資信託の収益の分配		
	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配		
	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配		
	小計		
金 融 類 似 商 品	懸賞金付預貯金等の懸賞金等	2,639	86.2
	定期積金の給付補てん金	2,634	653.6
	掛金の給付補てん金		
	抵当証券の利息		
	貴金属等の売戻し条件付売買契約の利益		
	外貨建預貯金等の為替差益		
	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	2,131	83.9
	小計	7,404	123.3
合 計		137,963	75.8

3 法人県民税・事業税

(1) 県税部別調定状況（現年課税分）

① 法人県民税

（単位：千円、％）

区 分		東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		県 内 計		分 割		合 計			
		金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比		
本	課 税 標 準	5,120	109.6	3,728	103.5	6,647	113.5	1,684	83.8	5,396	122.5	2,444	133.0	25,019	111.8	45,619	125.7	70,638	120.4		
	確 定 税 額 （修・更正）	均 等 割	126,833	99.5	96,799	100.7	123,753	100.1	50,958	100.8	80,434	100.5	26,049	99.8	504,826	100.2	755,901	99.8	1,260,727	99.9	
		税 割	76,992	53.0	55,119	46.1	103,258	54.0	24,588	41.8	83,440	60.8	40,285	63.6	383,682	53.6	814,975	61.0	1,198,657	58.4	
	税 額 控 除	39	390.0	39	皆増		皆減			62	11.9	1	皆増	141	25.9	6,935	52.3	7,076	51.2		
利 子 割 控 除																					
事	既 納 付 中 間 分	均 等 割	前 年	10,345	93.1	7,627	103.0	11,860	96.2	4,180	96.6	7,610	97.2	2,155	102.1	43,777	97.0	242,885	97.4	286,662	97.4
		当 年	5,485	98.2	4,695	107.3	6,600	103.8	2,420	138.7	4,530	103.3	1,300	107.0	25,030	105.8	45,785	88.2	70,815	93.7	
	税 割	前 年	15,634	26.5	13,443	35.1	25,844	33.7	5,711	31.3	15,659	28.8	8,549	31.2	84,840	31.0	169,029	31.2	253,869	31.1	
		当 年	9,790	95.9	4,134	85.7	9,336	121.4	5,825	281.0	9,864	89.0	2,445	107.0	41,394	108.4	51,132	136.6	92,526	122.4	
	中 間 申 告 分	均 等 割	当 年	5,580	98.1	4,750	107.7	6,585	103.0	2,440	139.8	4,540	103.3	1,300	107.0	25,195	105.6	54,131	89.8	79,326	94.3
			翌 年	11,175	108.1	8,765	114.8	12,620	106.2	5,055	120.9	8,535	112.2	2,390	110.9	48,540	110.8	230,216	94.7	278,756	97.2
		税 割	当 年	10,494	101.6	4,454	90.4	9,073	117.9	5,829	281.2	9,867	89.0	2,445	107.0	42,162	109.8	58,303	132.7	100,465	122.0
			翌 年	24,530	156.8	17,475	128.9	38,473	149.8	8,256	144.6	25,774	164.6	15,881	185.8	130,389	153.8	276,326	163.4	406,715	160.2
過 大 還 付 請 求 利 子 割 額																					
中 間 納 付 の 歳 出 還 付 額		2,468	23.4	2,962	50.7	5,347	45.0	824	27.1	2,160	23.7	264	17.8	14,025	33.4	22,902	56.8	36,927	44.9		
小 計	均 等 割	均 等 割	127,758	100.7	97,992	101.6	124,523	101.1	51,853	102.8	81,414	102.0	26,284	100.5	509,824	101.4	752,788	99.0	1,262,612	99.9	
		税 割	88,935	79.0	62,325	61.9	120,879	79.5	27,923	56.6	95,548	89.3	47,861	104.2	443,471	78.1	944,085	94.8	1,387,556	88.8	
	計	216,693	90.5	160,317	81.3	245,402	89.2	79,776	80.0	176,962	94.8	74,145	102.9	953,295	89.1	1,696,873	96.6	2,650,168	93.8		
過 事 業 年 度	均 等 割	1,233	100.6	955	151.3	1,150	99.8	457	109.9	1,001	231.2	251	137.2	5,047	124.9	16,660	103.7	21,707	107.9		
	税 割	2,654	112.1	4,051	125.3	483	27.6	816	114.0	1,464	250.7	756	極大	10,224	117.9	33,216	126.2	43,440	124.1		
	計	3,887	108.2	5,006	129.5	1,633	56.2	1,273	112.5	2,465	242.4	1,007	506.0	15,271	120.1	49,876	117.7	65,147	118.2		
調 定 額		220,580	90.8	165,323	82.2	247,035	88.8	81,049	80.4	179,427	95.6	75,152	104.0	968,566	89.4	1,746,749	97.1	2,715,315	94.2		

課税標準の単位は百万円

② 法人事業税

(単位：千円、%)

区分	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		県 内 計		分 割		合 計				
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比			
課 税 標 準	所 得 割	24,447	110.2	17,274	101.6	26,736	112.7	8,257	105.3	22,915	121.0	7,875	140.8	107,504	112.8	229,753	121.9	337,257	118.9		
	付 加 価 値 割	3,904	89.5	5,319	100.1	14,218	129.3	480	86.5	8,836	415.6	3,382	極大	36,139	153.8	404,924	96.8	441,063	99.9		
	資 本 割	9,813	100.0	1,312	76.4	11,519	101.4	600	100.0	4,158	115.8	1,289	198.0	28,691	103.5	750,718	105.0	779,409	104.9		
	収 入 割	1,662	114.0	1,803	100.2	5,323	131.5	7,663	128.7	11,906	86.9	4,446	103.7	32,803	105.0	278,479	90.9	311,282	92.2		
本 確 定 税 額 (修・更正)	所 得 割	1,453,617	115.0	937,562	102.4	1,453,781	121.1	472,735	111.4	1,398,409	129.2	504,729	148.8	6,220,833	119.0	7,542,538	146.6	13,763,371	132.7		
	付 加 価 値 割	46,851	89.5	60,229	94.4	137,311	104.8	5,755	86.4	43,947	172.3	12,985	769.7	307,078	109.2	4,792,353	95.5	5,099,431	96.2		
	資 本 割	49,067	100.0	4,713	54.9	53,745	96.0	3,000	100.0	18,377	102.4	4,213	129.4	133,115	96.6	3,642,199	101.9	3,775,314	101.7		
	収 入 割	13,515	93.9	13,820	84.8	41,600	121.6	58,368	98.1	89,480	71.8	33,347	86.4	250,130	87.0	2,520,991	91.3	2,771,121	90.9		
税 額 控 除	291	極大	309	皆増		皆減			640	57.1	12	皆増	1,252	101.0	39,248	297.9	40,500	281.0			
事 業 年 間	既 納 付 中 間 分	所 得 割	前 年	369,156	86.7	299,688	115.9	410,475	96.4	136,002	108.8	298,931	91.4	108,659	107.5	1,622,911	97.6	1,610,302	101.5	3,233,213	99.5
		当 年	198,678	105.4	98,077	116.8	193,179	130.7	40,288	96.7	202,165	97.0	52,327	120.6	784,714	110.0	664,863	120.3	1,449,577	114.5	
	付 加 価 値 割	前 年	21,647	116.4	24,929	87.9	49,208	84.6	3,497	89.4	12,390	112.4	885	147.0	112,556	93.3	2,325,737	102.1	2,438,293	101.6	
		当 年	3,121	90.4	2,495	110.6	1,620	153.0			987	111.3			8,223	107.4	276,714	106.8	284,937	106.8	
	資 本 割	前 年	23,958	106.2	3,184	94.5	25,882	92.9	1,575	78.9	8,474	105.9	1,710	105.1	64,783	99.0	1,790,339	107.0	1,855,122	106.7	
		当 年	1,693	97.9	920	95.2	1,200	152.5			905	102.0			4,718	108.0	97,039	109.8	101,757	109.7	
	収 入 割	前 年	871	103.6	8,003	108.7	44,737	271.0	99	125.3	57,465	109.9	20,254	102.8	131,429	135.8	903,942	62.7	1,035,371	67.3	
		当 年	6,359	138.1	483	96.0	33,990	222.4	29,631	極大	6,768	122.8			77,231	277.9	321	94.4	77,552	275.7	
中 間 申 告 分	所 得 割	当 年	212,133	110.8	98,101	116.5	187,769	126.9	40,388	96.9	202,229	97.0	52,327	120.6	792,947	110.6	687,387	113.9	1,480,334	112.1	
		翌 年	459,594	124.4	286,884	94.6	484,374	119.0	156,312	114.9	395,060	132.2	165,630	152.4	1,947,854	120.0	2,038,854	126.3	3,986,708	123.1	
	付 加 価 値 割	当 年	3,121	90.4	2,495	110.6	1,362	128.6			987	111.3			7,965	104.1	370,411	98.9	378,376	99.0	
		翌 年	18,868	87.2	30,114	120.8	66,939	136.0	2,878	82.3	21,515	173.6	6,492	732.7	146,806	130.4	1,971,505	84.7	2,118,311	86.8	
	資 本 割	当 年	1,693	97.9	920	95.2	975	123.9			905	102.0			4,493	102.8	111,994	101.2	116,487	101.2	
		翌 年	22,840	95.3	2,356	74.0	25,897	100.1	1,500	95.2	7,088	83.6	2,106	123.2	61,787	95.4	1,693,424	94.5	1,755,211	94.5	
収 入 割	当 年	6,359	138.1	5,578	166.7	18,694	122.4	29,620	極大	6,768	122.7			67,019	218.9	759	107.8	67,778	216.4		
	翌 年	958	110.0	6,450	80.6	56,634	126.6	35	35.4	38,790	67.5	16,673	82.3	119,540	91.0	1,263,833	139.8	1,383,373	133.6		
中 間 納 付 の 歳 出 還 付 額	所 得 割	61,859	76.4	73,669	164.1	118,649	117.4	22,392	93.6	51,885	68.6	8,303	68.7	336,757	99.5	129,883	115.2	466,640	103.4		
	付 加 価 値 割				皆減				皆減						皆減	29,588	276.0	29,588	254.3		
	資 本 割				皆減				皆減						皆減	13,418	124.5	13,418	115.8		
	収 入 割	3	皆増			39,244	308.3			67	皆増			39,314	308.9	3,058	皆増	42,372	332.9		
小 計	所 得 割	1,619,634	125.3	998,181	99.2	1,640,920	127.9	515,538	112.3	1,546,086	137.0	569,990	158.8	6,890,349	124.6	8,154,408	152.9	15,044,757	138.5		
	付 加 価 値 割	44,072	79.5	65,413	107.8	155,042	127.0	5,136	75.1	53,072	197.5	18,592	943.3	341,327	124.6	4,715,185	90.0	5,056,512	91.7		
	資 本 割	47,949	95.0	3,886	44.8	53,760	99.5	2,925	94.3	16,750	90.9	4,610	138.1	129,880	94.1	3,548,514	95.2	3,678,394	95.2		
	収 入 割	13,604	94.3	17,363	87.8	92,964	123.8	58,293	97.9	70,871	54.6	29,767	76.1	282,862	83.8	2,884,225	130.1	3,167,087	124.0		
計		1,725,259	122.1	1,084,843	99.1	1,942,686	126.7	581,892	110.1	1,686,779	129.4	622,959	154.5	7,644,418	121.8	19,302,332	116.9	26,946,750	118.2		
過 事 業 年 度	所 得 割	25,874	153.4	28,752	171.1	4,721	46.1	6,697	119.1	13,299	281.5	7,639	極大	86,982	159.8	83,555	114.9	170,537	134.2		
	付 加 価 値 割	2	皆増		皆減	38	7.2			2	皆増			42	5.5	132,760	167.4	132,802	165.8		
	資 本 割						皆減								皆減	32,966	117.2	32,966	116.7		
	収 入 割			7,309	皆増		皆減	113	168.7					7,422	極大	539	38.9	7,961	419.2		
計		25,876	153.4	36,061	211.5	4,759	42.0	6,810	119.7	13,301	281.6	7,639	極大	94,446	169.3	249,820	137.6	344,266	145.1		
調 定 額		1,751,135	122.5	1,120,904	100.8	1,947,445	126.0	588,702	110.2	1,700,080	129.9	630,598	156.3	7,738,864	122.2	19,552,152	117.1	27,291,016	118.5		

課税標準の単位は百万円

(2) 業種別調定状況 (現年課税分)

(単位:千円、%)

区 分		法 人 県 民 税 (法 人 税 割)						法 人 事 業 税					
		県 内 法 人		分 割 法 人		計		県 内 法 人		分 割 法 人		計	
		調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比	調 定 額	前 年 比
所 得	農 業	9,214	72.7	8,680	180.4	17,894	102.4	185,282	97.0	100,582	193.2	285,864	117.6
	林 業	2,341	60.6	412	128.3	2,753	65.8	59,630	118.8	9,965	138.4	69,595	121.3
	漁 業	1,591	53.8	232	67.4	1,823	55.3	30,805	55.5	43,861	107.4	74,666	77.5
	鉱 業	4,838	154.1	152	214.1	4,990	155.4	37,370	234.1	2,372	323.2	39,742	238.0
	建 設 業	100,287	79.1	79,293	78.9	179,580	79.0	2,079,071	125.3	1,424,318	110.2	3,503,389	118.7
	製 造 業	64,554	88.5	186,322	84.7	250,876	85.7	1,093,821	125.0	4,636,002	104.5	5,729,823	107.9
	卸 ・ 小 売 業	85,256	89.9	208,745	89.1	294,001	89.3	1,596,649	135.3	3,427,455	108.9	5,024,104	116.1
課 税	金 融 業			51,830	171.2	51,830	171.2			1,625,197	177.5	1,625,197	177.5
	証 券 業	13	185.7	7,013	237.8	7,026	237.7	377	325.0	148,649	170.8	149,026	171.0
	上記以外の金融業	5,892	52.1	64,543	354.6	70,435	238.7	98,504	87.6	1,246,661	392.2	1,345,165	312.6
	小 計	5,905	52.2	123,386	239.9	129,291	206.1	98,881	87.9	3,020,507	228.7	3,119,388	217.7
分	不 動 産 業	13,345	54.9	13,634	75.6	26,979	63.7	311,149	102.2	228,995	133.6	540,144	113.5
	運 輸 ・ 通 信 業	13,461	72.1	26,008	53.6	39,469	58.8	278,705	105.0	972,330	63.6	1,251,035	69.7
	サ ー ビ ス 業	96,310	74.7	117,248	70.1	213,558	72.1	1,484,305	121.4	2,365,996	107.1	3,850,301	112.2
	計	397,102	79.3	764,112	90.4	1,161,214	86.3	7,255,668	122.3	16,232,383	114.2	23,488,051	116.6
収 入 金 課 税 分	生 命 保 険 業			53,352	64.1	53,352	64.1			467,162	108.6	467,162	108.6
	損 害 保 険 業			34,714	147.4	34,714	147.4			473,482	116.6	473,482	116.6
	小 計			88,066	82.5	88,066	82.5			940,644	112.5	940,644	112.5
	電 気 ・ ガ ス 業	46,369	69.1	91,906	210.3	138,275	124.8	388,749	112.7	2,129,306	144.5	2,518,055	138.5
計	46,369	69.1	179,972	119.6	226,341	104.1	388,749	112.7	3,069,950	132.9	3,458,699	130.3	
合 計	443,471	78.1	944,084	94.8	1,387,555	88.8	7,644,417	121.8	19,302,333	116.9	26,946,750	118.2	
過 事 業 年 度 分	10,224	117.9	33,216	126.2	43,440	124.1	94,446	169.3	249,820	137.6	344,266	145.1	
総 計	453,695	78.7	977,300	95.6	1,430,995	89.5	7,738,863	122.2	19,552,153	117.1	27,291,016	118.5	

(3) 法人県民税超過課税の状況

(単位:千円、%)

区 分		平成 29 年度		平成 30 年度		令和 元 年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比	調 定 額	前年比
県 内 法 人	法人税割額	920,399	110.1	874,898	95.1	867,308	99.1	576,204	66.4	453,695	78.7
	上記のうち 超過相当分	132,399	112.4	125,239	94.6	124,445	99.4	95,840	77.0	161,274	168.3
	構 成 比	14.4	—	14.3	—	14.3	—	16.6	—	35.5	—
分 割 法 人	法人税割額	1,696,730	98.7	1,752,456	103.3	1,512,698	86.3	1,022,132	67.6	977,300	95.6
	上記のうち 超過相当分	331,526	97.8	345,971	104.4	298,787	86.4	220,835	73.9	424,152	192.1
	構 成 比	19.5	—	19.7	—	19.8	—	21.6	—	43.4	—
計	法人税割額	2,617,129	102.4	2,627,354	100.4	2,380,006	90.6	1,598,336	67.2	1,430,995	89.5
	上記のうち 超過相当分	463,925	101.6	471,210	101.6	423,232	89.8	316,675	74.8	585,426	184.9
	構 成 比	17.7	—	17.9	—	17.8	—	19.8	—	40.9	—

(4) 法人県民税超過課税対象法人等の状況

(単位:事業年度)

区分	法人税額が年1,000万円を超える法人等(②に該当するものを除く。)	資本金額等が1億円を超える法人等(欠損法人を除く。)	超過課税対象法人等(①+②)	資本金額等が1億円以下の法人等	資本金額等が1億円を超える法人等	総法人(④+⑤)	超過課税対象割合				
							① ④ %	② ⑤ %	③ ⑥ %		
普通法人	県内法人	386	86	472	17,787	139	17,926	2.2	61.9	2.6	
	分割法人	本県本店	105	41	146	560	59	619	18.8	69.5	23.6
		他県本店	657	1,021	1,678	1,680	1,323	3,003	39.1	77.2	55.9
		分割計	762	1,062	1,824	2,240	1,382	3,622	34.0	76.8	50.4
	計	1,148	1,148	2,296	20,027	1,521	21,548	5.7	75.5	10.7	
公益法人等	県内法人	6		6	411	1	412	1.5	—	1.5	
	分割法人	本県本店				2	2	—	—	—	
		他県本店	18		18	56	3	59	32.1	—	30.5
		分割計	18		18	58	3	61	31.0	—	29.5
計	24		24	469	4	473	5.1	—	5.1		
人格のない等しい等保相	県内法人				225		225	—		—	
	分割法人	本県本店									
		他県本店									
		分割計									
計				225		225	—		—		
協同組合等	県内法人	2	35	37	657	69	726	0.3	50.7	5.1	
	分割法人	本県本店	1	1	2	11	1	12	9.1	100.0	16.7
		他県本店	6	12	18	15	14	29	40.0	85.7	62.1
		分割計	7	13	20	26	15	41	26.9	86.7	48.8
計	9	48	57	683	84	767	1.3	57.1	7.4		
計	県内法人	394	121	515	19,080	209	19,289	2.1	57.9	2.7	
	分割法人	本県本店	106	42	148	573	60	633	18.5	70.0	23.4
		他県本店	681	1,038	1,719	1,751	1,345	3,096	38.9	77.2	55.5
		分割計	787	1,080	1,867	2,324	1,405	3,729	33.9	76.9	50.1
	計	1,181	1,201	2,382	21,404	1,614	23,018	5.5	74.4	10.3	

- (注) 1 令和3年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人(清算予納に係る法人税額を含む)に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。
- 2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。
- 3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。
- 4 公益法人等及び人格のない社団等には、収益事業を営まないものは含まれていないものである。

(5) 法人県民税超過課税対象業種別法人等の状況

(単位：事業年度)

区 分		法人税額 が年1,000 万円を超 える法人 等(②に 該当する ものを除 く。)	資本金額 等が1億 円を超え る法人等 (欠損法 人を除く。)	超過課税 対象法人 等 (①+②)	資本金額 等が1億 円以下の 法人等	資本金額 等が1億 円を超え る法人等	総法人 (④+⑤)	超過課税対象割合								
								①	②	③	④	⑤	⑥	① — ④	② — ⑤	③ — ⑥
								%	%	%	%	%	%	%	%	%
農 業	県内法人	10	1	11	648	1	649	1.5	100.0	1.7						
	分割法人	本県本店	3	1	4	13	1	14	23.1	100.0	28.6					
		他県本店	6		6	11		11	54.5		54.5					
		分割計	9	1	10	24	1	25	37.5	100.0	40.0					
	計	19	2	21	672	2	674	2.8	100.0	3.1						
林 業	県内法人	3	1	4	104	1	105	2.9	100.0	3.8						
	分割法人	本県本店														
		他県本店	1	1	2	2	1	3	50.0	100.0	66.7					
		分割計	1	1	2	2	1	3	50.0	100.0	66.7					
計	4	2	6	106	2	108	3.8	100.0	5.6							
漁 業	県内法人	3		3	95	1	96	3.2	-	3.1						
	分割法人	本県本店				1	1	-		-						
		他県本店		4	4	2	4	6	-	100.0	66.7					
		分割計		4	4	3	4	7	-	100.0	57.1					
計	3	4	7	98	5	103	3.1	80.0	6.8							
鉱 業	県内法人	4	1	5	59	1	60	6.8	100.0	8.3						
	分割法人	本県本店				1	1	-		-						
		他県本店		2	2	3	3	6	-	66.7	33.3					
		分割計		2	2	4	3	7	-	66.7	28.6					
計	4	3	7	63	4	67	6.3	75.0	10.4							
建 設 業	県内法人	132	2	134	4,101	4	4,105	3.2	50.0	3.3						
	分割法人	本県本店	21	2	23	99	2	101	21.2	100.0	22.8					
		他県本店	80	139	219	147	151	298	54.4	92.1	73.5					
		分割計	101	141	242	246	153	399	41.1	92.2	60.7					
計	233	143	376	4,347	157	4,504	5.4	91.1	8.3							
製 造 業	県内法人	43	18	61	1,407	28	1,435	3.1	64.3	4.3						
	分割法人	本県本店	14	13	27	66	21	87	21.2	61.9	31.0					
		他県本店	119	251	370	275	328	603	43.3	76.5	61.4					
		分割計	133	264	397	341	349	690	39.0	75.6	57.5					
計	176	282	458	1,748	377	2,125	10.1	74.8	21.6							
卸 ・ 小 売 業	県内法人	83	16	99	4,896	24	4,920	1.7	66.7	2.0						
	分割法人	本県本店	29	15	44	170	20	190	17.1	75.0	23.2					
		他県本店	181	292	473	557	395	952	32.5	73.9	49.7					
		分割計	210	307	517	727	415	1,142	28.9	74.0	45.3					
計	293	323	616	5,623	439	6,062	5.2	73.6	10.2							
金 融 業	県内法人	4	5	9	295	11	306	1.4	45.5	2.9						
	分割法人	本県本店	1	2	3	3	2	5	33.3	100.0	60.0					
		他県本店	9	40	49	31	41	72	29.0	97.6	68.1					
		分割計	10	42	52	34	43	77	29.4	97.7	67.5					
計	14	47	61	329	54	383	4.3	87.0	15.9							

(単位：事業年度)

区 分		法人税額 が年1,000 万円を超 える法人 等(②に 該当する ものを除 く。)	資本金額 等が1億 円を超え る法人等 (欠損法 人を除く。)	超過課税 対象法人 等 (①+②)	資本金額 等が1億 円以下の 法人等	資本金額 等が1億 円を超え る法人等	総法人 (④+⑤)	超過課税対象割合			
								①	②	③	
								④	⑤	⑥	
		①	②	③	④	⑤	⑥	%	%	%	
不 動 産 業	県内法人	13	10	23	1,401	16	1,417	0.9	62.5	1.6	
	分割 法人	本県本店	2		2	20		20	10.0		10.0
		他県本店	9	18	27	27	25	52	33.3	72.0	51.9
		分割計	11	18	29	47	25	72	23.4	72.0	40.3
	計	24	28	52	1,448	41	1,489	1.7	68.3	3.5	
運 輸 ・ 通 信 業	県内法人	12	4	16	697	7	704	1.7	57.1	2.3	
	分割 法人	本県本店	12	2	14	38	4	42	31.6	50.0	33.3
		他県本店	39	53	92	101	71	172	38.6	74.6	53.5
		分割計	51	55	106	139	75	214	36.7	73.3	49.5
	計	63	59	122	836	82	918	7.5	72.0	13.3	
保 険 業	県内法人										
	分割 法人	本県本店									
		他県本店		29	29		31	31		93.5	93.5
		分割計		29	29		31	31		93.5	93.5
	計		29	29		31	31		93.5	93.5	
電 気 ・ ガ ス 業	県内法人	2	12	14	127	16	143	1.6	75.0	9.8	
	分割 法人	本県本店				4		4	-		-
		他県本店	4	20	24	6	26	32	66.7	76.9	75.0
		分割計	4	20	24	10	26	36	40.0	76.9	66.7
	計	6	32	38	137	42	179	4.4	76.2	21.2	
サ ー ビ ス 業	県内法人	85	51	136	5,250	99	5,349	1.6	51.5	2.5	
	分割 法人	本県本店	24	7	31	158	10	168	15.2	70.0	18.5
		他県本店	233	189	422	589	269	858	39.6	70.3	49.2
		分割計	257	196	453	747	279	1,026	34.4	70.3	44.2
	計	342	247	589	5,997	378	6,375	5.7	65.3	9.2	
計	県内法人	394	121	515	19,080	209	19,289	2.1	57.9	2.7	
	分割 法人	本県本店	106	42	148	573	60	633	18.5	70.0	23.4
		他県本店	681	1,038	1,719	1,751	1,345	3,096	38.9	77.2	55.5
		分割計	787	1,080	1,867	2,324	1,405	3,729	33.9	76.9	50.1
	計	1,181	1,201	2,382	21,404	1,614	23,018	5.5	74.4	10.3	

- (注) 1 令和3年度調定に係る「本年度分」について作成したものであり、中間申告に係る法人税割及び清算法人(清算予納に係る法人税額を含む)に係る法人税割を除いたものにより作成したものである。
- 2 「法人税額」とは、法人税割の課税標準となる法人税額をいうものであり、当該法人税額が年1,000万円を超えるかどうかを判定する場合において、事業年度が1年に満たない法人があるときは、当該法人税額が1,000万円に事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額を超えるかどうかによって判定している。
- 3 「資本金額等」とは、資本金の額又は出資金の額をいうものであり、資本又は出資を有しない法人等については、「資本金額等が1億円以下の法人等」に含めている。

4 個人事業税

(1) 調定状況 (現年課税分)

(単位：千円、%)

区分	第一種			第二種			第三種						合計		
	5/100			4/100			5/100			3/100					
	所得税者	所得税者	計	所得税者	所得税者	計	所得税者	所得税者	計	所得税者	所得税者	計	所得税者	所得税者	計
調定額	723,529	12,451	735,980	7,121		7,121	294,234	2,882	297,116	1,171	2	1,173	1,026,055	15,335	1,041,390
前年比	105.1	158.7	105.7	416.9	皆減	416.5	114.1	81.7	113.7	115.1	66.9	109.0	108.1	133.9	108.4

(2) 定期賦課の状況

第一種事業

(単位：人、千円、%)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
物 品 販 売 業	765	100,429	129.7	135.3
保 険 業				
金 銭 貸 付 業	1	163	100.0	45.3
物 品 貸 付 業	13	1,594	144.4	115.7
不 動 産 貸 付 業	1,381	258,982	104.9	104.1
製 造 業	486	55,958	124.9	115.3
電 気 供 給 業	9	415	69.2	68.8
土 石 採 取 業				
電 気 通 信 事 業				
運 送 業	120	11,565	130.4	121.4
運 送 取 扱 業				
船 舶 て い け い 場 業				
倉 庫 業				
駐 車 場 業	12	954	120.0	101.5
請 負 業	1,530	205,251	116.3	104.8
印 刷 業	3	469	50.0	42.1
出 版 業				
写 真 業	13	918	108.3	161.1
席 貸 業				
旅 館 業	12	548	66.7	26.5
料 理 店 業	42	3,086	85.7	46.4
飲 食 店 業	243	21,639	88.0	80.9
周 旋 業	14	2,159	127.3	70.2
代 理 業	51	4,358	145.7	144.4
仲 立 業	11	1,856	137.5	63.8
問 屋 業	2	63	200.0	10.9
両 替 業				
公 衆 浴 場 業	2	403	66.7	60.9
演 劇 興 行 業				
遊 技 場 業	9	496	180.0	38.9
遊 覧 所 業				
商 品 取 引 業				
不 動 産 売 買 業	7	600	350.0	179.3
広 告 業	11	345	183.3	115.0
興 信 所 業				
案 内 業	4	759	66.7	48.6
冠 婚 葬 祭 業	8	2,160	133.3	129.1
第 一 種 事 業 計	4,749	675,170	113.6	106.7

第二種事業

(単位：人、千円、%)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
畜 産 業	5	2,355	500.0	546.4
水 産 業	11	4,329	137.5	361.8
薪 炭 製 造 業				
第 二 種 事 業 計	16	6,684	177.8	410.7

第三種事業

(単位：人、千円、%)

区 分	調 定		前 年 比	
	人 員	税 額	人 員	税 額
医 業	123	40,028	90.4	86.8
歯 科 医 業	51	16,596	91.1	113.7
薬 剤 師 業	1	115	100.0	60.9
あん摩等の事業	19	1,197	95.0	124.0
獣 医 業	32	12,514	103.2	128.2
装 蹄 師 業	1	73	100.0	125.1
弁 護 士 業	61	30,815	115.1	112.4
司 法 書 士 業	63	21,044	114.5	113.6
行 政 書 士 業	21	6,447	175.0	135.4
公 証 人 業	2	486	66.7	92.1
弁 理 士 業	3	659	150.0	107.5
税 理 士 業	131	59,606	113.9	124.9
公 認 会 計 士 業	10	5,633	111.1	129.6
計 理 士 業				
社 会 保 険 労 務 士 業	59	15,617	120.4	145.1
コ ン サ ル タ ン ト 業	78	11,276	116.4	128.4
設 計 監 督 者 業	119	16,540	126.6	112.8
不 動 産 鑑 定 業	1	280	100.0	極大
デ ザ イ ン 業	35	3,867	140.0	139.8
諸 芸 師 匠 業	59	5,017	147.5	130.0
理 容 業	51	3,477	118.6	108.2
美 容 業	149	10,512	118.3	96.3
ク リ ー ニ ン グ 業	3	89	75.0	34.0
公 衆 浴 場 業	2	35	200.0	22.3
歯 科 衛 生 士 業				
歯 科 技 工 士 業	48	3,651	100.0	121.7
測 量 士 業	16	2,711	94.1	160.5
土 地 家 屋 調 査 士 業	54	12,042	117.4	110.4
海 事 代 理 士 業	1	15	50.0	11.4
印 刷 製 版 業				
第 三 種 事 業 計	1,193	280,342	112.9	113.6
全 事 業 合 計	5,958	962,196	113.6	109.2

5 不 動 産 取 得 税

調 定 状 況 (現年課税分)

(単位：千円、%)

区 分		東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計		
		税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	税 額	前 年 比	
承 継 分	土 地	160,946	84.4	112,315	81.4	164,839	104.2	41,605	87.7	83,832	81.2	16,964	102.4	580,501	88.7	
	家 屋	223,619	96.3	117,556	83.4	126,651	112.8	41,339	88.8	62,801	66.9	15,662	77.8	587,628	91.0	
	計	384,565	90.9	229,871	82.4	291,490	107.8	82,944	88.2	146,633	74.4	32,626	88.9	1,168,129	89.8	
建 築 分	木 造	専 用 住 宅	22,514	152.2	23,669	70.2	20,122	209.3	13,030	81.0	28,425	110.0	5,025	122.9	112,785	108.3
		そ の 他	21,878	83.8	31,075	75.3	37,459	66.1	20,428	95.4	51,737	153.1	9,449	354.8	172,026	94.6
		小 計	44,392	108.6	54,744	73.0	57,581	86.9	33,458	89.2	80,162	134.4	14,474	214.4	284,811	99.6
	非 木 造	専 用 住 宅	2,794	78.5	1,310	30.5	11,481	332.3	582	76.9	2,188	130.0	862	極大	19,217	139.6
		そ の 他	71,314	46.4	77,280	91.7	60,507	63.2	101,062	182.4	71,554	89.4	8,487	46.3	390,204	80.1
		小 計	74,108	47.2	78,590	88.7	71,988	72.6	101,644	181.0	73,742	90.2	9,349	51.0	409,421	81.7
計		118,500	59.8	133,334	81.5	129,569	78.3	135,102	144.2	153,904	108.8	23,823	95.0	694,232	88.2	
合 計		503,065	81.0	363,205	82.1	421,059	96.6	218,046	116.2	300,537	88.8	56,449	91.4	1,862,361	89.2	

6 た ば こ 税

調 定 状 況 (現年課税分)

(単位：千円、%)

税 額		返 還 控 除 等		手 持 品 課 税		差 引 調 定 額	
金 額	前 年 比	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比	金 額	前 年 比
1,685,661	108.0	8,650	94.7	5,820	104.0	1,682,831	108.1

7 ゴ ル フ 場 利 用 税

調 定 状 況 (現年課税分)

区 分	東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計	
		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %
施 設 数	3	100.0	5	100.0	2	100.0	1	100.0	4	100.0			15	100.0
課 税 標 準	63,165 人	106.7	77,949 人	106.1	45,568 人	108.6	11,594 人	109.6	79,075 人	102.5			277,351 人	105.7
非 課 税	14,481 人	114.1	16,571 人	114.0	15,120 人	128.5	1,372 人	112.4	15,054 人	114.2			62,598 人	117.2
税 額	44,305 千円	107.8	38,168 千円	105.7	20,427 千円	110.5	6,291 千円	110.0	36,317 千円	103.2			145,508 千円	106.5

8 自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割

調定状況 (現年課税分)

(単位：台、千円、%)

区 分	新 車				中 古 車				計			
	台 数	税 額	前 年 比		台 数	税 額	前 年 比		台 数	税 額	前 年 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
普通乗用車	5,107	321,471	86.8	96.7	1,454	37,130	87.0	97.8	6,561	358,601	86.9	96.8
小型乗用車	8,156	292,358	84.8	100.9	1,087	16,725	90.1	111.0	9,243	309,083	85.3	101.4
トラック	2,264	149,697	109.1	117.7	275	7,219	97.2	117.4	2,539	156,916	107.7	117.7
バス	25	2,266	86.2	48.4	11	280	61.1	87.0	36	2,546	76.6	50.9
特種用途車	626	59,133	102.0	98.5	108	2,685	109.1	166.8	734	61,818	102.9	100.3
軽自動車	10,057	186,569	104.7	105.9	1,100	9,302	141.2	136.8	11,157	195,871	107.4	107.0
計	26,235	1,011,494	94.3	102.2	4,035	73,341	99.5	108.0	30,270	1,084,835	94.9	102.5

9 自 動 車 税 種 別 割

(1) 調 定 状 況 (現年課税分)

(単位：台、千円、%)

区 分	営 業 用				自 家 用				計			
	台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
ト ラ ッ ク	7,962	249,421	98.7	99.8	40,618	674,587	99.4	99.7	48,580	924,008	99.2	99.7
バ (一般乗合)	425	7,834	95.1	95.0					425	7,834	95.1	95.0
バ (その他)	780	31,461	97.7	99.6	1,310	50,234	95.2	95.6	2,090	81,695	96.1	97.1
普通乗用車	624	7,406	96.4	99.9	176,234	7,338,356	101.6	101.4	176,858	7,345,762	101.5	101.4
小型乗用車	1,615	16,099	94.4	97.6	199,193	6,945,208	97.7	96.6	200,808	6,961,307	97.6	96.6
三輪車					16	108	114.3	103.8	16	108	114.3	103.8
ト レ ー ラ ー	1,926	75,520	102.0	102.2	300	14,628	102.4	102.8	2,226	90,148	102.0	102.3
特種用途車	5,163	190,537	100.5	100.9	9,910	205,669	100.5	99.6	15,073	396,206	100.5	100.2
貨客兼用車	238	3,041	102.6	98.8	26,891	435,933	101.1	101.0	27,129	438,974	101.1	101.0
計	18,733	581,319	99.0	100.3	454,472	15,664,723	99.6	99.1	473,205	16,246,042	99.5	99.1

(注) 旧法の自動車税を含む

(2) 定期賦課の状況

(単位：台、千円、%)

区 分	営 業 用				自 家 用				計			
	台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比		台 数	税 額	前 年 対 比	
			台 数	税 額			台 数	税 額			台 数	税 額
ト ラ ッ ク	12,587	425,012	99.7	100.1	47,625	802,424	98.9	99.4	60,212	1,227,436	99.1	99.6
バ (一般乗合)	570	10,743	97.3	97.6					570	10,743	97.3	97.6
バ (その他)	790	31,615	98.4	98.2	1,377	51,208	95.5	95.4	2,167	82,823	96.5	96.4
普通乗用車	647	7,497	99.5	100.5	175,342	7,570,723	102.0	101.2	175,989	7,578,220	102.0	101.2
小型乗用車	1,689	16,222	93.8	95.5	210,671	7,390,619	97.7	96.5	212,360	7,406,841	97.7	96.5
三輪車					14	104	100.0	100.0	14	104	100.0	100.0
ト レ ー ラ ー	2,179	87,992	102.0	103.2	912	20,663	102.0	104.8	3,091	108,655	102.0	103.5
特種用途車	416	4,159	99.8	99.9	4,339	100,089	100.3	98.7	4,755	104,248	100.2	98.7
貨客兼用車	236	3,126	100.9	100.0	26,721	435,825	100.8	100.6	26,957	438,951	100.8	100.6
小 計	19,114	586,366	99.3	100.3	467,001	16,371,655	99.6	98.9	486,115	16,958,021	99.6	99.0
米軍構成員					3,231	46,675	93.2	94.7	3,231	46,675	93.2	94.7
計	19,114	586,366	99.3	100.3	470,232	16,418,330	99.6	98.9	489,346	17,004,696	99.6	99.0

(注) 旧法の自動車税を含む

(3) 自動車保有車両数の推移

(単位：台、%)

区 分			令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
			台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比	台数	前年比
貨物車	普通車	自営	24,888	100.6	24,809	99.7	24,768	99.8	24,877	100.4
		計	8,713	100.9	8,735	100.3	8,756	100.2	8,643	98.7
			33,601	100.7	33,544	99.8	33,524	99.9	33,520	100.0
	小型車	四輪	46,236	98.9	45,733	98.9	45,408	99.3	45,263	99.7
		計	665	98.4	665	100.0	658	98.9	680	103.3
		46,901	98.9	46,398	98.9	46,066	99.3	45,943	99.7	
	三輪	5	83.3	5	100.0	5	100.0	7	140.0	
		5	83.3	5	100.0	5	100.0	7	140.0	
	被牽引	171	103.6	176	102.9	186	105.7	194	104.3	
		877	104.3	890	101.5	897	100.8	922	102.8	
		1,048	104.2	1,066	101.7	1,083	101.6	1,116	103.0	
乗合車	普通車	自営	405	96.7	397	98.0	387	97.5	366	94.6
		計	1,342	100.4	1,335	99.5	1,302	97.5	1,281	98.4
		1,747	99.5	1,732	99.1	1,689	97.5	1,647	97.5	
	小型車	自営	1,722	98.2	1,717	99.7	1,652	96.2	1,587	96.1
		325	98.5	319	98.2	321	100.6	312	97.2	
		2,047	98.3	2,036	99.5	1,973	96.9	1,899	96.2	
乗用車	普通車	自営	176,344	102.1	179,885	102.0	183,315	101.9	186,014	101.5
		計	648	103.7	650	100.3	648	99.7	623	96.1
		176,992	102.1	180,535	102.0	183,963	101.9	186,637	101.5	
	小型車	自営	230,895	98.1	225,598	97.7	220,435	97.7	215,236	97.6
		1,842	96.7	1,811	98.3	1,722	95.1	1,644	95.5	
		232,737	98.1	227,409	97.7	222,157	97.7	216,880	97.6	
特種用途車	普通車	自営	13,277	99.7	13,237	99.7	13,282	100.3	13,236	99.7
		計	5,105	100.7	5,143	100.7	5,142	100.0	5,167	100.5
		18,382	100.0	18,380	100.0	18,424	100.2	18,403	99.9	
	小型車	四輪	1,416	100.1	1,406	99.3	1,415	100.6	1,378	97.4
		139	97.2	139	100.0	133	95.7	138	103.8	
		1,555	99.8	1,545	99.4	1,548	100.2	1,516	97.9	
小 計			515,015	99.7	512,650	99.5	510,432	99.6	507,568	99.4
軽自動車			456,130	100.3	455,279	99.8	456,882	100.4	456,788	100.0
大型特殊車			9,515	101.4	9,607	101.0	9,692	100.9	9,813	101.2
二輪車			25,789	97.3	25,652	99.5	26,347	102.7	27,055	102.7
計			1,006,449	99.9	1,003,188	99.7	1,003,353	100.0	1,001,224	99.8

(注) 各年3月31日現在

10 軽油引取税

調定状況(現年課税分)

(単位: kℓ、千円、%)

区分		東 青		中 南		三 八		西 北		上 北		下 北		計		
			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
特別徴収によ るもの	引渡しに係る軽油の納入数量	437,035	103.5	88,646	121.0	231,008	102.7	7,839	74.6	10,132	100.8	26,870	140.9	801,530	105.5	
	課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によるもの	156,094	108.1	28,998	183.7	26,476	104.7							211,568	114.1
		法第144条の5第1号の規定によるもの														
		法第144条の5第2号の規定によるもの	18,662	106.7	4,672	82.1	28,490	109.0	1,195	86.5	578	88.9	3,618	109.3	57,215	104.7
		免税証による納入数量	44,784	89.9	3,423	107.4	19,837	111.8	352	62.5	834	98.9	15,483	169.3	84,713	104.2
		合衆国軍隊への納入数量	23,561	96.9			28	148.3			81	132.7			23,670	97.0
	計	243,101	103.0	37,093	150.4	74,831	108.1	1,547	79.6	1,493	96.1	19,101	153.4	377,166	109.1	
	差引	193,934	104.0	51,553	106.1	156,177	100.3	6,292	73.5	8,639	101.7	7,769	117.6	424,364	102.4	
	欠減量	特約業者 1.0/100	1,543	101.2	516	106.1	1,526	100.1	63	73.5	86	101.7	78	117.6	3,812	101.1
		元売業者 0.3/100	119	116.8			11	111.9							130	116.3
計		1,662	102.2	516	106.1	1,537	100.2	63	73.5	86	101.7	78	117.6	3,942	101.5	
差引課税標準量	192,272	104.1	51,037	106.1	154,640	100.3	6,229	73.5	8,553	101.7	7,691	117.6	420,422	102.4		
税額	6,171,931	104.1	1,638,284	106.1	4,963,947	100.3	199,954	73.5	274,550	101.7	246,877	117.6	13,495,543	102.4		
申告納付に よるもの	法第144条の2第3項の規定によるもの (燃料炭化水素油販売)	課税標準量														
	税額															
	法第144条の2第4項の規定によるもの (混和・販売店)	課税標準量											皆減		皆減	
	税額												皆減		皆減	
	法第144条の2第5項の規定によるもの (保有者)	課税標準量														
	税額															
	法第144条の2第6項の規定によるもの (所有者)	課税標準量														
	税額															
	法第144条の3第1項第1号・第2号の規定によるもの (自己消費)	課税標準量	246	95.2	268	113.1	305	98.9	38	115.5	416	101.7	270	80.8	1,543	97.7
	税額	7,907	95.2	8,594	113.1	9,797	98.9	1,218	115.5	13,341	101.7	8,654	80.8	49,511	97.7	
法第144条の3第1項第3号の規定によるもの (免税軽油の譲渡)	課税標準量	1	82.5					2	皆増			1	292.2	4	310.7	
税額	21	82.5					62	皆増			48	292.2	131	310.7		
法第144条の3第1項第4号の規定によるもの (免税軽油の用途外消費)	課税標準量	2	皆増									極小	皆増	2	皆増	
税額	73	皆増									6	皆増	79	皆増		
法第144条の3第1項第5号の規定によるもの (特別徴収義務者以外の製造軽油の消費・譲渡)	課税標準量															
税額																
法第144条の3第1項第6号の規定によるもの (輸入した軽油)	課税標準量															
税額																
普通徴収	法第144条の22第4項及び法第144条の25第5項の規定によるもの	課税標準量														
税額																
計	課税標準量	192,521	104.0	51,305	106.2	154,945	100.3	6,269	73.7	8,969	101.7	7,962	115.7	421,971	102.4	
	税額	6,179,932	104.0	1,646,878	106.2	4,973,744	100.3	201,234	73.7	287,891	101.7	255,585	115.7	13,545,264	102.4	

11 徴収状況

(1) 収入未済額の内訳

(単位：件、千円、%)

区分	東 青			中 南			三 八			西 北			上 北			下 北			計			
	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	件数	税額	構成比	
本	財産差押	96	7,927	4.7	2	54	0.5	7	703	11.7				3	167	1.9				108	8,851	4.5
	換価猶予	37	18,963	11.3	2	780	6.9	2	77	1.3	4	1,246	67.7	4	111	1.2				49	21,177	10.7
	滞納処分の停止	17	2,602	1.6										3	60	0.7				20	2,662	1.3
	徴収猶予	1	45		1	621	5.5							10	3,030	34.0				12	3,696	1.9
	徴収嘱託																					
	交付要求	55	1,993	1.2				9	237	4.0	3	60	3.2	11	139	1.6	2	58	2.4	80	2,487	1.2
税	交付要求のうち参加差押に係るもの	(10)	(292)	(0.2)																(10)	(292)	(0.1)
	分納誓約																					
	その他	2,946	131,131	78.2	88	7,428	65.6	71	4,938	82.6	12	375	20.4	38	3,995	44.9	13	1,854	76.0	3,168	149,721	75.6
	小計	3,152	162,661	97.0	93	8,883	78.5	89	5,955	99.6	19	1,681	91.3	69	7,502	84.3	15	1,912	78.4	3,437	188,594	95.2
	税外(加算金)	26	4,973	3.0	10	2,440	21.5	2	24	0.4	11	160	8.7	18	1,398	15.7	1	528	21.6	68	9,523	4.8
	計	3,178	167,634	100.0	103	11,323	100.0	91	5,979	100.0	30	1,841	100.0	87	8,900	100.0	16	2,440	100.0	3,505	198,117	100.0

(注) 個人県民税を除く

(2) 差押処分・換価処分の状況

(単位：件、%)

区分	動 産		不 動 産		電 話 加 入 権		債 権 等		自 動 車		計		備 考
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
差 押	7	1.2							16	2.9	559	100.0	
換 価	2	0.5									438	100.0	

12 納税証明書等交付件数調

(単位：件)

区 分	東 青				中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	合 計
	東 青	青森分室	八戸市駐在	計						
無 料	234	1,018	300	1,552	368	342	127	286	183	2,858
有 料	4,079				3,559	3,520	4,399	4,669	1,222	21,448

13 更正・決定の状況（間税関係）

調 定 状 況（現年課税分）

(単位：人、件、千円、%)

区 分	実 人 員		件 数		税 額	
		前 年 比		前 年 比		前 年 比
ゴルフ場利用税		皆減		皆減		皆減
軽油引取税	5	125.0	59	327.8	△ 2,357	—
産業廃棄物税	2	200.0	45	極大	186	極大
計	7	116.7	104	472.7	△ 2,171	—

第五 税率等

令和 3 年度 県 税 の 税 率 等

(3 . 4 . 1 現 在)

税 目	課 税 標 準 等	税 率	納 期
県 民 税	<p>1 個 人</p> <p>(1) 県内に住所を有する個人……………均等割及び所得割</p> <p>(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者……………均等割</p>	<p>1 個 人</p> <p>(1) 均 等 割 1,500 円</p> <p>(2) 所 得 割 4 %</p> <p>※東日本大震災からの復興財源確保のため、平成 26 年度から令和 5 年度までの各年度分の均等割の標準税率について、年 500 円引上げ</p>	<p>1 個 人</p> <p>(1) 賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課徴収と併せて行う</p> <p>(2) 納付(納入)期限は市町村民税と同じ</p>
	<p>2 法 人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 ……均等割及び法人税割</p> <p>(2) (イ) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの ……均等割</p> <p>(ロ) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの ……法人税割</p>	<p>2 法 人</p> <p>(1) 均 等 割</p> <p>イ 次に掲げる法人 ……年額 2 万円</p> <p> a 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び第 24 条第 5 項に規定する公益法人等のうち、第 25 条第 1 項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(同法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p> b 人格のない社団等(収益事業を行うものに限る。)</p> <p> c 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く。)</p> <p> ※平成 20 年 12 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用</p> <p> d 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(a から c までに掲げる法人を除く。)</p> <p> e 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び d に掲げる法人を除く。以下ロ～ホにおいて同じ。)で資本金等の額が 1 千万円以下であるもの</p> <p>ロ 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 ……年額 5 万円</p> <p>ハ 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 ……年額 13 万円</p> <p>ニ 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 ……年額 54 万円</p> <p>ホ 資本金等の額が 50 億円を超える法人 ……年額 80 万円</p> <p>(2) 法人税割</p> <p>平成 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度分の法人税割 5.8% (4.0%) 【1.8%】</p> <p>ただし、次に掲げる法人で法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下のもの 5.0% (3.2%) 【1.0%】</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)</p> <p>ハ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うもの</p> <p>※()中の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用</p>	<p>2 法 人</p> <p>(1) 確定申告</p> <p>各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内(会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で、法人税について承認を受けているときは 3 月以内。また、定時総会が 3 月以内に招集されないと認められる等、一定の要件を満たす場合には、3 月を超え 6 月を超えない月数の期間内または 3 月を超える月数の期間内)</p> <p>(2) 中間申告</p> <p>事業年度が 6 月を超える法人(新設内国法人を除く。)で一定のものについては当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日以後 2 月以内</p> <p>(3) 清算法人</p> <p>(イ) 各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内</p> <p>(ロ) 残余財産確定の日の翌日から 1 月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行わ</p>

税目	課税標準等	税率	納期
事業税	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 電気供給業、ガス供給業及び保険業…… 各事業年度の収入金額</p> <p>(2) 付加価値割 外形標準課税の対象法人（資本金の額1億円超の普通法人）…… 各事業年度の収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）＋単年度損益</p> <p>(3) 資本割 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の資本金等の額</p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ロ 特別法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 ハ その他の法人…… 各事業年度の所得及び清算所得 (※平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得に対する所得割が廃止となっている)</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 収入割 イ 電気供給業（小売電気事業・発電事業、特定卸供給事業（以下「小売電気・発電事業等」という。）を除く）、ガス供給業及び保険業を行う法人……【0.9%】（1.0%） ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.75%> ※特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度分から適用</p> <p>(2) 付加価値割 イ 電気供給業（小売電気・発電事業等を除く）・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人…0.48%《0.72%》 [1.2%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.37%></p> <p>(3) 資本割 イ 電気供給業（小売電気・発電事業等を除く）・ガス供給業・保険業を除く事業を行う法人…0.2%《0.3%》 [0.5%] ロ 小売電気・発電事業等を行う法人……<0.15%></p> <p>(4) 所得割 イ 外形標準課税の対象法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.3%】《3.1%》 [0.7%]（1.0%） b a以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【2.2%】《1.6%》 [0.3%]（0.4%） ……所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 【3.2%】《2.3%》 [0.5%]（0.7%） ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【4.3%】《3.1%》 [0.7%]（1.0%） ロ 特別法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【4.6%】（4.9%） b 小売電気・発電事業等を行う法人……<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】（3.5%） ……所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 【4.6%】（4.9%） ハ その他の法人 a 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの……【6.7%】（7.0%） b 小売電気・発電事業等を行う法人……<1.85%> c a及びb以外の法人 ……所得のうち年400万円以下の金額 【3.4%】（3.5%） ……所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 【5.1%】（5.3%） ……所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 【6.7%】（7.0%）</p>	<p>1 法人</p> <p>(1) 確定申告 各事業年度終了の日の翌日から2月以内（会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しない場合で知事の承認があるときは3月以内。また、定時総会が3月以内に招集されない常況にあると認められる等、一定の要件を満たす場合には、3月を超え6月を超えない月数の期間内または3月を超える月数の期間内)</p> <p>(2) 中間申告 事業年度が6月を超える法人（新設内国法人を除く。）で一定のものは当該事業年度開始の日から6月を経過した日以後2月以内</p> <p>(3) 清算法人 (イ) 各事業年度終了の日の翌日から2月以内 (ロ) 残余財産確定の日の翌日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる前日まで）</p>

税目	課税標準等	税率	納期
事業業		※【 】中の税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から適用 《 》中の税率は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度分に適用 []中の税率は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分から適用 ()中の税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用 < >中の税率は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分から適用	
税	2 個人 令和2年中の所得 事業主控除 年額 290 万円 事業専従者控除 青色 支払った給与の額 白色 年額 配偶者 86 万円 その他 50 万円	2 個人 (1) 第1種事業……………5% (2) 第2種事業……………4% (3) 第3種事業（(4)に掲げるものを除く。）……………5% (4) 第3種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業……………3%	2 個人 1期 8月15日～ 8月31日 2期 11月15日～ 11月30日 ただし、年の中途中で事業を廃止した場合は随時
地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	22/78%（消費税率（7.8%）換算で2.2%）	納付期限は消費税と同じ。 賦課徴収は、国が消費税の賦課徴収と併せて行う。
不動産取得税	不動産の取得時の価格 (1) 特例適用住宅の建築については1戸につき1,200万円（新築の「認定長期優良住宅」である特例適用住宅を平成21年6月4日から令和6年3月31日までに取得した場合には1,300万円）を控除 (2) 耐震基準適合既存住宅の取得については1戸につき、その新築時に控除することとされていた額を控除 ◎ 免税点 土地 10万円未満 家屋 建築（新・増・改築） 23万円未満 その他（売買等） 12万円未満	3%（ただし住宅以外の家屋について、平成20年4月1日から令和6年3月31日までの取得については4%） 次のいずれかの条件に該当する特例適用（新築）住宅用の土地を取得した場合、土地の税額が減額される。 (1) 土地と住宅の取得者が同一の場合 イ 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を新築した場合（同時取得を含む） ロ 土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上に住宅を新築していた場合 (2) 土地と住宅の取得者が異なる場合 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅が新築された場合で、次の条件のいずれかに当たるとき イ 土地の取得者が、その土地の上に住宅が新築された時まで引き続きその土地を所有している場合 ロ 土地の取得者から土地の譲渡を受けた者が、その土地の上に住宅を新築した場合 特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年1月1日から令和6年3月31日までに行われた場合については、課税標準額を価格の2分の1の額とする。	随時
たばこ税	小売販売業者に売渡し等した製造たばこの本数	喫煙用の紙巻たばこ等 $\frac{1,000 \text{ 円}}{1,000 \text{ 本}}$ 旧3級品の紙巻たばこ $\frac{1,000 \text{ 円}}{1,000 \text{ 本}}$	前月分を毎月末日まで

税目	課税標準等	税 率				納 期		
ゴルフ場利用税	当該ゴルフ場の会員以外の者の平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日）の利用料金。 当該利用料金が二以上定められている場合には、これらのうち最も高い金額。	基 準 項 目			税 率	前月分を毎月末日まで		
		1	15,000円以上のゴルフ場		1,200円			
		2	12,000円以上15,000円未満のゴルフ場		1,100円			
		3	10,000円以上12,000円未満のゴルフ場		1,000円			
		4	8,500円以上10,000円未満のゴルフ場		900円			
		5	7,000円以上8,500円未満のゴルフ場		800円			
		6	6,000円以上7,000円未満のゴルフ場		700円			
		7	5,000円以上6,000円未満のゴルフ場		600円			
		8	4,500円以上5,000円未満のゴルフ場		550円			
		9	4,000円以上4,500円未満のゴルフ場		500円			
		10	3,500円以上4,000円未満のゴルフ場		450円			
11	3,500円未満のゴルフ場		400円					
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りの数量	軽油1キロリットルにつき			32,100円	前月分を毎月末日まで		
自動車税	1 自動車税環境性能割 ◎自動車の取得価額 免税点 取得価額50万円以下		営業用 0.5～2.0% 自家用 1.0～3.0% (令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車は臨時的軽減により税率1%軽減)			登録、届出時申告納付		
	2 自動車税種別割							
	乗用車	自動車 の台数	区 分		営業用	自家用	6月15日から 6月30日まで	
			1ℓ以下		7,500円	25,000円		
			1ℓ超1.5ℓ以下		8,500円	30,500円		
			総排気量（ロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積をいう。以下同じ。） ※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車	1.5 "	2 "	9,500円		36,000円
				2 "	2.5 "	13,800円		43,500円
				2.5 "	3 "	15,700円		50,000円
				3 "	3.5 "	17,900円		57,000円
				3.5 "	4 "	20,500円		65,500円
				4 "	4.5 "	23,600円		75,500円
4.5 "				6 "	27,200円	87,000円		
6 "		40,700円		110,000円				
電 気		7,500円	25,000円					
トラック	最大積載量1トン以下		6,500円	8,000円				
	" 1トン超2トン以下		9,000円	11,500円				
	" 2 " 3 "		12,000円	16,000円				
	" 3 " 4 "		15,000円	20,500円				
	" 4 " 5 "		18,500円	25,500円				
	" 5 " 6 "		22,000円	30,000円				
	" 6 " 7 "		25,500円	35,000円				
	" 7 " 8 "		29,500円	40,500円				

税目	課税標準等		税率		納期		
	区分		営業用	自家用			
自動車税	トラック	最大積載量8トン超（8トンを超える1トンまでごとの加算額）		4,700円	6,300円	6月15日から 6月30日まで	
		小型自動車に属するけん引車		7,500円	10,200円		
		普通自動車 〃		1,5100円	20,600円		
		小型自動車に属する被けん引車		3,900円	5,300円		
		普通自動車に属する最大積載量が8トン以下の被けん引車		7,500円	10,200円		
		最大積載量が8トン超の被けん引車（8トンを超える1トンまでごとの加算額）		3,800円	5,100円		
		最大乗車定員が4人以上のトラックで乗用車に準ずるもの（ライトバン等）に対する加算額	総排気量10以下		3,700円		5,200円
			〃 10超1.50以下		4,700円		6,300円
			〃 1.50超		6,300円		8,000円
			電気		3,700円		5,200円
	型三自輪動の車小	最大積載量1トン以下		4,500円	6,000円		
		〃 〃 超		6,800円	9,100円		
	バスの台数	区分	営業用		自家用		
			一般乗合用	その他			
		乗車定員30人以下		12,000円	26,500円		33,000円
		〃 30人超40人以下		14,500円	32,000円		41,000円
		〃 40 〃 50 〃		17,500円	38,000円		49,000円
		〃 50 〃 60 〃		20,000円	44,000円		57,000円
		〃 60 〃 70 〃		22,500円	50,500円		65,500円
		〃 70 〃 80 〃		25,500円	57,000円		74,000円
〃 80 〃		29,000円	64,000円	83,000円			
特種用途車	区分	営業用		自家用			
		区分					
	主として人の乗用に供する自動車（医療保健用の自動車を除く。）	乗車定員10人以下		乗用車の区分に応じ、それぞれに定める額			
		〃 10人超		バスの区分に応じ、それぞれに定める額			
	主として物の運搬の用に供する自動車（医療保健用の自動車及び霊柩車を除く。）	普通自動車及び四輪以上の小型自動車に属するもの		トラックの区分に応じ、それぞれに定める額			
		三輪の小型自動車に属するもの		三輪の小型自動車の区分に応じ、それぞれに定める額			
	医療保健用の自動車（消毒車及び寝具乾燥車を除く。）及び霊柩車	普通自動車に属するもの		10,000円	13,700円		
		小型自動車に属するもの		5,300円	6,800円		
	キャンピング車	10以下		6,000円	20,000円		
		10超1.50以下		6,800円	24,400円		
1.5 〃 2 〃		7,600円	28,800円				
2 〃 2.5 〃		11,000円	34,800円				
2.5 〃 3 〃		12,500円	40,000円				
3 〃 3.5 〃		14,300円	45,600円				

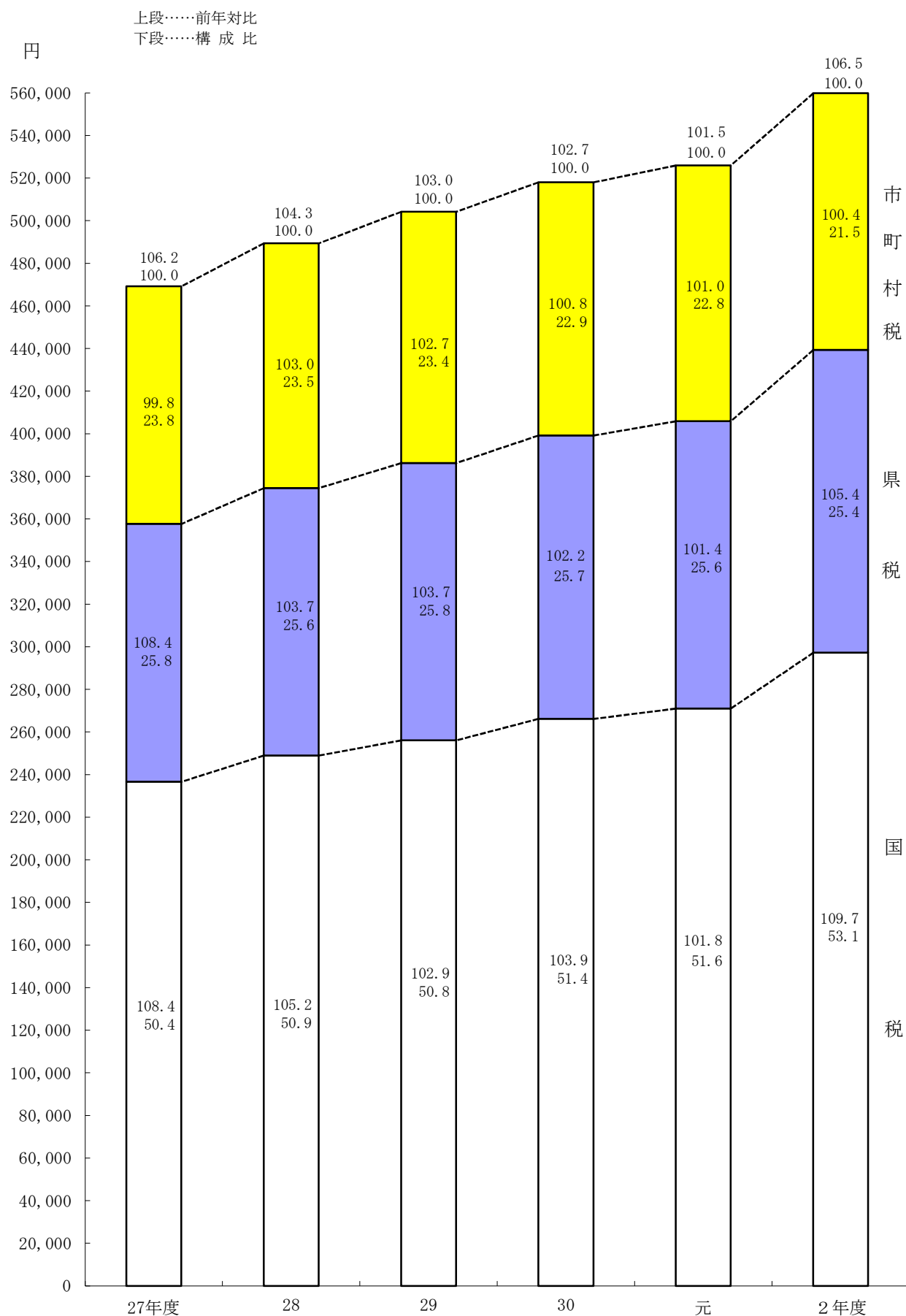
税目	課税標準等		税		率		納期				
自動車	自動車の台数	特種用途車	キャンピング車	3.5 "	4 "	16,400 円	52,400 円				
			※自家用については、令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自動車	4 "	4.5 "	18,800 円	60,400 円				
				4.5 "	6 "	21,700 円	69,600 円				
				6 "		32,500 円	88,000 円				
			電気			6,000 円	20,000 円				
			その他	普通自動車に属するもの		16,000 円	19,000 円				
				小型自動車に属するもの		8,000 円	9,500 円				
自動車	合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車										
自動車	自動車の台数	(イ) 普通乗用車	<table border="0"> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ以下</td> <td>年額 19,000 円</td> </tr> <tr> <td>" 4.5ℓ超</td> <td>" 22,000 円</td> </tr> </table>		総排気量 4.5ℓ以下	年額 19,000 円	" 4.5ℓ超	" 22,000 円			
		総排気量 4.5ℓ以下	年額 19,000 円								
		" 4.5ℓ超	" 22,000 円								
(ロ) 小型乗用車			"	7,500 円							
自動車	自動車の台数	(ハ) 普通トラック			"	32,000 円	(証紙徴収) 毎年4月中				
		(ニ) 小型トラック			"	7,500 円					
		(ホ) 特種用途車	<ul style="list-style-type: none"> ・主として人の乗用に供する自動車 年額(イ)・(ロ)の区分に応じ、それぞれに定める額 ・主として物の運搬の用に供する自動車 年額(ハ)・(ニ)の区分に応じ、それぞれに定める額 								
自動車	鉦区面積	(1) 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区					5月15日から 5月31日まで				
		試掘鉦区 面積100アールごとに			年額 200 円						
		採掘鉦区 "			年額 400 円						
		(2) 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区									
		(イ) (ロ)の鉦区以外のもの	面積100アールごとに		年額 200 円						
		(ロ) 河床に存する鉦区	(鉦業法施行法によるものに限る。)								
		河床の延長1,000メートルごとに			年額 600 円						
(3) 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦業権の鉦区											
(イ) 試掘鉦区 面積100アールごとに			年額 $200 \times \frac{2}{3}$ 円								
(ロ) 採掘鉦区 "			年額 $400 \times \frac{2}{3}$ 円								
固定資産税	大規模償却資産の価額のうち、市町村が課することのできる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額		1.4%				1期 4月15日～ 4月30日 2期 7月15日～ 7月31日 3期 12月15日～ 12月25日 4期 2月15日～ 2月末日				

税目	課税標準等	税率	納期
核燃料物質等取扱税	(1) 加工事業者の行う濃縮 課税標準の算定期間内において濃縮により生じた製品ウランの重量	(1) 加工事業者の行う濃縮 製品ウランの重量1キログラムにつき 36,500円	課税標準の算定期間（原子炉設置者の行う核燃料の挿入に係る核燃料物質等取扱税にあっては、核燃料の挿入がなされた日の属する月）の末日の翌日から起算して2月以内
	(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 課税標準の算定期間の末日における実用発電用原子炉の熱出力	(2) 原子炉設置者の行う原子炉の設置 実用発電用原子炉の熱出力千キロワットにつき 38,250円	
	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料の挿入に係る核燃料の価額	(3) 原子炉設置者の行う核燃料の挿入 核燃料（既に核燃料物質等取扱税が課され、又は課されるべきものを除く。）の価額の 8.5%	
	(4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 課税標準の算定期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(4) 再処理事業者の行う使用済燃料の受入れ 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 19,400円	
	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	(5) 再処理事業者の行う使用済燃料の貯蔵 使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 1キログラムにつき 1,300円（当分の間8,300円）	
	(6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 課税標準の算定期間内の廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	(6) 廃棄物埋設事業者の行う廃棄物埋設 廃棄体に係る容器の容量1立方メートルにつき 52,400円	
	(7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 課税標準の算定期間内の廃棄物管理に係るガラス固化体に係る容器の数量	(7) 廃棄物管理事業者の行う廃棄物管理 ガラス固化体に係る容器の数量1本につき 1,614,600円	

税目	課税標準等	譲与の基準	譲与の時期
特別法人事業譲与税	<p>特別法人事業税（国税）</p> <p>(1) 外形標準課税の対象法人 基準法人所得割額×260/100</p> <p>(2) 特別法人 基準法人所得割額×34.5/100</p> <p>(3) 資本金1億円以下の普通法人等 基準法人所得割額×37/100</p> <p>(4) 電気供給業（小売電気事業・発電事業等を除く）、ガス供給業及び保険業を行う法人 基準法人収入割額×30/100</p> <p>(5) 小売電気事業・発電事業等を行う法人 基準法人収入割額×30/100 (40/100)</p> <p>※1 基準法人所得（収入）割額とは、地方税法の規定によって計算した所得（収入）割額をいう。</p> <p>※2（ ）中の税率は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>特別法人事業税の収入額に相当する額の総額から財源超過団体調整額を控除した額の1/2に相当する額を各都道府県の人口で、残り1/2に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合計額を譲与</p>	<p>5月、8月、11月及び2月</p>
地方揮発油譲与税	<p>地方揮発油税（国税）</p> <p>製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量から政令で定める一定数量を控除した数量で、1キロリットルにつき 5,200円</p>	<p>地方揮発油税の収入額の58/100に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与</p>	<p>6月、11月及び3月</p>
石油ガス譲与税	<p>石油ガス税（国税）</p> <p>石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量で、1キログラムにつき 17円50銭</p>	<p>石油ガス税の収入額の1/2に相当する額を、道路法第28条に規定する道路台帳に記載されている一般国道、高速自動車国道及び都道府県道で各都道府県及び各指定市が管理するものの延長及び面積にあん分して譲与</p>	<p>6月、11月及び3月</p>
自動車重量譲与税	<p>自動車重量税（国税）</p> <p>自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車の重量</p>	<p>自動車重量税の収入額の422/1,000に相当する額を各都道府県の自家用乗用車（登録者）の課税台数にあん分して譲与</p> <p>※自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和元～3年度は348/1,000（当分の間は422/1,000）、令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は416/1,000（当分の間490/1,000）とされている</p>	<p>6月、11月及び3月</p>
航空機燃料譲与税	<p>航空機燃料税（国税）</p> <p>航空機に積み込まれた航空機燃料の数量で、1キロリットルにつき 9,000円</p>	<p>航空機燃料税の調査決定額の4/9等に相当する額の1/5に相当する額を空港関係都道府県に対し、当該空港関係都道府県の区域内の空港関係市町村に係る着陸料の収入額又は世帯数にあん分して譲与</p>	<p>9月及び3月</p>
森林環境譲与税	<p>森林環境税（国税）</p> <p>国内に住所を有する個人に対して、一人あたり 年額 1,000円 (令和6年度から課税開始)</p>	<p>森林環境税収入相当額の3/20に相当する額を各都道府県の私有林人工林面積で5割、林業就業者数で2割、人口で3割にあん分して譲与</p>	<p>9月及び3月</p>

第六 参考計数等

1 県民1人当たり租税負担額累年比較



3 令和 2 年度 国 税 徴 収 表

(1) 青 森 県 分

(単位：千円、%)

区 分	徴収決定済額 ①	収 納 済 額 ②	収 納 未 済 額 ③	収 納 割 合 ②/①
所 源 泉 所 得 税	59,542,899	59,229,464	286,196	99.5
得 申 告 所 得 税	20,739,229	19,373,121	1,330,410	93.4
税 計	80,282,128	78,602,585	1,616,606	97.9
法 人 税	35,058,286	34,767,073	283,845	99.2
相 続 税	7,088,869	6,822,654	265,047	96.2
消 費 税	297	-	297	-
消費税及地方消費税	156,944,106	151,893,652	4,918,694	96.8
酒 税	626,875	604,583	22,292	96.4
たばこ税及たばこ特別税	-	-	-	-
揮発油税及地方揮発油税	32,014,325	29,359,622	2,654,703	91.7
そ の 他	4,227,984	4,207,137	20,687	99.5
総 計	316,242,869	306,257,305	9,782,172	96.8

(注) 国税庁HP（令和2年度）による。
「その他」欄には、地方法人税、復興特別法人税、地価税、たばこ税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。
収納割合は本県において計算したものである。

※ 「源泉所得税」欄には、源泉所得税及び復興特別所得税を含んでいる。
※ 「申告所得税」欄には、申告所得税及び復興特別所得税を含んでいる。

(2) 税務署別実績調

(単位：千円、%)

署別	区分	科目別										
		総 計	源泉所得税	申告所得税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	消 費 税 及 地 方 消 費 税	酒 税	たばこ税及た ばこ特別税	揮 発 油 税 及 地 方 揮 発 油 税	そ の 他
青 森	徴収決定済額	101,812,443	18,595,556	4,861,301	6,961,734	1,956,728	-	49,920,542	102,396	-	X	X
	収 納 済 額	98,297,238	18,508,259	4,593,225	6,862,824	1,852,318	-	48,434,635	102,396	-	X	X
	収 納 割 合	96.5	99.5	94.5	98.6	94.7	-	97.0	100.0	-	-	-
弘 前	徴収決定済額	33,649,740	7,444,779	3,097,173	4,829,733	998,537	297	16,549,546	260,678	-	-	468,997
	収 納 済 額	32,439,197	7,410,377	2,915,602	4,777,876	926,636	-	15,704,848	238,387	-	-	465,472
	収 納 割 合	96.4	99.5	94.1	98.9	92.8	0.0	94.9	91.4	-	-	99.2
八 戸	徴収決定済額	86,439,369	14,656,511	5,782,303	11,853,573	2,008,834	-	36,869,173	X	-	X	1,198,684
	収 納 済 額	83,694,008	14,539,973	5,442,655	11,789,754	1,953,491	-	35,894,087	X	-	X	1,194,129
	収 納 割 合	96.8	99.2	94.1	99.5	97.2	-	97.4	-	-	-	99.6
黒 石	徴収決定済額	11,389,132	2,264,269	855,402	1,201,524	488,039	-	6,469,305	X	-	-	X
	収 納 済 額	11,028,925	2,248,931	795,655	1,188,525	486,763	-	6,198,933	X	-	-	X
	収 納 割 合	96.8	99.3	93.0	98.9	99.7	-	95.8	-	-	-	-
五 所 川 原	徴収決定済額	17,741,105	3,388,192	1,777,197	2,149,752	245,090	-	9,837,414	6,798	-	-	336,663
	収 納 済 額	17,049,636	3,364,617	1,660,956	2,131,178	238,089	-	9,312,210	6,798	-	-	335,787
	収 納 割 合	96.1	99.3	93.5	99.1	97.1	-	94.7	100.0	-	-	99.7
十 和 田	徴収決定済額	54,080,658	10,490,456	3,523,828	6,581,979	1,007,817	-	31,726,044	160,175	-	-	590,359
	収 納 済 額	53,035,288	10,466,775	3,203,541	6,559,404	982,394	-	31,073,978	160,175	-	-	589,021
	収 納 割 合	98.1	99.8	90.9	99.7	97.5	-	97.9	100.0	-	-	99.8
む つ	徴収決定済額	11,130,422	2,703,136	842,024	1,479,992	383,825	-	5,572,081	9,258	-	-	140,105
	収 納 済 額	10,713,013	2,690,531	761,486	1,457,512	382,962	-	5,274,962	9,258	-	-	136,301
	収 納 割 合	96.2	99.5	90.4	98.5	99.8	-	94.7	100.0	-	-	97.3

(注) 国税庁HP（令和2年度）による。
「その他」欄には、地方法人税、復興特別法人税、地価税、たばこ税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計を掲げた。
表中の「X」は、仙台国税局統計情報において情報を保護する観点から計数を秘匿されたものである。
収納割合は本県において計算したものである。

4 令和3年度都道府県税決算見込額調

(単位：千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	調定額前年比(%)	収 入 歩 合 (%)
北海道	627,621,831	618,826,842	104.2	98.6
青森	153,932,428	152,435,844	103.9	99.0
岩手	135,668,951	134,247,827	104.2	99.0
宮城	312,667,472	309,785,742	105.3	99.1
秋田	100,586,298	99,633,779	107.8	99.1
山形	118,154,316	117,072,750	105.5	99.1
福島	250,060,926	246,395,807	102.2	98.5
茨城	401,684,290	397,288,752	103.9	98.9
栃木	258,070,347	255,383,664	104.7	99.0
群馬	264,710,636	262,171,451	106.6	99.0
埼玉	821,061,011	811,194,889	104.1	98.8
千葉	1,154,812,936	1,142,164,455	111.2	98.9
東京都	4,843,909,460	4,807,926,370	112.8	99.3
神奈川県	1,222,525,361	1,210,053,791	103.6	99.0
新潟	274,549,110	272,742,060	105.2	99.3
富山	156,835,552	154,762,375	103.9	98.7
石川	161,490,166	159,524,392	104.2	98.8
福井	130,057,701	129,021,800	110.5	99.2
山梨	98,432,072	97,593,794	104.9	99.1
長野	245,890,725	244,153,345	105.7	99.3
岐阜	263,159,412	259,223,997	105.5	98.5
静岡	491,805,943	487,431,442	105.2	99.1
愛知	1,210,028,176	1,198,330,728	103.0	99.0
三重	270,837,163	267,937,913	105.4	98.9
滋賀	179,777,850	176,745,180	105.7	98.3
京都	294,623,003	291,429,211	109.5	98.9
大阪	1,614,532,785	1,603,090,727	108.0	99.3
兵庫	784,446,481	776,865,095	109.0	99.0
奈良	129,279,920	127,264,341	104.4	98.4
和歌山	100,335,906	99,438,712	104.4	99.1
鳥取	57,470,117	57,043,087	105.7	99.3
島根	73,926,895	73,470,861	104.6	99.4
岡山	253,439,649	251,182,127	108.1	99.1
広島	342,026,948	337,499,388	102.5	98.7
山口	193,838,556	192,122,919	109.8	99.1
徳島	83,685,912	82,938,628	106.5	99.1
香川	131,063,530	129,867,229	103.8	99.1
愛媛	163,874,590	162,975,760	108.7	99.5
高知	70,786,998	70,305,876	109.1	99.3
福岡	698,263,456	690,806,818	108.8	98.9
佐賀	95,148,112	94,293,066	105.7	99.1
長崎	127,531,275	126,333,274	106.2	99.1
熊本	169,371,997	167,622,517	108.1	99.0
大分	133,444,462	132,016,044	109.4	98.9
宮崎	108,739,224	107,645,196	106.8	99.0
鹿児島	161,861,605	160,328,591	107.7	99.1
沖縄	142,107,940	140,242,984	104.6	98.7
合 計	20,078,129,494	19,886,831,440	107.6	99.0

(注) 出納閉鎖日現在地方行財政調査会調べ

5 令和3年度東北六県県税税目別調定収入状況調

(単位:千円、%)

区 分	県 民 税						事 業 税		地 方 消 費 税		不 動 産 税	た ば こ 税	ゴ ル フ 場 利 用 税	自 動 車 税	軽 取 油 税	自 動 車 税			鉾 区 税	固 産 定 法 定 通 外 税	狩 猟 税	法 定 的 外 税	旧 法 的 外 税	に 税	県 税 合 計	
	個 人			法 人 利 子 割	個 人 法 人	譲 渡 割	貨 物 割	自 動 車 税 (～2019.9)	環 境 性 能 割	種 別 割																
	均 等 割 及 び 所 得 割	配 当 割	株 式 等 譲 渡 所 得 割																							
青 森	調 定 額	35,260,624	646,288	604,925	2,739,071	137,963	1,054,303	27,451,393	29,117,986	2,356,812	1,921,428	1,682,831	149,795	13,545,264	53,976	888,964	16,291,799	2,228	547,735	19,390,894	3,971	84,178				153,932,428
	収 入 額	33,965,374	646,288	604,925	2,728,605	137,963	1,032,459	27,407,369	29,117,986	2,356,812	1,904,042	1,682,831	149,795	13,545,264	14,601	888,948	16,223,576	2,228	547,735	19,390,894	3,971	84,178				152,435,844
	収 入 歩 合	96.3		100.0	99.6	100.0	97.9	99.8	100.0	100.0	99.1	100.0	100.0	100.0	27.1	100.0	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
岩 手	調 定 額	36,827,539	682,657	794,068	3,477,737	134,450	1,188,201	28,397,105	26,313,130	194,748	2,670,848	1,447,301	298,101	14,757,286	37,087	842,922	17,479,425	17,843			13,981	94,522				135,668,951
	収 入 額	35,902,871	682,657	794,068	3,460,119	134,450	1,156,957	28,315,325	26,313,130	194,748	2,629,691	1,447,301	298,101	14,497,737	14,278	842,922	17,437,126	17,843			13,981	94,522				134,247,827
	収 入 歩 合	97.5	100.0	100.0	99.5	100.0	97.4	99.7	100.0	100.0	98.5	100.0	100.0	98.2	38.5	100.0	99.8	100.0	100.0		100.0	100.0				99.0
宮 城	調 定 額	61,638,207	2,033,779	2,333,411	8,983,231	221,436	3,375,641	80,720,163	69,959,635	13,656,982	6,601,195	2,836,841	676,995	24,567,688		1,631,321	32,803,867	2,498		181,020	11,220	432,284	58			312,667,472
	収 入 額	59,452,121	2,033,779	2,333,411	8,929,719	221,436	3,251,997	80,517,668	69,959,635	13,656,982	6,481,761	2,836,841	676,995	24,567,688		1,631,103	32,607,584	2,498		181,020	11,220	432,284				309,785,742
	収 入 歩 合	96.5	100.0	100.0	99.4	100.0	96.3	99.7	100.0	100.0	98.2	100.0	100.0	100.0		100.0	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				99.1
秋 田	調 定 額	26,460,705	517,014	713,987	2,387,288	102,442	870,288	21,266,717	20,116,316	1,731,157	1,692,411	1,128,435	156,633	9,342,945	13,611	669,616	13,194,230	8,938			1,734	210,789	1,042			100,586,298
	収 入 額	25,680,492	517,014	713,987	2,378,229	102,442	858,981	21,246,210	20,116,316	1,731,157	1,580,075	1,128,435	156,633	9,342,631	1,583	669,616	13,188,475	8,678			1,734	210,789	303			99,633,779
	収 入 歩 合	97.1	100.0	100.0	99.6	100.0	98.7	99.9	100.0	100.0	93.4	100.0	100.0	100.0	11.6	100.0	100.0	97.1			100.0	100.0	29.1			99.1
山 形	調 定 額	32,538,736	706,460	911,698	2,806,594	137,838	1,236,506	24,609,603	24,469,100	1,086,578	2,114,055	1,123,704	126,675	9,549,507		742,689	15,781,553	2,289			4,436	177,324	28,971			118,154,316
	収 入 額	31,597,842	706,460	911,698	2,792,640	137,838	1,209,129	24,590,919	24,469,100	1,086,578	2,081,139	1,123,704	126,675	9,549,507		742,689	15,758,366	2,289			4,436	177,324	4,417			117,072,750
	収 入 歩 合	97.1	100.0	100.0	99.5	100.0	97.8	99.9	100.0	100.0	98.4	100.0	100.0	100.0		100.0	99.9	100.0			100.0	100.0	15.2			99.1
福 島	調 定 額	61,990,865	1,751,368	1,851,792	5,920,639	246,683	2,091,837	61,730,387	42,931,516	2,354,031	4,012,894	2,470,949	563,930	25,087,228	312,147	1,314,466	30,141,011	10,338	4,848,461		13,583	416,801				250,060,926
	収 入 額	59,611,214	1,751,368	1,851,792	5,830,408	246,683	1,966,370	61,208,046	42,931,516	2,354,031	3,893,948	2,470,949	553,395	25,083,910	57,976	1,314,466	29,980,552	10,338	4,848,461		13,583	416,801				246,395,807
	収 入 歩 合	96.2	100.0	100.0	98.5	100.0	94.0	99.2	100.0	100.0	97.0	100.0	98.1	100.0	18.6	100.0	99.5	100.0	100.0		100.0	100.0				98.5

6 令和3年度市町村税の決算状況調

(1) 県 計

(単位：千円、%)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G /Cの対 前年度増 減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標準税率 超過調定額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標準税率 超過収入済額 H	E/A×100		F/B×100		G/C×100			
									前年度	前年度	前年度	前年度				
一 普 通 税	149,279,774	6,501,244	155,781,018	7,054,531	148,021,311	1,648,797	149,670,108	7,000,468	99.2	98.6	25.4	21.1	96.1	95.3	1.0	0.8
1 法定普通税	149,279,774	6,501,244	155,781,018	7,054,531	148,021,311	1,648,797	149,670,108	7,000,468	99.2	98.6	25.4	21.1	96.1	95.3	1.0	0.8
(1) 市町村民税	61,650,295	2,156,041	63,806,336	1,784,938	61,183,129	592,818	61,775,947	1,790,616	99.2	99.0	27.5	26.7	96.8	96.3	1.6	0.5
① 個人均等割	2,112,343	79,516	2,191,859		2,096,756	20,927	2,117,683		99.3	99.1	26.3	26.9	96.6	96.2	△ 0.1	0.4
② 所得割	49,588,035	1,914,119	51,502,154		49,117,708	499,173	49,616,881		99.1	99.0	26.1	26.6	96.3	96.0	0.4	0.3
上記のうち退職 所得分	428,845		428,845		428,845		428,845		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	22.7	0.0
① 法人均等割	3,568,703	82,813	3,651,516	229,625	3,566,230	36,220	3,602,450	228,888	99.9	98.8	43.7	26.0	98.7	97.5	2.9	1.2
② 法人税割	6,381,214	79,593	6,460,807	1,555,313	6,402,435	36,498	6,438,933	1,561,728	100.3	99.2	45.9	28.0	99.7	98.6	12.0	1.1
(2) 固定資産税	73,042,586	4,121,164	77,163,750	5,269,593	72,309,857	1,014,422	73,324,279	5,209,852	99.0	98.2	24.6	17.9	95.0	94.0	△ 0.6	1.0
(ア) 純固定資産税	72,161,879	4,121,164	76,283,043	5,269,593	71,429,150	1,014,422	72,443,572	5,209,852	99.0	98.2	24.6	17.9	95.0	93.9	△ 0.5	1.1
① 土地	17,899,321	1,176,401	19,075,722	1,600,884	17,691,258	297,379	17,988,637	1,582,799	98.8	97.9	25.3	17.9	94.3	93.1	0.1	1.2
② 家屋	33,880,489	2,022,588	35,903,077	2,501,685	33,522,744	497,960	34,020,704	2,473,077	98.9	98.1	24.6	18.2	94.8	93.6	△ 4.4	1.2
③ 償却資産	20,382,069	922,175	21,304,244	1,167,024	20,215,148	219,083	20,434,231	1,153,976	99.2	98.6	23.8	17.1	95.9	95.1	5.9	0.8
(イ) 交付金	880,707		880,707		880,707		880,707		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 1.5	0.0
(3) 軽自動車税	4,267,658	207,844	4,475,502		4,209,145	41,557	4,250,702		98.6	98.6	20.0	23.3	95.0	94.7	2.4	0.3
環境性能割	194,073		194,073		194,073		194,073		100.0	100.0			100.0	100.0	7.1	0.0
種別割	4,073,585	207,844	4,281,429		4,015,072	41,557	4,056,629		98.6	98.6	20.0	23.3	94.7	94.4	2.2	0.3
(4) 市町村たばこ税	10,303,335		10,303,335		10,303,280		10,303,280		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	8.1	0.0
(5) 鉱産税	15,900		15,900		15,900		15,900		100.0	100.0			100.0	100.0	10.0	0.0
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(ア) 保有分		11,993	11,993								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(イ) 取得分		4,202	4,202								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(ウ) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	1,372,861	118,623	1,491,484		1,358,658	28,900	1,387,558		99.0	97.5	24.4	19.0	93.0	91.6	△ 2.6	1.4
1 法定目的税	1,372,861	118,623	1,491,484		1,358,658	28,900	1,387,558		99.0	97.5	24.4	19.0	93.0	91.6	△ 2.6	1.4
(1) 入湯税	97,143	11,870	109,013		96,734	10,790	107,524		99.6	88.7	90.9	64.8	98.6	87.9	28.9	10.7
(2) 事業所税		421	421			120	120				28.5	36.3	28.5	36.3	△ 50.0	△ 7.8
(3) 都市計画税	1,275,718	106,332	1,382,050		1,261,924	17,990	1,279,914		98.9	98.1	16.9	17.6	92.6	91.9	△ 4.6	0.7
(ア) 土地	551,254	46,790	598,044		545,169	7,819	552,988		98.9	98.1	16.7	15.9	92.5	91.7	△ 0.6	0.8
(イ) 家屋	724,464	59,542	784,006		716,755	10,171	726,926		98.9	98.1	17.1	18.8	92.7	92.0	△ 7.4	0.7
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税																
合計(一～三)	150,652,635	6,619,867	157,272,502	7,054,531	149,379,969	1,677,697	151,057,666	7,000,468	99.2	98.6	25.3	21.0	96.0	95.3	0.9	0.7
国民健康保険税	24,045,730	7,813,479	31,859,209		22,591,205	1,499,695	24,090,900		94.0	93.3	19.2	20.1	75.6	73.5	△ 1.1	2.1
国民健康保険料	4,113,785	690,505	4,804,290		3,863,252	197,162	4,060,414		93.9	92.9	28.6	31.1	84.5	82.6	1.7	1.9

(2) 市 計

(単位：千円、%)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G /Cの対 前年度増 減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標 準 税 率 超 過 調 定 額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標 準 税 率 超 過 収 入 済 額 H	E/A×100		F/B×100		G/C×100			
									前年度	前年度	前年度	前年度				
一 普 通 税	113,580,579	5,231,247	118,811,826	7,039,079	112,601,371	1,350,039	113,951,410	6,985,038	99.1	98.5	25.8	21.3	95.9	95.1	0.7	0.8
1 法定普通税	113,580,579	5,231,247	118,811,826	7,039,079	112,601,371	1,350,039	113,951,410	6,985,038	99.1	98.5	25.8	21.3	95.9	95.1	0.7	0.8
(1) 市町村民税	50,360,513	1,771,260	52,131,773	1,769,486	49,990,293	489,412	50,479,705	1,775,186	99.3	98.9	27.6	26.3	96.8	96.3	1.7	0.5
① 個人均等割	1,652,251	61,823	1,714,074		1,641,171	16,174	1,657,345		99.3	99.1	26.2	26.5	96.7	96.3	△ 0.1	0.4
② 所得割	40,387,910	1,563,217	41,951,127		40,006,390	407,212	40,413,602		99.1	98.9	26.0	26.3	96.3	96.0	0.2	0.3
上記のうち退職所得分	358,652		358,652		358,652		358,652		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	17.0	0.0
① 法人均等割	2,906,416	69,103	2,975,519	226,257	2,907,384	30,592	2,937,976	225,535	100.0	98.8	44.3	25.2	98.7	97.4	1.9	1.3
② 法人税割	5,413,936	77,117	5,491,053	1,543,229	5,435,348	35,434	5,470,782	1,549,651	100.4	99.0	45.9	28.2	99.6	98.3	15.3	1.3
(2) 固定資産税	52,002,196	3,304,828	55,307,024	5,269,593	51,436,685	829,125	52,265,810	5,209,852	98.9	98.0	25.1	18.3	94.5	93.4	△ 1.4	1.1
(ア) 純固定資産税	51,567,648	3,304,828	54,872,476	5,269,593	51,002,137	829,125	51,831,262	5,209,852	98.9	97.9	25.1	18.3	94.5	93.3	△ 1.4	1.2
① 土地	15,286,502	984,958	16,271,460	1,600,884	15,116,451	247,610	15,364,061	1,582,799	98.9	98.0	25.1	18.1	94.4	93.3	0.2	1.1
② 家屋	24,451,705	1,614,099	26,065,804	2,501,685	24,177,570	402,209	24,579,779	2,473,077	98.9	97.9	24.9	18.7	94.3	93.2	△ 5.0	1.1
③ 償却資産	11,829,441	705,771	12,535,212	1,167,024	11,708,116	179,306	11,887,422	1,153,976	99.0	98.1	25.4	17.8	94.8	93.7	4.9	1.1
(イ) 交付金	434,548		434,548		434,548		434,548		100.0	100.0			100.0	100.0	△ 3.1	0.0
(3) 軽自動車税	3,178,909	155,159	3,334,068		3,135,487	31,502	3,166,989		98.6	98.6	20.3	23.5	95.0	94.7	2.6	0.3
環境性能割	143,334		143,334		143,334		143,334		100.0	100.0			100.0	100.0	7.5	0.0
種別割	3,035,575	155,159	3,190,734		2,992,153	31,502	3,023,655		98.6	98.6	20.3	23.5	94.8	94.5	2.4	0.3
(4) 市町村たばこ税	8,032,299		8,032,299		8,032,244		8,032,244		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	7.8	0.0
(5) 鉱産税	6,662		6,662		6,662		6,662		100.0	100.0			100.0	100.0	13.0	0.0
(6) 特別土地保有税																
(ア) 保有分																
(イ) 取得分																
(ウ) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	1,339,897	114,393	1,454,290		1,326,090	26,764	1,352,854		99.0	97.5	23.4	17.8	93.0	91.6	△ 1.6	1.4
1 法定目的税	1,339,897	114,393	1,454,290		1,326,090	26,764	1,352,854		99.0	97.5	23.4	17.8	93.0	91.6	△ 1.6	1.4
(1) 入湯税	64,179	9,179	73,358		64,166	8,940	73,106		100.0	84.0	97.4	16.8	99.7	83.6	55.4	16.1
(2) 事業所税		421	421			120	120				28.5	36.3	28.5	36.3	△ 50.0	△ 7.8
(3) 都市計画税	1,275,718	104,793	1,380,511		1,261,924	17,704	1,279,628		98.9	98.1	16.9	17.7	92.7	91.9	△ 3.6	0.8
(ア) 土地	551,254	46,257	597,511		545,169	7,725	552,894		98.9	98.1	16.7	15.9	92.5	91.7	0.3	0.8
(イ) 家屋	724,464	58,536	783,000		716,755	9,979	726,734		98.9	98.1	17.0	18.9	92.8	92.0	△ 6.3	0.8
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税																
合計(一～三)	114,920,476	5,345,640	120,266,116	7,039,079	113,927,461	1,376,803	115,304,264	6,985,038	99.1	98.5	25.8	21.2	95.9	95.0	0.7	0.9
国民健康保険税	16,165,613	6,011,334	22,176,947		15,083,795	1,109,602	16,193,397		93.3	92.6	18.5	19.0	73.0	71.0	△ 1.7	2.0
国民健康保険料	4,113,785	690,505	4,804,290		3,863,252	197,162	4,060,414		93.9	92.9	28.6	31.1	84.5	82.6	1.7	1.9

(3) 町 村 計

(単位：千円、%)

区 分	調 定 済 額				収 入 済 額				徴 収 率						収入済額 Gの対前 年度増減 率	徴収率G /Cの対 前年度増 減
	現年課税分 A	滞納繰越分 B	合 計 C	標準税率 超過調定額 D	現年課税分 E	滞納繰越分 F	合 計 G	標準税率 超過収入済額 H	E/A×100		F/B×100		G/C×100			
									前年度	前年度	前年度	前年度				
一 普 通 税	35,699,195	1,269,997	36,969,192	15,452	35,419,940	298,758	35,718,698	15,430	99.2	98.9	23.5	20.2	96.6	95.9	1.9	0.7
1 法定普通税	35,699,195	1,269,997	36,969,192	15,452	35,419,940	298,758	35,718,698	15,430	99.2	98.9	23.5	20.2	96.6	95.9	1.9	0.7
(1) 市町村民税	11,289,782	384,781	11,674,563	15,452	11,192,836	103,406	11,296,242	15,430	99.1	99.1	26.9	28.2	96.8	96.3	1.3	0.5
① 個人均等割	460,092	17,693	477,785		455,585	4,753	460,338		99.0	99.0	26.9	28.1	96.3	95.9	△ 0.4	0.4
② 所得割	9,200,125	350,902	9,551,027		9,111,318	91,961	9,203,279		99.0	99.0	26.2	28.2	96.4	95.9	1.5	0.5
上記のうち退職 所得分	70,193		70,193		70,193		70,193		100.0	100.0			100.0	100.0	63.5	0.0
① 法人均等割	662,287	13,710	675,997	3,368	658,846	5,628	664,474	3,353	99.5	99.1	41.1	29.0	98.3	97.6	7.0	0.7
② 法人税割	967,278	2,476	969,754	12,084	967,087	1,064	968,151	12,077	100.0	99.8	43.0	24.9	99.8	99.6	△ 3.6	0.2
(2) 固定資産税	21,040,390	816,336	21,856,726		20,873,172	185,297	21,058,469		99.2	98.8	22.7	16.3	96.3	95.5	1.5	0.8
(ア) 純固定資産税	20,594,231	816,336	21,410,567		20,427,013	185,297	20,612,310		99.2	98.8	22.7	16.3	96.3	95.4	1.6	0.9
① 土地	2,612,819	191,443	2,804,262		2,574,807	49,769	2,624,576		98.5	97.7	26.0	17.2	93.6	92.1	△ 0.6	1.5
② 家屋	9,428,784	408,489	9,837,273		9,345,174	95,751	9,440,925		99.1	98.6	23.4	16.4	96.0	95.0	△ 2.6	1.0
③ 償却資産	8,552,628	216,404	8,769,032		8,507,032	39,777	8,546,809		99.5	99.3	18.4	15.1	97.5	97.1	7.4	0.4
(イ) 交付金	446,159		446,159		446,159		446,159		100.0	100.0			100.0	100.0	0.2	0.0
(3) 軽自動車税	1,088,749	52,685	1,141,434		1,073,658	10,055	1,083,713		98.6	98.6	19.1	22.9	94.9	94.6	1.7	0.3
環境性能割	50,739		50,739		50,739		50,739		100.0	100.0			100.0	100.0	5.9	0.0
種別割	1,038,010	52,685	1,090,695		1,022,919	10,055	1,032,974		98.5	98.5	19.1	22.9	94.7	94.4	1.5	0.3
(4) 市町村たばこ税	2,271,036		2,271,036		2,271,036		2,271,036		100.0	100.0			100.0	100.0	9.0	0.0
(5) 鉱産税	9,238		9,238		9,238		9,238		100.0	100.0			100.0	100.0	7.8	0.0
(6) 特別土地保有税		16,195	16,195								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(ア) 保有分		11,993	11,993								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(イ) 取得分		4,202	4,202								0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(ウ) 遊休土地分																
2 法定外普通税																
二 目 的 税	32,964	4,230	37,194		32,568	2,136	34,704		98.8	96.4	50.5	49.0	93.3	92.4	△ 31.5	0.9
1 法定目的税	32,964	4,230	37,194		32,568	2,136	34,704		98.8	96.4	50.5	49.0	93.3	92.4	△ 31.5	0.9
(1) 入湯税	32,964	2,691	35,655		32,568	1,850	34,418		98.8	96.0	68.7	70.5	96.5	94.2	△ 5.4	2.3
(2) 事業所税																
(3) 都市計画税		1,539	1,539			286	286			97.3	18.6	13.9	18.6	88.3	△ 98.0	△ 69.7
(ア) 土地		533	533			94	94			97.3	17.6	13.6	17.6	87.5	△ 98.2	△ 69.9
(イ) 家屋		1,006	1,006			192	192			97.3	19.1	14.0	19.1	88.7	△ 97.9	△ 69.6
(4) 水利地益税																
(5) 共同施設税																
(6) 宅地開発税																
2 法定外目的税																
三 旧法による税																
合計(一～三)	35,732,159	1,274,227	37,006,386	15,452	35,452,508	300,894	35,753,402	15,430	99.2	98.9	23.6	20.3	96.6	95.9	1.9	0.7
国民健康保険税	7,880,117	1,802,145	9,682,262		7,507,410	390,093	7,897,503		95.3	94.9	21.6	23.5	81.6	79.3	0.1	2.3
国民健康保険料																

7 徴収取扱費及び県交付金市町村別交付状況

区 分	個人県民税徴収取扱費	利子交付金	配当金	株式等譲渡所得割交付金	法人事業税交付金	地方消費税交付金			ゴルフ場利用税交付金	環境性能交付金	自動車取得税交付金	計
						一般財源	社会保障財源	計				
市 部	青森市	418,781	20,133	92,484	86,551	579,311	3,175,886	3,689,436	6,865,322	20,275	63,157	8,146,014
	弘前市	246,993	11,637	53,342	49,885	238,690	1,962,283	2,271,173	4,233,456	8,266	42,556	4,884,825
	八戸市	355,873	17,186	79,016	73,968	456,513	2,650,578	2,973,618	5,624,196	2,338	52,147	6,661,237
	黒石市	48,315	1,694	7,739	7,229	34,841	336,009	436,799	772,808		9,041	881,667
	五所川原市	74,795	2,975	13,655	12,777	63,592	583,299	703,032	1,286,331		17,071	1,471,196
	十和田市	96,534	4,219	19,414	18,179	91,995	690,339	812,506	1,502,845	12,388	25,747	1,771,321
	三沢市	63,320	3,363	15,490	14,509	59,183	445,474	517,955	963,429		11,160	1,130,454
	むつ市	83,324	3,966	18,090	16,891	64,500	616,092	743,861	1,359,953		14,397	1,561,121
	つがる市	41,168	1,397	6,445	6,040	27,889	301,837	424,088	725,925		13,856	822,720
	平川市	44,806	1,437	6,610	6,187	27,260	306,177	411,286	717,463	13,438	17,138	834,339
市部計	1,473,909	68,007	312,285	292,216	1,643,774	11,067,974	12,983,754	24,051,728	56,705	266,270	28,164,894	
東津軽郡	平内町	16,424	842	3,599	3,284	6,287	96,976	141,074	238,050	10,739	3,842	283,067
	今別町	3,016	98	442	410	2,294	23,913	34,307	58,220		1,338	65,818
	蓬田村	3,725	133	601	559	1,229	25,205	36,351	61,556		2,447	70,250
	外ヶ浜町	7,840	298	1,307	1,204	5,791	58,676	77,678	136,354		2,588	155,382
計	31,005	1,371	5,949	5,457	15,601	204,770	289,410	494,180	10,739	10,215	574,517	
西津軽郡	鯨ヶ沢町	12,070	417	1,909	1,785	6,616	97,862	127,665	225,527	4,934	4,584	257,842
	深浦町	9,446	278	1,282	1,199	6,051	83,250	105,643	188,893		3,475	210,624
計	21,516	695	3,191	2,984	12,667	181,112	233,308	414,420	4,934	8,059	468,466	
中津軽郡	西目屋村	1,681	46	216	202	1,011	14,072	17,842	31,914		1,236	36,306
	計	1,681	46	216	202	1,011	14,072	17,842	31,914		1,236	36,306
南津軽郡	藤崎町	21,530	753	3,455	3,233	12,792	141,316	194,864	336,180		5,550	383,493
	大鰐町	12,650	375	1,708	1,592	4,892	83,000	122,070	205,070	7,274	4,138	237,699
	田舎館村	11,365	361	1,659	1,553	4,850	64,657	99,412	164,069		3,315	187,172
	計	45,545	1,489	6,822	6,378	22,534	288,973	416,346	705,319	7,274	13,003	808,364

(単位：千円)

区 分	個人県民税 徴収取扱費	利子 交付金	配当 金	株式等譲渡 所得交付金	法人事業 税金	地方消費税 交付金			ゴルフ場 利用税交付金	環境性能 交付金	自動車取得 税金	計
						一般財源	社会保障財源	計				
北 津 軽 郡	板柳町	18,314	593	2,703	2,522	8,392	119,538	176,562	296,100		4,673	333,297
	鶴田町	16,108	550	2,525	2,362	8,469	113,601	169,230	282,831		4,735	317,580
	中泊町	13,821	482	2,221	2,080	7,725	98,316	139,892	238,208		4,943	269,480
	計	48,243	1,625	7,449	6,964	24,586	331,455	485,684	817,139		14,351	920,357
上 北 郡	野辺地町	20,453	830	3,763	3,506	24,047	132,885	171,520	304,405		3,706	360,710
	七戸町	23,173	835	3,816	3,564	17,608	156,471	199,861	356,332		12,425	417,753
	六戸町	16,630	687	3,112	2,898	13,260	95,075	135,319	230,394	8,936	5,788	281,705
	横浜町	6,482	335	1,443	1,322	12,937	45,957	57,788	103,745		1,884	128,148
	東北町	24,836	959	4,317	4,014	16,113	166,988	227,717	394,705		12,831	457,775
	六ヶ所村	17,037	971	4,544	4,277	112,417	174,707	136,122	310,829	4,098	4,958	459,131
	おいらせ町	38,791	1,636	7,517	7,035	28,076	235,703	314,455	550,158		9,895	643,108
計	147,402	6,253	28,512	26,616	224,458	1,007,786	1,242,782	2,250,568	13,034	51,487	2,748,330	
下 北 郡	大間町	7,696	333	1,565	1,475	15,203	55,119	66,069	121,188		1,692	149,152
	東通村	8,852	377	1,759	1,654	30,678	64,054	83,484	147,538		3,084	193,942
	風間浦村	2,377	71	322	300	874	17,695	24,469	42,164		797	46,905
	佐井村	2,525	83	386	361	1,041	19,302	26,631	45,933		872	51,201
計	21,450	864	4,032	3,790	47,796	156,170	200,653	356,823		6,445	441,200	
三 戸 郡	三戸町	13,394	469	2,144	2,003	10,561	97,880	127,881	225,761		5,859	260,191
	五戸町	24,050	908	4,098	3,813	16,440	161,546	221,412	382,958		8,995	441,262
	田子町	8,079	258	1,182	1,104	6,995	54,792	70,048	124,840		6,398	148,856
	南部町	26,179	877	4,023	3,762	10,543	155,831	232,432	388,263		10,533	444,180
	階上町	19,932	806	3,712	3,477	9,664	118,079	180,155	298,234	12,122	6,179	354,126
	新郷村	3,206	98	443	412	1,467	23,369	31,480	54,849		3,377	63,852
計	94,840	3,416	15,602	14,571	55,670	611,497	863,408	1,474,905	12,122	41,341	1,712,467	
県 計	1,885,591	83,766	384,058	359,178	2,048,097	13,863,809	16,733,187	30,596,996	104,808	412,407	35,874,901	

※ 令和4年3月31日現在

8 住民税完納市町村・完納表彰等市町村年度別調

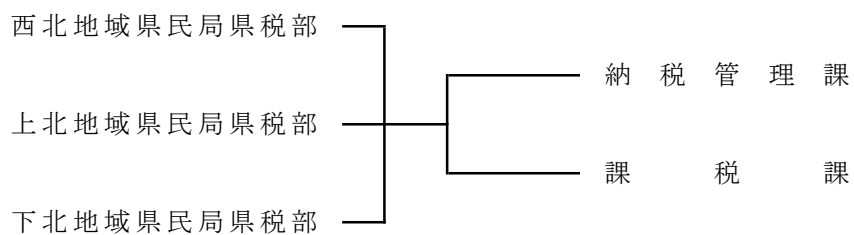
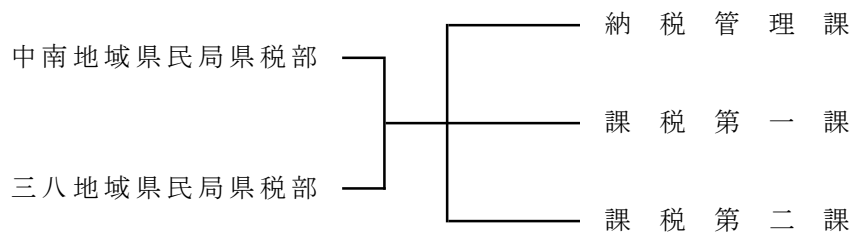
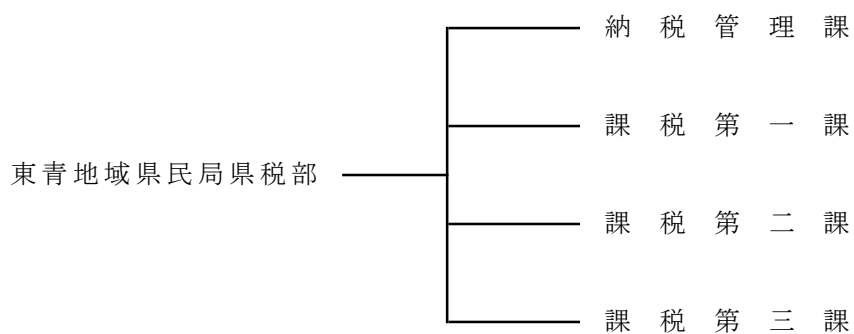
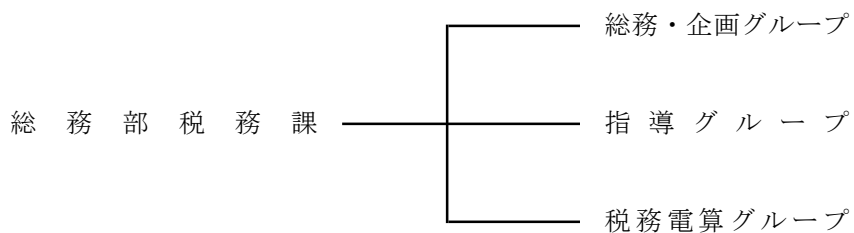
区 分		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
市	青森市	◇							○						
	弘前市														
	八戸市														
	黒石市														
	五所川原市													○	
	十和田市														○
	三沢市														
東津軽郡	むつ市				○										
	つがる市							○				○			○
西津軽郡	平川市	◇	○												
	内別町														
	蓬田村				○	○		○							
西津軽郡	鰯ヶ浦町	◇					○		○				○		
中津軽郡	西目屋村	◇									○				
南津軽郡	藤崎町														
北津軽郡	大鰯町														
	田舎館村														
上北郡	板柳町														
	鶴田町														
	中泊町														
	野辺地町								○						
	七戸町							○							
	六戸町											○			
下北郡	横浜町										○				
	東北町											○			
三戸郡	六ヶ所村		○												
	おいらせ町														
	大間通村													○	
三戸郡	東風井村			○									○		
	佐井村														
	三戸町														
	五戸町														
三戸郡	田子町										○				
	南部町														
三戸郡	階上町														
	新郷村						○								
完納市町村計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
表彰年度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3

凡 例 { ◇ 徴収成績優秀表彰市町村
○ 協力市町村

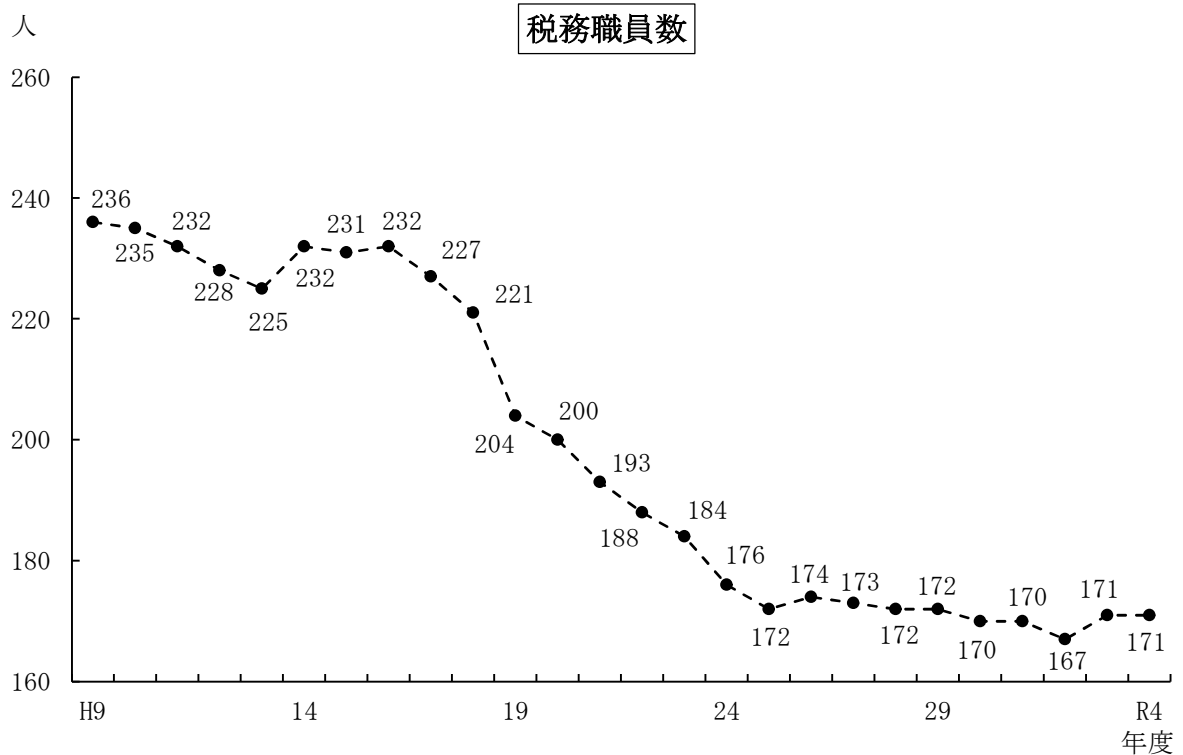
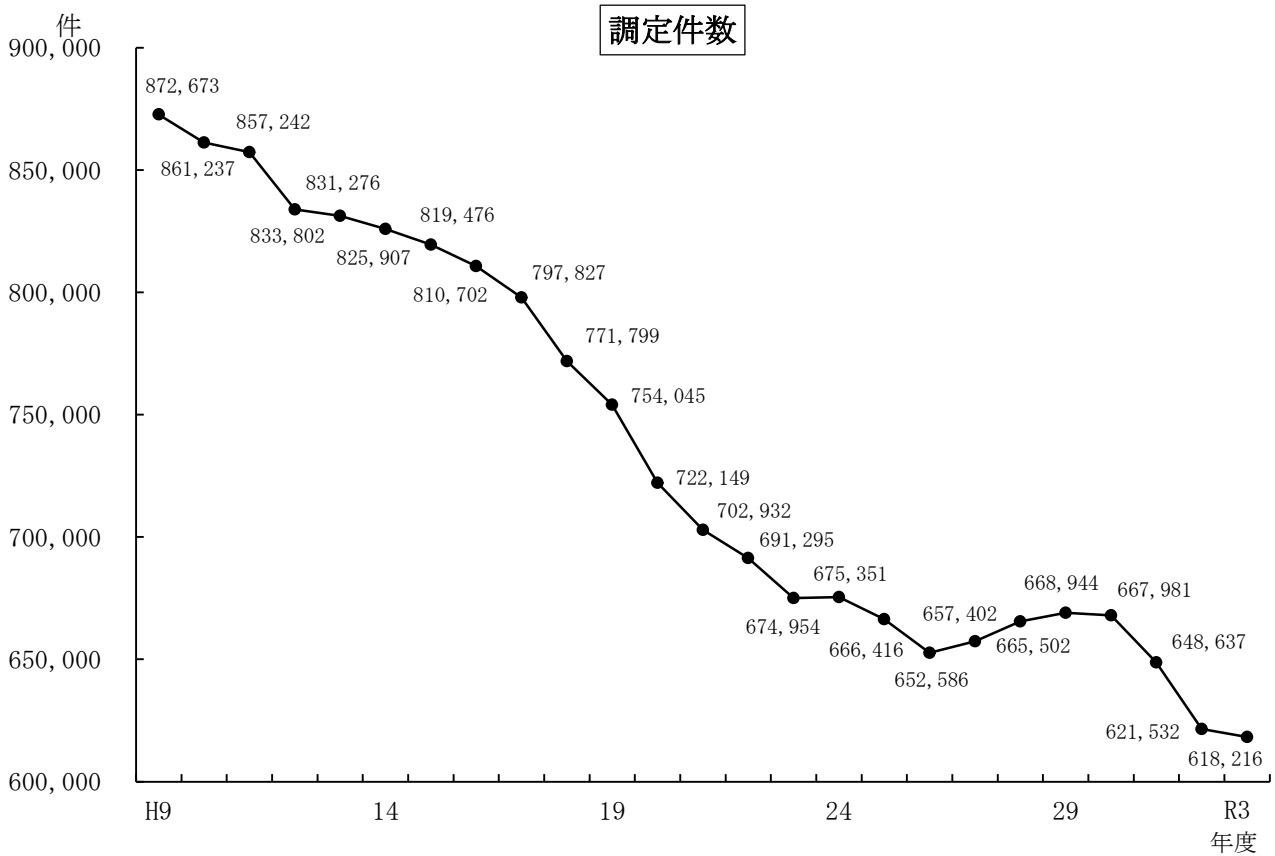
第七 稅務機構

1 税 務 機 構

(4. 4. 1現在)



2 県税調定件数・税務職員数年度別推移



3 税務職員数調

(1) 職 種 別

(4.4.1 現在)

(単位：人)

区 分	税務課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計
課 長	1							1
県 税 部 長		1	1	1	1	1	1	6
次 長		1	1	1	1	1	1	6
課 長 代 理	1							1
総 括 主 幹	4	6	3	3	1	1	1	19
課 長					1			1
主 幹	5	8	4	6	3	3	2	31
主 査	1	10	7	3	3	2	2	28
主 事	10	20	8	12	5	11	6	72
主 幹 専 門 員		1	1	1	2			5
専 門 員				1				1
計	22	47	25	28	17	19	13	171

(2) グループ（課）別

(単位：人)

区 分	税務課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計	
課 長	1							1	
県 税 部 長		1	1	1	1	1	1	6	
次 長		1	1	1	1	1	1	6	
課 長 代 理	1							1	
グ ル ー プ	総務・企画グループ	7						7	
	指 導 グ ル ー プ	6						6	
	税務電算グループ	7						7	
課	納 税 管 理 課		19	10	11	9	11	7	67
	課 税 第 一 課		11	5	6				22
	課 税 第 二 課		8	8	9				25
	課 税 第 三 課		7						7
	課 税 課					6	6	4	16
計	22	47	25	28	17	19	13	171	

4 稅務職員年齡別調

(4.4.1現在)

(單位：人)

區 分	稅務課	東 青	中 南	三 八	西 北	上 北	下 北	計
20 歲 未 滿		2						2
20歲以上24歲以下	2	1	3	4	3	4	4	21
25 " 29 "	4	8	3	6	1	4	2	28
30 " 34 "	5	10	2	2	2	4		25
35 " 39 "		5	1					6
40 " 44 "		2	2	3	2	1	1	11
45 " 49 "	7	6	7	4	2	2	3	31
50 " 54 "	3	7	3	5	3	3	1	25
55 歲						1		1
56 歲		1	1	1	1			4
57 歲	1						1	2
58 歲		3	1		1		1	6
59 歲		1	1	1				3
60 歲		1			2			3
61 歲 ~			1	2				3
職 員 數	22	47	25	28	17	19	13	171
年 齡 合 計	849	1,867	1,050	1,122	727	670	493	6,778
平 均 年 齡	38.6	39.7	42.0	40.1	42.8	35.3	37.9	39.6

5 税務課及び県税部所在地並びに管轄区域

(4.4.1現在)

配置別	所在地	とりまとめ指定 金融機関	管轄区域
税務課	〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 (大代表) 017(722)1111 (直通) 017(734)9064		県内一円
東青地域県民局 県税部	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 (県庁舎北棟1階) (大代表) 017(722)1111 (直通) 017(734)9970	青森銀行県庁支店	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町 分割法人関係、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、個人事業税、たばこ税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、鉤区税及び固定資産税については、県内一円
中南地域県民局 県税部	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 (代表) 0172(32)1131 (直通) 0172(32)4341	青森銀行弘前支店	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
三八地域県民局 県税部	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 (代表) 0178(27)5111 (直通) 0178(27)4455	青森銀行八戸支店	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
西北地域県民局 県税部	〒037-0046 五所川原市字栄町10 (代表) 0173(34)2111 (直通) 0173(34)3141	青森銀行五所川原支店	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町
上北地域県民局 県税部	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 (代表) 0176(22)8111 (直通) 0176(23)4241	青森銀行十和田支店	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町
下北地域県民局 県税部	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 (代表) 0175(22)8581 (直通) 0175(22)3105	青森銀行むつ支店	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村